

平成 25 年度

包括外部監査結果報告書

県税の賦課・徴収に係る財政事務の執行について

平成 26 年 3 月

大分県包括外部監査人

首藤 慶史

目次

第1部 外部監査の概要	1
第1. 外部監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
第3. 監査対象年度	1
第4. 監査対象部局	1
第5. 監査実施期間	1
第6. 特定の事件として選定した理由	1
第7. 監査の要点	2
第8. 主な監査手続	2
第9. 監査従事者の資格及び氏名	2
第10. 監査の日程	3
第11. 利害関係	3
第2部 県税の概要	8
第1. 大分県行財政高度化指針	8
第2. 大分県の財政状況	9
第3. 大分県の財政収支見通し	10
第4. 大分県の歳入状況	11
第5. 県税収入	12
第6. 県税の種類	13
第7. 組織	14
第8. 調定額等の推移	15
第9. 徴税費の推移	16
第3部 監査の結果（及び意見）	17
第1. 個人県民税	17
1. 個人県民税の概要	17
2. 大分県における状況	20
3. 外部監査の結果	23
4. 意見	24
第2. 県民税利子割	29
1. 県民税利子割の概要	29
2. 大分県における状況	30
3. 外部監査の結果	31
4. 意見	31
第3. 県民税配当割及び株式等譲渡所得割	34
1. 県民税配当割及び株式等譲渡所得割の概要	34

2.	大分県における状況	35
3.	外部監査の結果	36
4.	意見	36
第4.	個人事業税	37
1.	個人事業税の概要	37
2.	大分県における状況	40
3.	外部監査の結果	42
4.	意見	43
第5.	法人二税（法人県民税及び法人事業税）	45
1.	法人県民税の概要	45
2.	法人事業税の概要	48
3.	大分県における状況	52
4.	外部監査の結果	57
5.	意見	60
第6.	不動産取得税	68
1.	不動産取得税の概要	68
2.	大分県における状況	71
3.	外部監査の結果	73
4.	意見	75
第7.	自動車取得税	77
1.	自動車取得税の概要	77
2.	大分県における状況	78
3.	外部監査の結果	79
第8.	自動車税	80
1.	自動車税の概要	80
2.	大分県における状況	83
3.	外部監査の結果	85
4.	意見	86
第9.	軽油引取税	88
1.	軽油引取税の概要	88
2.	大分県における状況	91
3.	外部監査の結果	94
4.	意見	96
第10.	ゴルフ場利用税	98
1.	ゴルフ場利用税の概要	98
2.	大分県の状況	101

3. 外部監査の結果	104
4. 意見.....	104
第 11. 産業廃棄物税	105
1. 産業廃棄物税の概要	105
2. 大分県における状況	107
3. 外部監査の結果	109
4. 意見.....	110
第 12. 鉦区税	111
1. 鉦区税の概要	111
2. 大分県の状況	112
3. 外部監査の結果	114
4. 意見.....	114
第 13. 狩猟税	115
1. 狩猟税の概要	115
2. 大分県の状況	116
3. 外部監査の結果	116
第 14. 組織体制、人材育成及び徴税費	117
1. 組織体制、人材育成及び徴税費の概要	117
2. 外部監査の結果	126
3. 意見.....	128
第 15. 徴収管理	139
1. 収納事務の概要	139
2. 滞納整理事務の概要	139
3. 大分県における状況	142
4. 外部監査の結果	145
5. 意見.....	147
第 16. 税務システム	149
1. 税務システムの概要	149
2. 外部監査の結果	151
3. 意見.....	151

第1部 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（テーマ）

県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行について

第3. 監査対象年度

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、平成25年度の一部についても監査の対象とした。

第4. 監査対象部局

総務部税務課、各県税事務所

第5. 監査実施期間

平成25年6月3日から平成26年3月31日まで

第6. 特定の事件として選定した理由

大分県の県税収入は、平成23年度で約987億円となっており、一般会計歳入合計約5,903億円のうち16.71%を占める歳入の枢軸をなす重要な収入源である。一方で、大分県の人口は昭和60年の125万人をピークとして減少傾向が続いており、かつ近年の経済不況等の影響により、平成23年度の県税収入決算額は7年ぶりに1,000億円を下回る結果となっている。

大分県では、「大分県行財政高度化指針」に基づいて、持続可能な行財政基盤を構築する更なる行財政改革に取り組んでいるところであり、その中でも県税の徴収強化は主要な取組内容として掲げられている項目である。また、長期総合計画における諸政策の実現や目標達成のために必要な安定的かつ持続的な事業執行のためにも、県税収入の確保は極めて重要な課題といえる。

以上より、「県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行について」を今年度の監査テーマとした。

第7. 監査の要点

- (1) 税の賦課・徴収事務が法令等に準拠して適正かつ網羅的に行われているか。
- (2) 税の賦課・徴収事務が課税の公平性に配慮して行われているか。
- (3) 税の賦課・徴収事務は効率的かつ効果的に行われているか。
- (4) 県税事務所の税の賦課・徴収事務は適正かつ統一的行われているか。
- (5) 文書管理が適切に行われているか。
- (6) 組織体制及び人材育成は適正かつ効率的に行われているか。
- (7) 税務事務情報管理システムは適切に管理運営されているか。

第8. 主な監査手続

- (1) 関係法令、条文、規則等の根拠規定を確認し、制度の趣旨及び事務の手続の流れ等を確認した。
- (2) 県税事務所等に往査し、賦課・徴収事務、滞納整理事務が関連法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを確認した。
- (3) 各税目に関する課税客体の捕捉状況について質問及び関連資料の閲覧により確認した。
- (4) 税総合管理システムが適切に管理・運用されているかどうか質問及び関連資料の閲覧により確認した。
- (5) その他、監査の実施過程で必要と認められる監査手続を実施した。

第9. 監査従事者の資格及び氏名

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士	首藤慶史
補助者	公認会計士	内藤真一
補助者	公認会計士	三浦敬司
補助者	公認会計士	宮寄健
補助者	公認会計士	甫立昌彦
補助者	公認会計士	河野孝行
補助者	公認会計士	目久美将
補助者	公認会計士試験全科目合格者	菅豪邦

第 10. 監査の日程

実施の時期及び実施した作業の内容は次のとおりである。

平成 25 年 6 月～7 月：調査内容の検討、ヒアリングシートの作成

平成 25 年 6 月～8 月：県税の賦課・徴収に関する基礎データの照会・作成依頼

平成 25 年 6 月～12 月：現地調査、ヒアリング等

平成 25 年 11 月～平成 26 年 3 月：現地調査結果に関する税務課へのヒアリング・
フォロー手続の実施・取りまとめ、結果報告書の作成

上記のうち、主要な現地調査、ヒアリング等の実施の時期等は次のとおりである。

監査時期	監査対象	監査従事者
6 月 14 日	税務課	首藤、三浦、宮寄、甫立、 目久美
7 月 8 日、10 日～12 日	税務課	首藤、三浦、宮寄、甫立
7 月 29 日、8 月 1 日～2 日、5 日	税務課	首藤、三浦、宮寄、菅
8 月 7 日～9 日	大分県税事務所	首藤、三浦、宮寄、河野、菅
8 月 21 日～23 日	別府県税事務所	首藤、三浦、甫立、河野
9 月 9 日～11 日	中津県税事務所	首藤、三浦、甫立、目久美
10 月 2 日～4 日	佐伯県税事務所	首藤、三浦、宮寄、甫立
10 月 8 日～11 日	大分県税事務所	首藤、三浦、宮寄、甫立
12 月 2 日～3 日	税務課	首藤、三浦
12 月 10 日～12 日、17 日	税務課	首藤、三浦

第 11. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

・「外部監査の結果」と「意見」

「外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する監査の結果である。

「意見」…同法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、大分県の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見である。

・略称

本報告書で用いている略称は次のとおりである。

略称	正式名称及び内容等
法	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）のこと。 地方税について、地方公共団体の課税権を定め、都道府県及び市区町村の税目や法定外普通税、地方税の賦課・徴収の手續等を定めた法律である。地方税に関する地方団体の条例は、この法律の枠内において定められる。
国徴法	国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）のこと。 国税の滞納処分等、基本的には国税収入の確保を目的とする法律であるが、地方税法に、県税の滞納処分の具体的な手續に関しては、「…滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」（第 68 条等）と規定されており、地方税の滞納処分等の手續についても、国税徴収法の規定が準用されている。
施行規則	地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）のこと。 地方税法の規定に基づき同法を実施するための細則及び帳票様式等を定めている。
条例	大分県税条例（昭和 25 年大分県条例第 45 号）のこと。 県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる（同条例第 1 条）。
事務処理要領	県税事務処理要領（平成 14 年 4 月 1 日付税第 6 号総務部長通知）のこと。 事務の適正化・能率化を図るため、県税の賦課徴収に関する手續及び使用する帳票様式等を定め、総務部長から各県税事務所長に通知したもの。

・用語

専門用語については、可能な限り本文中で解説することに努めた。その他の本報告書で扱う用語の意味を以下に示す。なお、本報告書で使用されている用語について本文の内容の理解を助けるために作成したものであり、学術的・専門的な用語の定義を厳密に示したものではない。

用語	内容
応益負担	<p>国や地方自治体の提供する行政サービスの受益の大きさに応じて税負担をすべきであるという考え方である。いわば行政サービスを購入する料金ともいえる。同じ行政サービスについては所得には関係なく同じ税額ということになる。</p> <p>対になる言葉として、「応能負担」がある。これは、負担する能力（担税力）のある者に対してその能力に応じて税負担をすべきであるという考え方である。</p>
課税客体	<p>納税義務を発生させることとなる物件、行為、事実をいう。</p>
課税標準（課税標準額）	<p>課税標準とは、税金において、税額を算出するうえで基礎となる課税対象を指す用語。税の種類によって算出方法が異なり、所得税の所得金額のように金額で表示される場合（課税標準額）のほか、リットルやキログラムなどの数量で表されることもある。</p>
消し込み処理・未消し	<p>消し込み処理とは、窓口納付や口座振替があった場合の「入金情報」と県が把握している税の「調定情報」とのマッチング作業のこと。</p> <p>また、何らかの理由で「入金情報」が「調定情報」とマッチングできていない状況のことを「未消し」という。</p>
原始取得・承継取得	<p>原始取得とは、ある権利を他人の権利に基づかないで独立に取得することをいう。不動産取得税でいう原始取得とは、家屋の新築・増築などを指す。一方、承継取得とは、所有権などの権利を取得する際に、他人の権利に基づいて権利を取得することをいい、不動産取得税でいう承継取得とは、既に存在する不動産を譲り受けることを指す。</p>
減免	<p>法律及び条例の定めるところにより、課税権の行使後、原則として納税者の申請によって、その税額の全部又は一部を免除すること。</p>
公売	<p>公売とは、国税徴収法に基づき、滞納税金の回収のために差し押えた財産を換価するための手続のこと。</p>
国税電子申告・納税システム（e-Tax）	<p>公的個人認証サービスを利用して、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるオンラインシステム。税務署の窓口に行かずに家やオフィスのパソコンから申告・納税ができる。</p>
国税連携システム	<p>国税である所得税の確定申告データを地方公共団体が地方税の電子申告手続システムeLTAX（エルタックス）を通じて受け取るシステム。地方公共団体は国税の所得税確定申告書の申告内容を課税情報として生かすことができる。</p> <p>従来は地方税務職員が税務署に出向いて申告書から必要な部分を分離・複写して情報を入手。地方公共団体に持ち帰ってデータ入力し、税を賦課決定するという課税プロセスを経ていた。</p> <p>事務の効率化とともに、入力ミスによる課税誤りの解消などの効果が期待される。</p>

用語	内容
個人県民税徴収取扱費	市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が市町村へ交付する費用。納税義務者数等を算定基礎としている。
個人県民税の徴取引継ぎ	個人県民税については、県ではなく、市町村が個人市町村民税と併せて賦課徴収しているが、そのうち、県で徴収した方が効果が見込まれる案件について、各県税事務所が市町村から徴収を引き継ぎ、直接徴収し又は滞納処分を実施すること。
自主決定	<p>法人が提出した法人事業税の申告書又は修正申告書に係る申告税額等が過大又は過小であった場合、又は法人が当該申告書を提出しなかった場合において、県知事はその調査により、当該法人に係る申告税額等について更正、決定することを「自主決定」といい、自主決定の対象となる法人を「自主決定法人」という。</p> <p>それに対して、国の法人税の調査に基づいて更正、決定する（法第72条の9）ことを「国税準拠」、対象となる法人を「国税準拠法人」という。</p>
資力回復調査	<p>滞納処分の執行停止後に、納税者に納付資力が回復され、納付できる状態になっているかどうか調査を行うもの。</p> <p>資力が回復していれば、滞納処分の執行停止を取り消し、滞納処分を続行することになる。</p>
除却決議	<p>事業所の実地調査、関係者等への照会等各種の調査を実施した結果、以下の事項に該当することが確認された法人について、県税事務所長の権限により課税台帳の登録を除却すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所在不明が確認されたとき ② 事業を実質的に廃止しており、かつ、会計等の事務が行われず、今後事業再開の見込がないと認められるとき ③ 解散後清算が不可能と認められるとき
出納整理期間	前会計年度末までに確定した債権債務について所定の手続を完了し、現金の未収未払の整理を行うために設けられた期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日の2か月間をいう。
滞納処分	税金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている税金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え、換価（公売）し、滞納になっている税金にあてて完納させる一連の手続等をいう。地方税には、自力執行権が与えられており、裁判所等の法の執行機関を通さなくても債権の内容を実現していくことができる。
調定額	徴収すべき税金について、地方公共団体の長が、法令及び関係書類に基づきその徴収が法令に違反していないことを確認し、所定の事項を調査し、適正であると認めるときに行う徴収の意思決定をした額。
普通徴収・特別徴収	<p>普通徴収とは、課税庁（県税事務所長等）が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収する方法をいう。</p> <p>特別徴収とは地方税の徴収について便宜を有する者に税を徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。</p>

用語	内容
不納欠損	<p>時効の完成などにより滞納分の徴収金が徴収できなくなり、その調定の金額が消滅することをいう。不納欠損となるのは、地方税法で定められた次のような場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分^の執行停止3か年継続による消滅（地方税法第15条の7第4項） ・直ちに納税義務を消滅させる場合（地方税法第15条の7第5項） ・消滅時効（地方税法第18条）
<small>ゆうじよ</small> 宥恕規定	<p>ある行為等が法律要件とされている場合に、その要件を充足しない場合でも、その要件を充足しなかったことにつきやむを得ないと認められる場合など一定の場合にその要件を満たしたと同様の法律効果を認める規定。</p>

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

ただし、大分県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

第2部 県税の概要

第1. 大分県行財政高度化指針

大分県では、これまで、平成16年に「行財政改革プラン」、平成21年に「中期行財政運営ビジョン」を策定し、これに基づく行財政改革を行い、歳出削減と歳入確保に取り組んできた。その結果、県の貯金である財政調整用基金の平成23年度末残高が目標額を上回るなどの成果を挙げてきている。

また、引き続き不測の事態に対応できる行財政基盤を構築するとともに、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」に掲げた政策の実現を下支えするため、平成24年3月には、平成24年から平成27年度までの4年間を対象とした「大分県行財政高度化指針」を策定し、これに基づく行財政改革の取組を進めているところである。

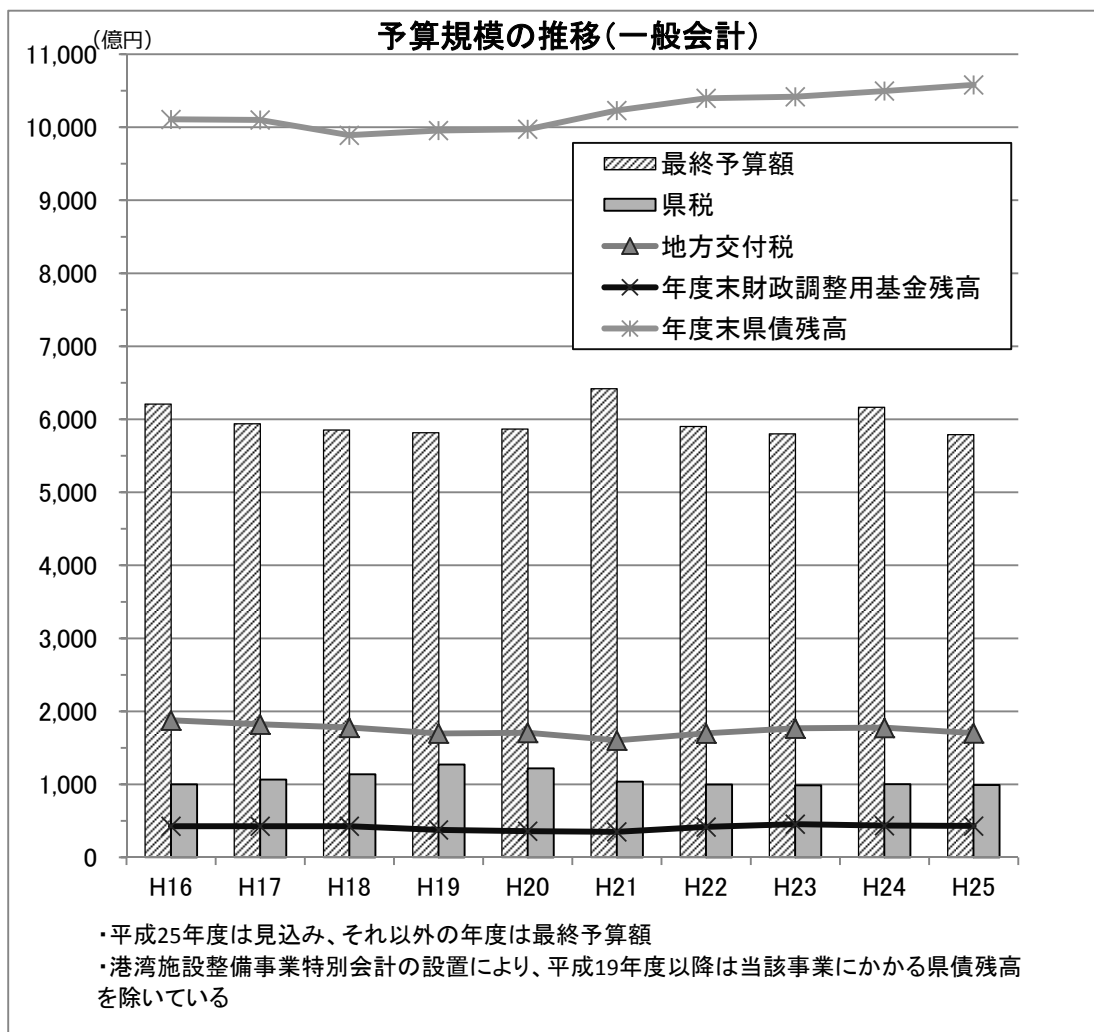
この指針では、限られた行政資源を最大限に活用し、県民中心の県政を行っていくため、①県民への行政サービスの「高度化」、②行政体としての大分県庁の「高度化」に取り組んでいくこととされている。

第2. 大分県の財政状況

平成16年度以降の大分県の一般会計最終予算等の推移は次のとおりである。

一般会計の最終予算額は、平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度以降は景気の減速や雇用不安への対策に必要な予算を計上したため、若干の増加となっている。

また、地方交付税は平成21年度まで減少傾向にあったが、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の確保が図られるようになり、平成24年度までは若干の増加となっている。一方、県の債務残高となる県債残高は、引き続き発行の抑制に努めているが、地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の発行等により、ここ10年間は1兆円前後の水準で推移している。また、歳入と歳出の収支差（いわゆる赤字）を補填するための貯金にあたる財政調整用基金残高は平成25年度末で428億円となる見込みである。



第3. 大分県の財政収支見通し

大分県の「今後の財政収支見通し（試算）について」が平成26年3月に公表されている。この見通しでは、平成26年度当初予算案及び平成25年度3月補正をベースに、国の①中長期経済財政に関する試算（H26.1.20内閣府公表）、②平成26年度地方財政計画（H26.2.7閣議決定）等を参考に、現行制度を前提として試算されている。

（単位：億円）

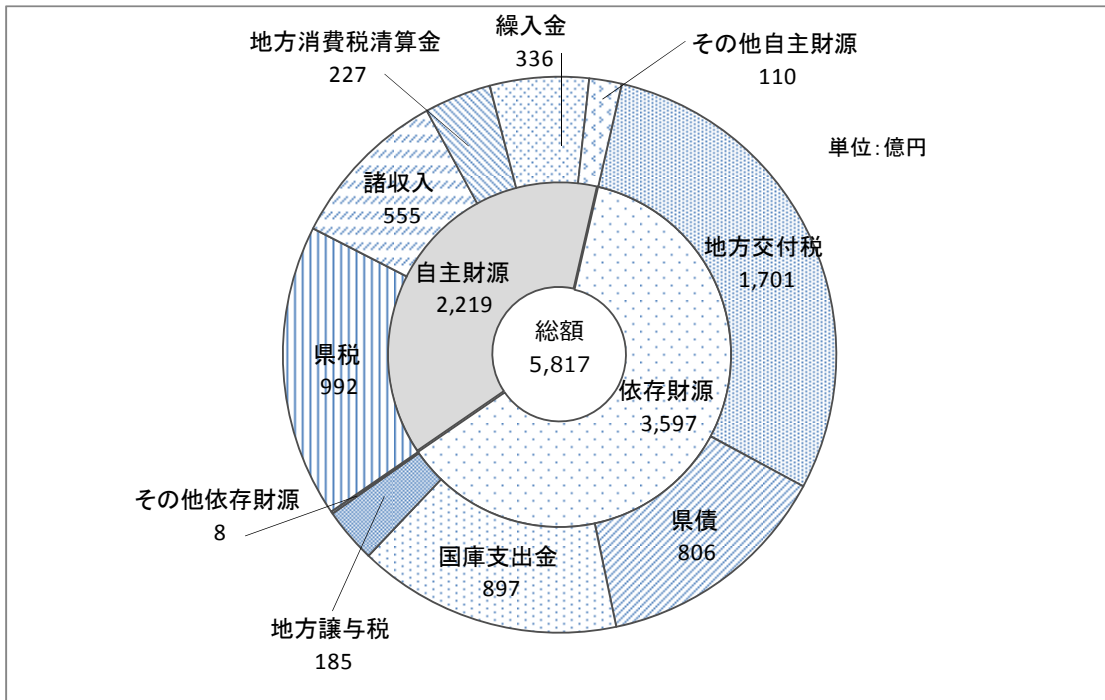
区 分		平成25年度 (3月補正後)	平成26年度	平成27年度
歳入	(1) 県税・交付税・臨財債等	3,614	3,633	3,857
	うち県税	1,025	1,045	1,198
	うち県交付税・臨財債	2,154	2,089	2,047
	(2) 国庫支出金	1,000	895	918
	(3) 県債（通常債）	338	398	425
	(4) その他収入	839	922	801
	計	5,791	5,848	6,001
歳出	(1) 義務的経費	3,123	3,188	3,234
	①人件費	1,531	1,567	1,590
	給与費等	1,388	1,433	1,427
	退職手当	143	134	163
	②社会保障関係費	663	700	731
	③公債費	929	921	913
	(2) 投機的経費	1,155	1,301	1,232
	①普通建設補助・直轄	809	858	829
	②普通建設単独	296	319	285
	③災害復旧事業	50	124	118
	(3) その他経費	1,513	1,429	1,626
	計	5,791	5,918	6,092

財調用基金繰入額（歳入－歳出）	0	△ 70	△ 91
前年度決算剰余金	—	15	15
行革効果（歳入確保・節約等）	—	40	40
財政調整用基金残高	428	416	380

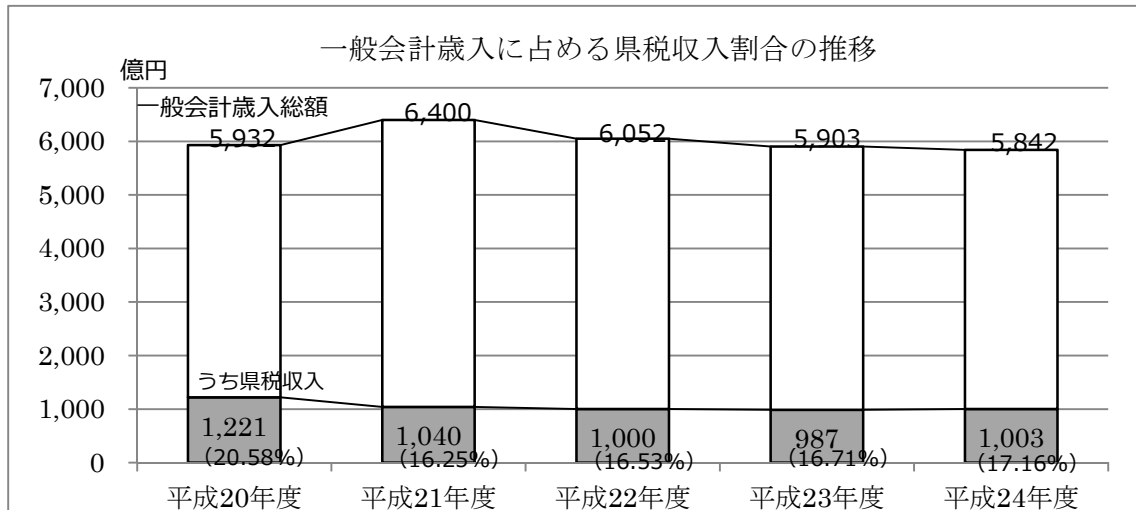
県債残高	10,581	10,574	10,571
うち臨時財政対策債除き	7,157	6,900	6,707

第4. 大分県の歳入状況

平成25年度の大分県の一般会計歳入予算(当初)総額5,817億円に占める県税992億円の占める割合は17.0%であり、重要な財源となっている。

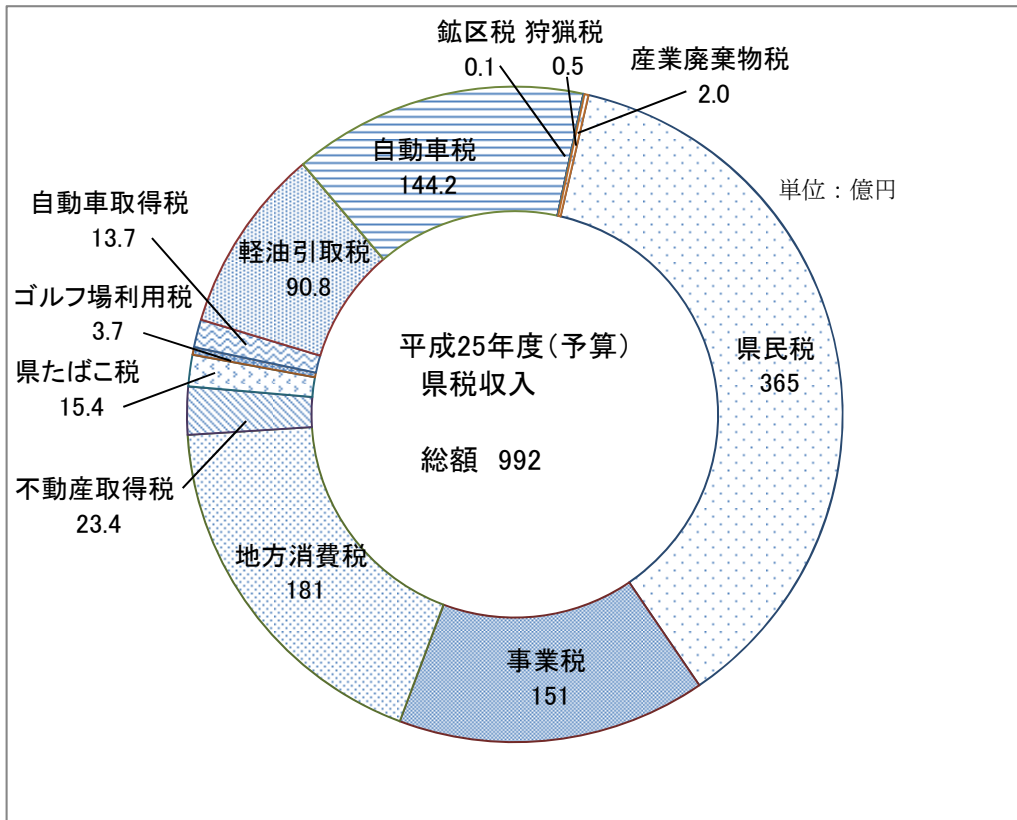


県税は、過去5年間では平成20年度に1,221億円、一般会計に占める割合20.58%が最高であり、最近では1,000億円前後、一般会計に占める割合は17%程度で推移している。

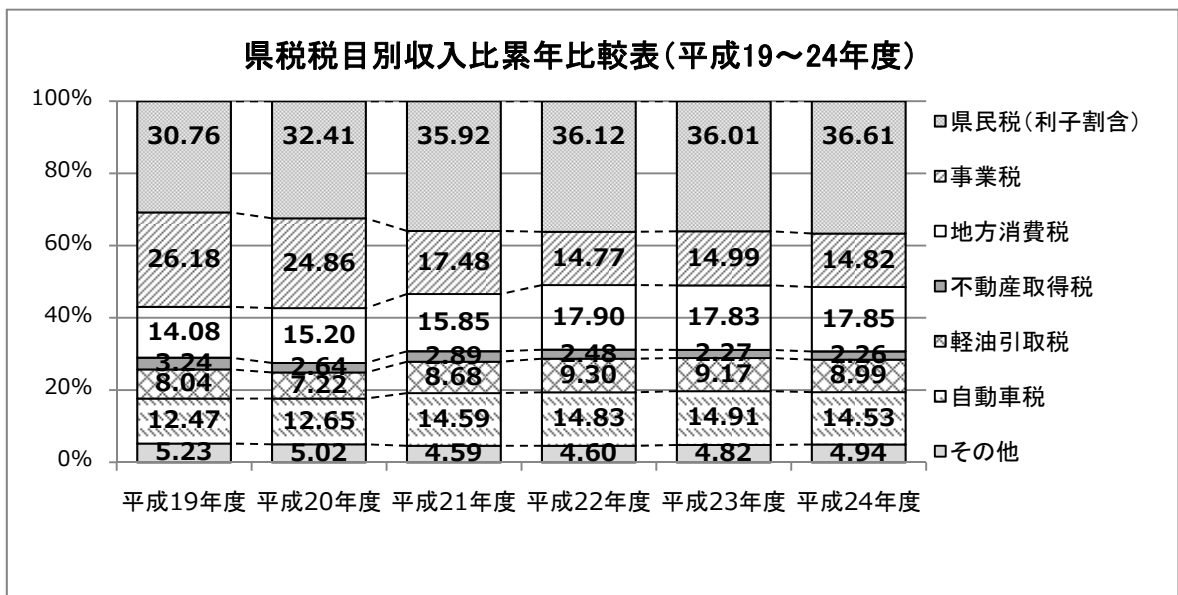


第5. 県税収入

県税は、大分県の自主財源の中で最も大きな割合を占める（平成25年度当初予算：44.6%）重要な財源である。県税収入の内訳は下表のとおりである。



県税の構成比は、法人・個人県民税が最も大きく36%程度を占め、次いで地方消費税18%程度、法人・個人事業税15%程度、自動車税14%程度となっている。

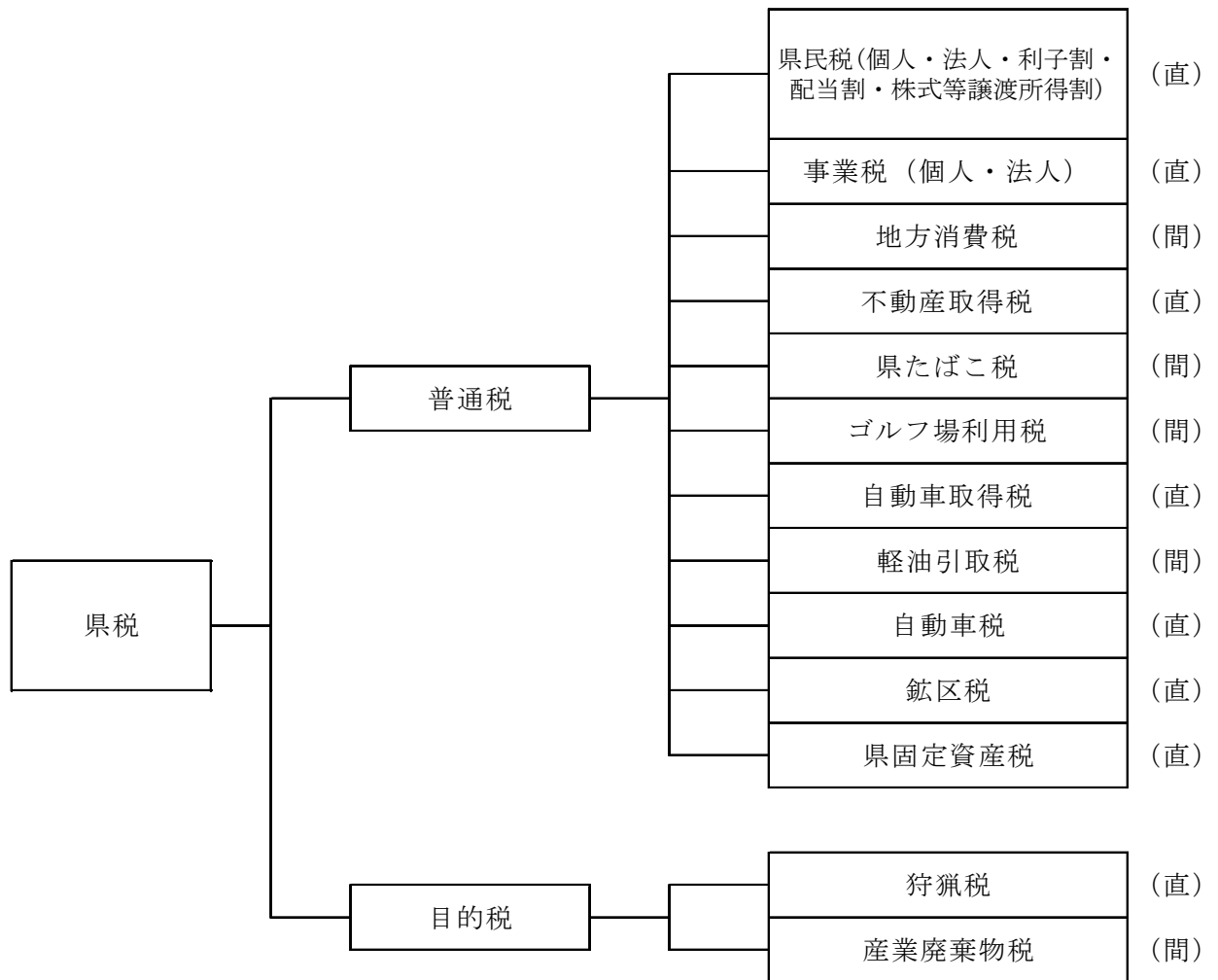


第6. 県税の種類

県税には次のとおりの税目がある。

県税は、その用途によって、普通税と目的税に区分される。普通税は、その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税金であり、目的税は、特定の費用に充てるために課される税金のことをいう。

また、直接税は、税金を負担する人が直接県に納める税金であり、間接税は税金を負担する人と納める人が異なる税金である。



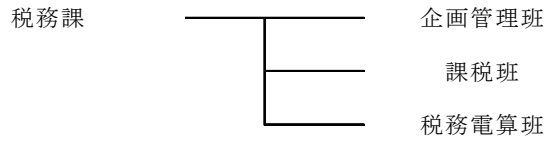
(注) (直)は直接税、(間)は間接税である。

県固定資産税は、大規模の償却資産に対して係る税金であるが、大分県には課税対象となる資産はない。

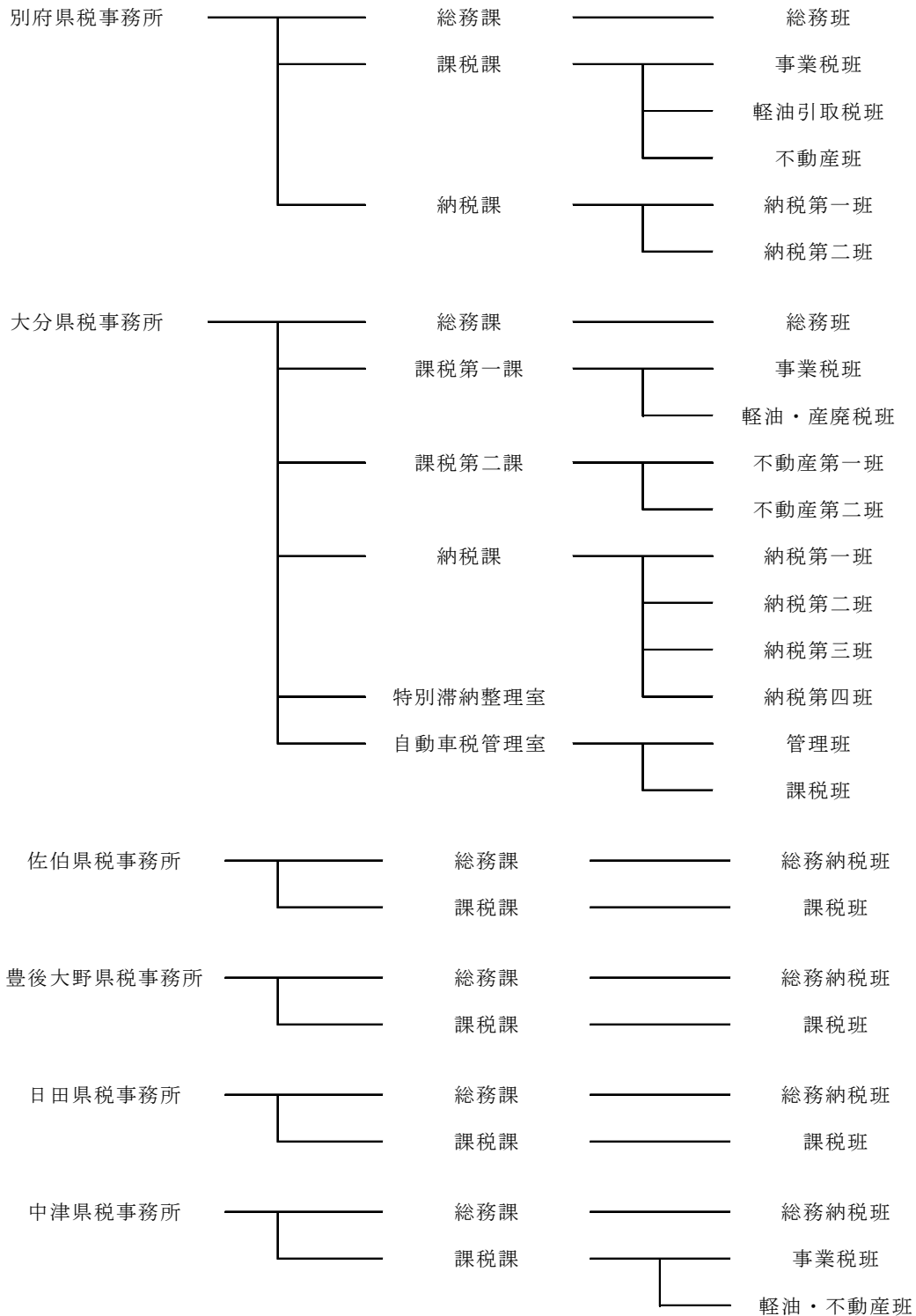
第7. 組織

平成24年度の県税に係る組織は次のとおりである。

(主管課)



(地方機関)



第8. 調定額等の推移

1. 県税収入済額の推移

(単位:百万円)

科目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
個人県民税	32,635	32,115	30,288	29,935	31,324
法人県民税	5,916	4,389	5,021	4,986	4,888
県民税利子割	1,011	858	816	601	496
個人事業税	1,097	965	884	872	858
法人事業税	29,250	17,214	13,887	13,908	13,989
地方消費税	18,553	16,490	17,906	17,594	17,900
不動産取得税	3,229	3,006	2,481	2,239	2,267
県たばこ税	2,444	2,313	2,356	2,717	2,667
ゴルフ場利用税	439	443	453	395	385
自動車取得税	2,892	1,807	1,501	1,308	1,603
軽油取引税	8,820	9,029	9,300	9,047	9,017
自動車税	15,448	15,174	14,829	14,714	14,564
鉾区税	13	13	13	12	12
狩猟税	55	54	52	51	49
産業廃棄物税	285	152	234	279	243
合計	122,087	104,022	100,020	98,658	100,262

2. 県税徴収率の推移

科目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
個人県民税	93.5%	92.7%	92.3%	92.6%	93.1%
法人県民税	98.9%	98.4%	98.7%	98.7%	98.9%
県民税利子割	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
個人事業税	93.0%	92.5%	92.7%	93.6%	93.1%
法人事業税	99.2%	98.8%	98.7%	98.7%	99.0%
地方消費税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
不動産取得税	93.1%	94.5%	94.2%	94.6%	94.9%
県たばこ税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ゴルフ場利用税	86.4%	86.6%	95.3%	97.7%	100.0%
自動車取得税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽油取引税	98.2%	97.6%	97.9%	97.5%	97.6%
自動車税	96.4%	96.7%	97.0%	97.5%	97.8%
鉾区税	90.5%	91.9%	92.4%	92.1%	92.2%
狩猟税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
産業廃棄物税	46.0%	28.2%	36.3%	40.4%	36.2%
合計	96.8%	96.1%	96.1%	96.2%	96.5%

第9. 徴税費の推移

(単位：千円)

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
予 算 額 (イ)		121,980,000	103,800,000	99,800,000	98,560,000	100,150,000		
調 定 (見 込) 額 (ロ)		126,094,573	108,298,101	104,095,747	102,535,084	103,936,761		
収 入 (見 込) 額 (ハ)		122,086,587	104,022,247	100,020,125	98,657,849	100,262,497		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	743,512	763,964	755,334	753,318	733,001	
		諸 手 当	超過勤務手当	40,511	39,966	35,586	37,941	33,380
		特殊勤務手当	22,641	23,173	23,190	23,488	22,960	
		その他の手当	400,058	385,178	363,513	358,397	348,802	
	計	463,210	448,317	422,289	419,826	405,142		
	その他の人件費	260,191	261,322	296,361	303,483	272,570		
	計	1,466,913	1,473,603	1,473,984	1,476,627	1,410,713		
	旅 費	10,697	9,302	10,448	10,227	9,961		
	需 用 費	消 耗 品 費	44,512	40,328	39,294	36,062	35,456	
		食 糧 費	79	84	68	80	72	
通 信 運 搬 費		64,282	62,555	60,830	59,616	56,958		
備 品 費		2,190	1,656	3,822	907	7,003		
そ の 他		323,604	266,560	179,497	149,403	153,830		
計	434,667	371,183	283,511	246,068	253,319			
報 償 費	県民税徴収取扱費	2,437,280	1,909,324	1,781,129	1,738,475	1,692,112		
	納税貯蓄組合補助金	-	-	-	-	-		
	特別地方消費税特別 徴収義務者交付金	-	-	-	-	-		
	そ の 他	426,168	344,107	338,434	260,532	260,405		
計	2,863,448	2,253,431	2,119,563	1,999,007	1,952,517			
合 計 (ニ)		4,775,725	4,107,519	3,887,506	3,731,929	3,626,510		
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対予算額(ニ)÷(イ)	3.92%	3.96%	3.90%	3.79%	3.62%		
	対調定(見込)額(ニ)÷(ロ)	3.79%	3.79%	3.73%	3.64%	3.49%		
	対収入(見込)額(ニ)÷(ハ)	3.91%	3.95%	3.89%	3.78%	3.62%		
徴 税 吏 員 数	定 員	193人	194人	196人	199人	194人		
	実 人 員	吏 員	193人	194人	196人	199人	194人	
		嘱 託	4人	4人	5人	5人	3人	
		計 (ホ)	197人	198人	201人	204人	197人	
徴税吏員1人当たり徴収額(ハ)÷(ホ)		619,729	525,365	497,613	483,617	508,947		
徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	人件費(含旅費)	7,501	7,489	7,385	7,289	7,212		
	物件費(含報償費)	16,742	13,256	11,956	11,005	11,197		
	計	24,242	20,745	19,341	18,294	18,409		
事 務 所 数		6	6	6	6	6		

第3部 監査の結果（及び意見）

第1. 個人県民税

1. 個人県民税の概要

(1) 個人県民税の定義

個人県民税は、納税義務者に対して、均等割・所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割として課税される税金で、それぞれ以下のとおりである。

① 均等割

個人の所得金額に関係なく、一定の税額を課税するもの

② 所得割

個人の所得金額を基礎として税額を課税するもの

※ 利子割、配当割及び株式等譲渡所得割については、第2及び第3に記載。

(2) 課税対象及び税率

種類	納税義務者	税率	納期限
均等割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所等を有する市町村内に住所を有しない者	年1,000円（法第38条） ただし、「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例（森林環境税）」の施行に伴い平成18年度から平成27年度までは500円を加算 （注）防災のための施策に要する費用の財源確保のため、平成26年度から平成35年度までは500円を加算	普通徴収 各市町村により異なる 特別徴収 6月～翌年5月までの12回分割
所得割	県内に住所を有する個人	4%（法第35条）	

※ 利子割、配当割及び株式等譲渡所得割については、第2及び第3に記載。

(3) 納税額（法第32条）

前年の所得について、原則として所得税法その他の所得税に関する法令の規定によって算定した所得金額に対して課税が行われる。

納税額は以下の算定式により算出される。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除額}} \\ \Rightarrow & \boxed{\text{課税所得金額}} = \boxed{\text{前年中の所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} \\ \Rightarrow & \boxed{\text{前年中の所得金額}} = \boxed{\text{前年中の収入金額}} - \boxed{\text{所得計算上の控除額}} \end{aligned}$$

① 所得計算上の控除額の種類

給与所得控除や公的年金等控除額などである。

② 所得控除の種類

項目	控除の内容	控除の種類
基礎的な人的控除	納税者本人や配偶者、扶養親族の世帯構成などを斟酌したもの	基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除
特別な人的控除	障がいなど特別な人的要因のために追加的費用を要することによって担税力が減殺すること等を斟酌したもの	障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除
その他の控除	災害、疾病などによる特別の支出に伴って担税力が減殺されることを斟酌したり、一定の政策的要請を勘案したもの	雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除

③ 税額控除の種類

項目	控除の内容
調整控除	所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための措置。平成 19 年度以降の年度分の個人住民税について、他の税額控除に先立ち、所得割額から控除される。
配当控除	納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得があるときは、法人段階における支払配当に対する課税（法人住民税）と個人段階における受取配当に対する課税（個人住民税）との二重課税を調整するために、所得割額から配当所得の一定額を差し引くこととされる。
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅借入金等特別税額控除を受けている者で、所得税で控除しきれない金額がある場合は、一定の金額が個人県民税の所得割額から控除される。
寄附金税額控除	個人が一定の寄附金を支出した場合は、所得割の税額が控除される。都道府県又は市区町村に対する寄附金、住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金などが該当する。
外国税額控除	外国の法令により所得税又は個人住民税に相当する税を課された場合は、国際的な二重課税を回避するため、当該課された外国所得税額のうち所得税の控除限度額を超える額があるときは、その超える外国所得税額が、個人県民税の控除限度額の範囲内で控除される。

(4) 申告及び徴収

① 申告の方法（法第 45 条の 2、第 45 条の 3）

賦課期日（1 月 1 日）に県内に住所を有する者は、3 月 15 日までに「市町村民税・道府県民税申告書」を賦課期日現在における住所地の市町村長に提出しなければならない。ただし、1 月 1 日現在において給与支払報告書の提出義務者から給与の支払いを受けている者や公的年金等支払報告書の提出義務者から公的年金等の支払いを受けている者などはこの限りではない。

また、所得税の確定申告書を提出した場合には、当該申告書が提出された日に個人住民税の申告書が提出されたものとみなされる。

② 賦課徴収の方法（法第 39 条、第 41 条、第 319 条）

賦課期日は当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日となっており、1 月 1 日現在の住所地の市町村が、市町村民税と併せて賦課徴収する。

普通徴収（事業所得者）の場合は、市町村が毎年 6 月に納税義務者に納税通知書を交付することにより税額を通知し、納税義務者は年 4 回に分けて納税を行う。

特別徴収（給与所得者）の場合は、市町村が毎年5月31日までに給与支払者を通じて納税義務者に税額を通知し、給与支払者が、当該年度の6月から翌年の5月までの給与支払時に税額を徴収し、徴収月の翌月の10日までに各市町村に納入を行う。

③ 県民税の払込みと徴収取扱費の交付方法（法第42条第3項、第47条）

市町村は個人県民税に係る地方公共団体の徴収金の納付又は納入があった場合においては、当該納付又は納入があった月の翌月10日までに県に払い込む。

県は、市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を市町村に対して交付しなければならない。

(5) 市町村との連携強化の取組みについて

個人住民税は、個人県民税と個人市町村民税からなるが、法により、いずれも市町村が賦課徴収を行うこととされており、県は市町村が行う賦課徴収に関する事務の執行について必要な援助を行うこととされている。特別徴収の適正実施に向けた取組みは、その性質上、複数の市町村を跨ぐ広域的な課題であるため、県と市町村間、及び市町村間相互における一層の連携強化が不可欠である。そのため県では、① 個人住民税の徴収引継ぎ、② 県徴収職員の市町村への派遣 ③ その他（連絡会議、市職員の研修受入、事務調査など）の取組を行っており、詳細は以下のとおりである。

① 個人住民税の徴収引継ぎ（法第48条）

平成24年度においては、九重町と豊後高田市から大分県税事務所に個人住民税の徴収引継ぎが実施されている。

② 県徴収職員の市町村への派遣

平成24年度においては、別府市、杵築市、国東市、竹田市、津久見市、日田市、玖珠町、九重町の8市町に、7月から12月まで月に3日から5日を6か月間、県徴収職員の併任派遣が実施されている。

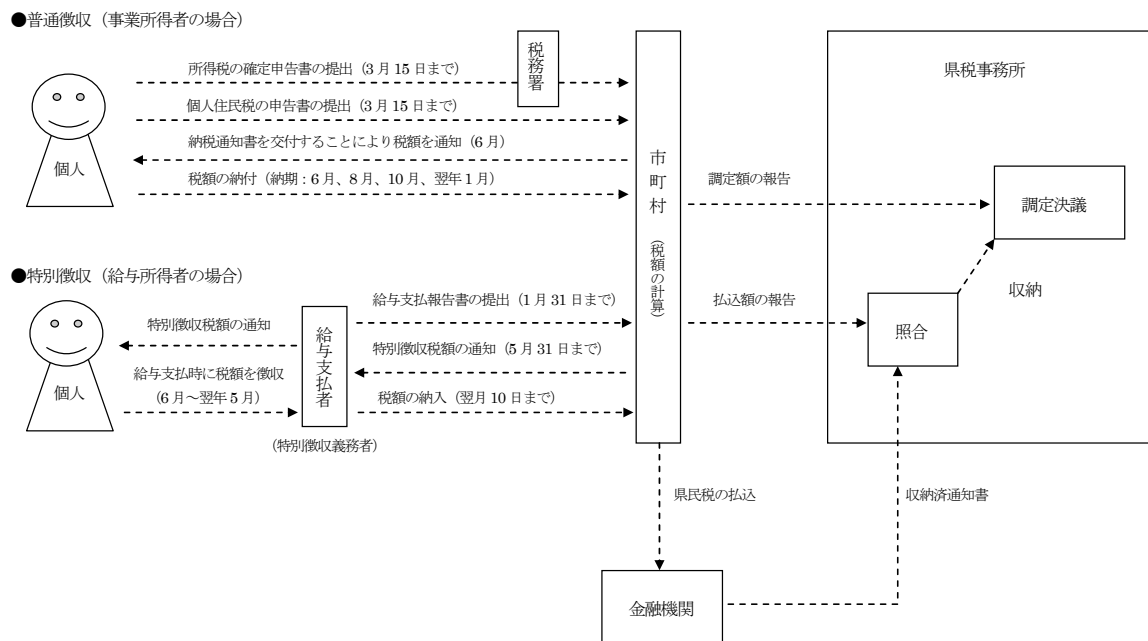
③ その他

税務課が主体となって、市町村振興課、各県税事務所、各市町村の担当課長等が集まって「地方税徴収強化対策連絡会議」を開催することとなっている。

平成24年度は、第1回を平成24年7月19日、第2回を平成24年11月1日、第3回を平成25年2月7日に開催している。これらのうち、第1回は大分県税事務所から特別滞納整理室長と納税課長、別府県税事務所から納税課長が出席し、第2回以降は課税課長も出席しており、大分・別府以外の県税事務所は、次長が出席している。なお、平成25年度も同様に年3回の開催となっている。

(6) 賦課徴収事務フロー

個人県民税の主要な賦課徴収事務の流れは次のとおりである。



2. 大分県における状況

(1) 調定額の推移

(単位：千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個人県民税	34,887,125	34,653,304	32,797,742	32,342,229	33,648,301
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	27.67%	32.00%	31.51%	31.54%	32.37%

法人二税など他の税目の税収が減少した一方で、個人県民税の減少は相対的に小さかったため、個人県民税の県税全体に占める割合は大きくなりつつある。

(2) 県税事務所別の調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	5,578,104	5,421,152	4,945,271	4,913,364	5,084,674
	繰越	405,312	521,923	623,069	635,009	623,030
	計	5,983,416	5,943,076	5,568,340	5,548,373	5,707,704
大分	現年	18,213,765	17,883,686	16,926,497	16,586,346	17,375,562
	繰越	803,617	961,445	1,054,598	965,504	874,623
	計	19,017,383	18,845,132	17,981,096	17,551,850	18,250,185
佐伯	現年	1,746,736	1,711,181	1,610,167	1,577,373	1,635,994
	繰越	129,641	153,748	170,177	182,252	184,873
	計	1,876,378	1,864,930	1,780,344	1,759,626	1,820,867
豊後大野	現年	1,267,351	1,227,363	1,151,432	1,135,349	1,166,190
	繰越	75,118	99,450	116,186	128,957	131,376
	計	1,342,470	1,326,813	1,267,618	1,264,307	1,297,566
日田	現年	2,184,304	2,125,749	1,963,884	1,925,044	1,996,449
	繰越	128,939	162,371	176,514	179,681	185,532
	計	2,313,243	2,288,120	2,140,398	2,104,726	2,181,982
中津	現年	4,142,963	4,125,193	3,753,432	3,805,684	4,063,913
	繰越	211,269	260,037	306,511	307,661	326,081
	計	4,354,233	4,385,231	4,059,943	4,113,345	4,389,994
合計	現年	33,133,226	32,494,327	30,350,685	29,943,162	31,322,783
	繰越	1,753,899	2,158,976	2,447,057	2,399,067	2,325,518
	計	34,887,125	34,653,304	32,797,742	32,342,229	33,648,301

全体の調定額の推移はおよそ微減となっているが、平成24年度は前年度を上回っている。一方で、前年以前の繰越調定額は総じて増加傾向にある。

(3) 徴収率の推移

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	95.77%	95.76%	96.49%	96.86%	97.14%
	繰越	24.25%	21.28%	22.63%	24.22%	25.52%
	計	90.93%	89.22%	88.23%	88.54%	89.32%
大分	現年	97.58%	97.65%	98.18%	98.43%	98.62%
	繰越	30.13%	30.40%	32.53%	31.98%	30.10%
	計	94.73%	94.21%	94.33%	94.78%	95.33%
佐伯	現年	96.51%	96.48%	96.80%	96.97%	97.45%
	繰越	18.92%	22.06%	18.80%	20.61%	23.85%
	計	91.15%	90.35%	89.35%	89.06%	89.98%
豊後大野	現年	96.60%	96.53%	96.82%	97.07%	97.02%
	繰越	19.38%	20.63%	15.85%	18.08%	17.53%
	計	92.28%	90.84%	89.39%	89.01%	88.97%
日田	現年	96.64%	96.81%	97.18%	97.17%	97.68%
	繰越	26.37%	26.03%	22.74%	23.71%	22.72%
	計	92.73%	91.79%	91.05%	90.90%	91.30%
中津	現年	97.29%	97.26%	97.87%	97.83%	97.78%
	繰越	25.12%	21.15%	21.99%	19.01%	21.03%
	計	93.79%	92.75%	92.14%	91.93%	92.08%
合計	現年	97.09%	97.12%	97.68%	97.89%	98.09%
	繰越	26.60%	25.71%	26.24%	26.03%	25.81%
	計	93.54%	92.67%	92.35%	92.56%	93.09%

徴収率は、徴収管理の努力等により経年改善傾向にあるといえる。しかし、別府・豊後大野両県税事務所管内の徴収率は相対的に低い。徴収率が低い要因を分析・把握したうえで、他の県税事務所管内における参考となる市町村との徴収実務に関する連携事例、又は市町村の先進的な取組み等を研究・活用することが望まれる。

(4) 収入未済額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	235,559	229,614	172,893	153,985	145,299
	繰越	287,258	392,795	461,046	454,257	429,794
	計	522,818	622,410	633,940	608,243	575,094
大分	現年	439,617	419,862	306,973	259,427	240,350
	繰越	513,483	633,771	651,939	592,596	517,287
	計	953,100	1,053,634	958,912	852,023	757,637
佐伯	現年	60,917	60,187	51,316	47,391	41,368
	繰越	92,900	110,269	131,033	131,976	123,535
	計	153,818	170,457	182,350	179,368	164,903
豊後大野	現年	43,049	42,583	36,669	33,299	34,745
	繰越	57,017	74,344	92,488	97,925	96,567
	計	100,066	116,927	129,158	131,225	131,312
日田	現年	73,338	67,861	55,284	54,391	46,395
	繰越	89,821	109,430	125,827	129,700	126,590
	計	163,160	177,291	181,111	184,091	172,986
中津	現年	112,229	112,935	80,114	82,609	90,074
	繰越	148,782	195,889	228,335	235,024	230,479
	計	261,012	308,824	308,449	317,634	320,554
合計	現年	964,712	933,045	703,251	631,105	598,233
	繰越	1,189,264	1,516,502	1,690,671	1,641,480	1,524,255
	計	2,153,976	2,449,547	2,393,923	2,272,586	2,122,489

課税年度中の収入未済額は、減少傾向にあったが、現年で徴収されず繰越となった収入未済額については、平成23年度から減少傾向に向かった別府・大分県税事務所管内を除き、平成22年度及び平成23年度まで増加傾向にあった。しかしながら、平成24年度には全県的に減少に転じている。

収入未済額全体としては平成21年度をピークに減少傾向にあるといえる。

3. 外部監査の結果

個人県民税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

4. 意見

(1) 県内に事務所、家屋敷又は事業所を有する個人でその家屋敷等の所在する市町村内に住所を有しない者の均等割課税（以下「家屋敷課税」という。）について

市町村が家屋敷課税の公平性や網羅性をどのように担保しているかという点に関して、各県税事務所ではその方法等に関する十分な把握を行っていないため、市町村への事務調査時などを通じてコミュニケーションを改善し、市町村が家屋敷課税に関する事務取組をどのように行っているかを把握し、必要に応じて事務改善の協議や提案を積極的に行っていくことが望ましい。【意見 1－1】

県内に家屋敷や事業所を有する個人で家屋敷等を有する市町村内に住所を有しない者についても、当該家屋敷等で受ける県及び市町村の行政サービスに対して一定額の負担をしてもらうために、個人市町村・県民税均等割が課税される。家屋敷課税は、家屋敷等を有する市町村内に住所等を有しない個人が対象となるため、住民としての基礎データを持たない当該市町村がその捕捉のために必要と認められる手続を実施しない限り、適切に把握することは困難である。もし市町村において当該手続の有効性が担保されていなければ、家屋敷課税を適切に行えず、課税の公平性を害することとなる。この点について、市町村が市町村民税と併せて賦課徴収事務を一括して行うことになっているため、県が独自に当該納税義務者の捕捉を行うことは、制度上、一義的に不要である。

しかしながら、各市町村で家屋敷課税を担保するために必要な事務手続を現に実施していることが期待される一方で、県において各市町村がどのような仕組みで捕捉を行っているかの実態を確認することが望ましいところ、家屋敷課税の公平性や網羅性をどのように担保しているかという点について、十分に確認や把握ができていないのが現状である。県税事務所の中では事務調査の際に、「家屋敷課税もお願いします。」という趣旨を伝えるよう心掛けている事務所もあるものの、市町村での実際の事務が納税義務者の捕捉の趣旨に合致しているかどうかを確認することが重要と考える。

市町村における完全な捕捉の実施のためには多大な労力等を要することが想定されるため、事務コストと効果との比較衡量になるが、効率的かつ有効な手法として、例えば以下の方法が考えられる。

- ・ 各市町村における固定資産税課税台帳上の所有者が、当該市町村外の者である事象を全て抽出し、家屋敷課税が適切に実施されているかどうかを確認する。
- ・ 第5. 法人二税【意見 5－1】に記載するテナント調査を法人のみならず、個人事業者についても確認し、当該市町村内に住所を有していない個人事業者が入居していないか、あるいは電話帳調査において、チェーン店や飲食店などを当該市町村内に住所を有していない個人が営んでいないかという観点も含めて実施し、その情報と課税実績とを市町村と情報交換しながら、納税義務者の適正な課税がなされているかどうかを確認する。

これらは、概ね原則として年に1回程度実施すればよいと思われ、上記の方法など効率的かつ有効と認められる事務手続が市町村で実施されているかどうかを確認したり、有効な手法の情報交換や協議を行うなど、納税義務者の網羅的把握に資するコミュニケーションを実施することが望まれる。

(2) 個人県民税未消し一覧表や払込額エラーリストの事務の運用について

個人県民税未消し一覧表や払込額エラーリストのデータは、修正処理や適切なフォローが必要となるが、その事務をいつ誰がどのように処理したかの顛末の証跡が十分とはいえず、歴史的な事実としての記録を残して挙証できる運用方法にすることが望ましい。また、これらの帳票は最終的に「保管」文書とすることが適切と考えられるため、事務処理要領を改訂したうえで、適切に編てつ保存することが望ましい。

【意見 1 - 2】

個人県民税未消し一覧表や払込額エラーリストで出力されたデータについては、一部の県税事務所ではこれらの帳票が編てつされていない時期があった。エラーリストのデータは、修正処理や適切なフォローが必要となるが、その事務をいつ誰がどのように処理したかの顛末の証跡が十分とはいえず、歴史的な事実としての記録を残して挙証できる運用方法にしたうえで、適切に編てつ保存することが望ましい。

事務処理要領においては、これらの帳票が出力された場合、出力内容を確認して適切に修正又は管理されればよいことになっている。しかし、実際のエラー内容や未消し内容を確認すると、一時的な過納による未消しなどの原因により、複雑な顛末処理を要する内容も含まれていた。市町村コード、徴収年月や払込年月のデータが市町村で補充されていないといった単純なエラーの場合もあるが、非定型的な内容による例外的処理を行う必要があったことを示す資料であり、その発生時に誰がどのような判断でどのように顛末処理したかを適切に記録しておくことが望まれる。

また、市町村からの個人県民税払込金は、指定金融機関で電算処理され、払込金データとして財務会計システムを経由して県税総合情報管理システムに取り込まれた後、システムで自動的に消し込み処理が行われることとなっているが、その取り込みデータに情報の不足があるとエラーリストとして出力されることになる。過不足税額以外の単純な市町村コードの充足漏れのケースがまれに発生するが、中津県税事務所では毎月のように当該理由によるエラーリストが出力されていた。そのフォロー処理は適切になされていると認められるものの、事務処理の煩雑さを解消するためには、できるだけエラーが発生しないようにその原因を除去することが肝要であり、エラー発生時には市町村の当該担当者に対して迅速に適切な処理への改善を伝達することが必要である。

なお、現在の事務処理要領では、例外的な処理や管理が要求される「払込額エラーリスト」、「消込データ一覧表」、「個人県民税未消し一覧表」は事務手続上、保管文書の対象とされていない。実際、個人県民税未消し一覧表や払込額エラーリストで出力されたデータについては、一部の県税事務所ではこれらの帳票が編てつされていない時期があった。しかし、上述したような趣旨に鑑みると、これらの帳票は、担当者が時点的にどのような判断でフォロー処理を行ったかの顛末を挙証することが必要な文書であるといえる。もし、顛末の記載がないと、なぜそのような処理を行ったかを合理的に説明できないし、担当者が変わると記憶をたどって説明することもできないのである。また、適切に保存されていなければ、例外的に行われた処理の痕跡が残されないおそれがある。したがって、これらの帳票は最終的に「保管」文書とすることが適切と考えられるため、事務処理要領を改訂することが望ましい。

(3) 簿冊の年度別編てつ（ファイリング）方法について

簿冊の年度別編てつ（ファイリング）方法は、それぞれの年度分の簿冊について、その出納整理期間を含む当該決算年度分を一綴りとして編てつする方法とすることが望ましい。【意見 1－3】

実地調査の対象とした県税事務所のうち、大分及び別府県税事務所の簿冊の年度別編てつは、出納整理期間を含む実際の決算年度に対応した編てつ、中津及び佐伯県税事務所は帳票出力日が暦上の年度内かどうかにより編てつされており、県税事務所によって編てつ方法が相違していた。

暦上の日付で編てつすることも一つの考え方としては理解できるものの、例えば平成 24 年度の決算調定額や徴収額などの決算データを照合・検証するためには、平成 24 年度と平成 25 年度の簿冊の両方を確認する必要が生じ、簿冊内でのデータの一覧性に欠けることとなる。例えば、平成 24 年度分の「個人県民税清算計算一覧表」簿冊は、課税年度が平成 24 年度の書類であれば、仮に平成 25 年 5 月 31 日付の一覧表も平成 25 年度ではなく、この平成 24 年度分に編てつされることになることが照合や検証等の効率性にかなっていないといえる。整然とした効率的な運用に資する簿冊の編てつは、年度ごとの決算数値に合致する年度、すなわち課税年度が例えば平成 24 年度現年の関連帳票を全て同一簿冊に編てつすることで統一することが望ましい。

(4) 個人県民税の不納欠損処分について

条例施行規則で定められた市町村からの「個人県民税に係る徴収金の徴収状況等報告書」に添付すべき書類については明文の定めがないため、実際に入手している書類は市町村ごとには統一されておらず、ばらつきがある。当該報告書に添付される書類は統一されることが望ましい。また、徴収プロセスや不納欠損処分判断の確認や情報の共有化を通じて、連携した徴収管理に資するため、当該報告書に添付される書類には、不納欠損処分事由を明記した個別明細書を入手しレビューすることが望ましい。【意見 1－4】

個人県民税の徴収事務は、個人市町村民税と併せて市町村が実施し、個人県民税は個人住民税の合算額に定められた按分率を乗じて払込金が算定されるので、不納欠損額についても同様に市町村が徴収管理や滞納整理を実施したうえで、不納欠損の処分を行い、県に対しては個人住民税に按分率を乗じた金額を不納欠損調書としてまとめて、県で不納欠損処理が行われる。

したがって、一義的には不納欠損処分の判断と処理を行うのは、法令では市町村となっており、県は主体的な判断を行うことはないとされている。つまり県においては、市町村が処理した不納欠損処分の適否を評価し、是正の勧告や指導を行いうる立場にない。

一方で、市町村における個人住民税全体の徴収や不納欠損処理の結果がそのまま個人県民税の歳入に直結するため、その極大化を図り、県から市町村へ支払う個人県民税徴収取扱費の支出の有効性を高めるといふ点を勘案することも必要と考えられる。

この趣旨に鑑みると、市町村が処理した不納欠損の内容を把握することには一定の意義と効果が認められると考えられる。

この点に関して、ある県税事務所においては、当該所管市町村の不納欠損処分の個別明細書を入手していたが、その他の県税事務所では入手しておらず、条例施行規則で定められた当該関連の提出書類である「個人県民税に係る徴収金の徴収状況等報告書」に添付されている書類にはばらつきがあった。

確かに、条例施行規則で定められた当該報告書に添付すべき資料については統一された定めがないため、添付する書類は任意ともいえる。しかし、市町村が賦課徴収事務を行うとはいえ、個人住民税の徴収率の結果に対する責任は付随すると解すべきであり、徴収率を高めるための取組を工夫していくことは行政の責務であるといえる。そのアプローチの一つとして、上記の不納欠損処分の個別明細書を入手することは、市町村における不納欠損処分の判断の基礎を明確にするという県への報告責任という側面もあり、一方で市町村において不納欠損処分した情報を県と共有できるとともに県がその内容について一定の把握ができる点で有用であると解せられる。

もちろん市町村における処分判断は尊重されるべきであるが、不納欠損処分した内容によっては、結果として不納欠損に至ったプロセスや処分事績そのものに疑問が生じることも考えられる。その不納欠損処分の個別の内容に対する疑問点につき、市町村に対する事務調査やヒアリングなどのコミュニケーションを通じて、徴収プロセスの改善点や不納欠損処分判断の適時性などについて意見交換し、より有効かつ適切な徴収管理を協力して実現していくための示唆が得られる可能性も十分想定される。

個人住民税全体の徴収率向上に向け、県が市町村に対して実施する事務調査の際に、当該ヒアリングなどのコミュニケーションを通じて情報交換を実施し、徴収実務に関する連携をより強化していくアプローチとすることも一案である。

なお、入手されていた不納欠損処分の個別明細書をレビューしたところ、不納欠損処分の判断や過去の徴収管理に疑問が残る内容が含まれていたものの、県税事務所の担当者はこの明細書を十分レビューしていなかった。任意に入手した書類のレビューは義務付けられていないものの、上記趣旨からもレビューを行うことが望まれる。

実際の処分内容に関して、疑問の余地がある事例としては次のようなものがあった。

- ・外国人帰国を理由とした即時欠損処理

当該事案は、平成 23 年度と平成 24 年度の調定税額が、平成 24 年度において外国人帰国を理由として即時欠損処理（法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 5 項）されたもので、現年調定分も即時に不納欠損額となったものである。

確かに、再来日する見込みがない場合、徴収金を徴収することができないことが明らかなる場合として、即時に不納欠損処分することもありうる。しかし、外国人が租税未納のまま帰国した場合、再入国の可能性については不明なケースが通常であるため、まずは滞納処分の執行停止を行うことが原則的な処理方法であり、上記処理については疑問を感じる。

- ・経営不振を理由とした法人たる特別徴収義務者の時効完成による不納欠損処理

特別徴収義務者の滞納案件であり、平成 20 年度以降についても滞納が毎月継続して発生している可能性も考えられる。

この場合、連年時効完成による不納欠損処理が行われることになるかと推察される。このような事案の場合、本来は特別徴収義務者が従業員から預かった税金であり、滞納が発生しても適時に対応していれば、一概にいけないものの不納欠損は未然に防止できた可能性も十分考えられる。現在は経営不振に陥っているかもしれないが、法的破綻はしていないのであり、事業を継続しているならば交渉次第で分納誓約を取り付けるなどあらゆる可能性を十分検討して時効完成に至ったのかどうかを確認することが必要なのではないかと考えられる。もし必要十分な徴収管理手続が行われなまま時効完成に至ったとなれば、著しく課税の公平性を害することになる。

(5) 市町村との連携強化の取組みについて

個人県民税特別徴収のより一層の徹底を図るため、連絡会議などを通じて市町村と連携を強化し、個人県民税の特別徴収制度を十分に浸透させていくことが必要である。

【意見 1－5】

個人住民税の特別徴収制度については、その性質上、広域的な取組みが必要となることから、平成 24 年 11 月に大分県と県内全 18 市町村が「個人住民税特別徴収適正実施推進プラン」を策定し、協働してその推進に取り組んでいるところである。

このプランでは、平成 26 年度からは、常時雇用する従業員等が 2 名以下などのごく小規模な事業者を除いて、原則として特別徴収を義務付けられることとなる。

県は「1. 個人県民税の概要 (5) 市町村との連携強化の取組みについて」に記載したとおり、市町村と連携強化の取組みを行ってきたところであるが、これらの取組みに加えて、特別徴収の推進により個人住民税の徴収率の一層の改善が期待されるところである。そのためには、特別徴収制度が円滑かつ適正に浸透していくよう、県と市町村が連絡会議などを通じてしっかりとコミュニケーションを取り、いままで以上に連携強化を図っていくことが必要である。

(6) 個人県民税徴収取扱費の会計処理方法について

個人県民税の歳入の年度別帰属と、それに対応した対象月分の個人県民税徴収取扱費の年度別の歳出帰属年度は一致していることが望ましい。【意見 1－6】

個人県民税徴収取扱費（平成 24 年 1 月から平成 24 年 3 月分）は、実際に支出負担行為を行っている平成 24 年 5 月に現年分として処理し、平成 23 年度の決算における出納整理としては処理していない。

一方、平成 24 年 3 月分は実際に県に払い込まれるのは 5 月 10 日期限であり、これは平成 23 年度の県税収入として出納整理での歳入処理が行われている。

この処理は、他の年度分についても同様である。

この場合、年度別の歳入決算額の帰属対象月と、その歳入の基礎となる納税義務者を基礎として算定される個人県民税徴収取扱費の年度別の歳出決算額の帰属対象月とに 3 か月のねじれが生じていることになる。

会計原則における収益費用対応の原則を敷衍するならば、歳入の年度別帰属とそれに対応していると認められる歳出の年度別帰属対象月は一致していることが望ましい。

第2. 県民税利子割

1. 県民税利子割の概要

(1) 県民税利子割の定義

支払いを受けるべき利子等の額に対して課税するものをいう。

(2) 納税義務者（法第24条）

利子等の支払い又はその取扱いをする者（銀行等の金融機関等）の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受ける個人又は法人に課税する。

(3) 課税標準及び税率（法第71条の5、第71条の6）

支払いを受けるべき利子等の額の5%

(4) 徴収方法等

① 徴収の方法（法第71条の9、第71条の10）

利子等の支払い又はその取扱いをする金融機関等がその支払いの際に徴収し、利子等の支払いの事務等を行う営業所等の所在地の都道府県に、徴収月の翌月10日までに納入しなければならない。

② 法人税割との調整（法第53条第26項）

法人に課税された利子割額については、その法人が本店所在地の都道府県に申告する法人県民税の法人税割額から控除される。

③ 都道府県間の精算（法第65条の2第1項）

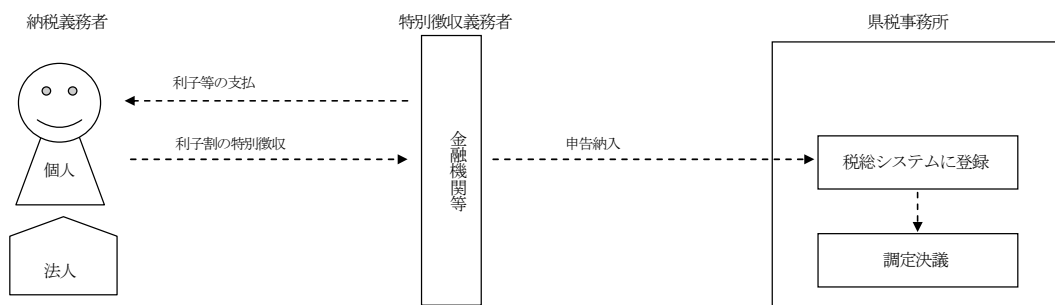
利子割を課税した都道府県と利子割を還付又は充当した都道府県が異なる場合に、利子割の還付又は充当を行った都道府県が、利子割を課した都道府県に請求を行う。

④ 利子割交付金（法第71条の26）

納入された利子割額（控除額、充当額、還付額を減額した額で法人に係る都道府県間の精算後の額）に100分の99を乗じて得た額の5分の3に相当する額に、各市町村に係る個人県民税の額を個人県民税の額の合計額で除して得た割合を乗じて各市町村に対して交付する。

(5) 賦課徴収事務フロー

県民税利子割の主要な賦課徴収事務の流れは次のとおりである。



2. 大分県における状況

(1) 調定額の推移

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
県民税利子割	1,010,914	857,792	815,835	601,001	495,601
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	0.80%	0.79%	0.78%	0.59%	0.48%

(2) 県税事務所別の調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	73,597	72,251	60,694	45,666	31,381
	繰越	-	-	-	-	-
	計	73,597	72,251	60,694	45,666	31,381
大分	現年	806,616	657,184	651,565	475,169	410,277
	繰越	-	-	-	-	-
	計	806,616	657,184	651,565	475,169	410,277
佐伯	現年	23,451	23,057	16,824	11,532	8,904
	繰越	-	-	-	-	-
	計	23,451	23,057	16,824	11,532	8,904
豊後大野	現年	19,385	20,437	15,962	12,483	8,323
	繰越	-	-	-	-	-
	計	19,385	20,437	15,962	12,483	8,323
日田	現年	33,684	30,919	25,240	20,379	12,139
	繰越	-	-	-	-	-
	計	33,684	30,919	25,240	20,379	12,139
中津	現年	54,179	53,941	45,548	35,770	24,574
	繰越	-	-	-	-	-
	計	54,179	53,941	45,548	35,770	24,574
合計	現年	1,010,914	857,792	815,835	601,001	495,601
	繰越	-	-	-	-	-
	計	1,010,914	857,792	815,835	601,001	495,601

銀行等が預金者に支払う利子等の額については、近年減少傾向であるため、各県税事務所における県民税利子割の調定額も全般的に減少傾向にある。

(3) 徴収率の推移

平成20年度から平成24年度までの各年度及び各県税事務所における徴収率は、いずれも100%であり、収入未済額は無い。

3. 外部監査の結果

県民税利子割の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、以下の事項が検出された。

(1) 誤った記載の県民税利子割納入申告書のエラー未修正について

県民税利子割納入申告書との突合を実施したうち、平成 24 年 9 月分平成 24 年 10 月 10 日申告分について、懸賞金付預貯金等支払額 144,000 円、利子割額 9,000 円で逆算税率が 6.25% (本来の税率は 5%) となる誤った申告書が提出されていた。

当該申告書は、本来記入すべき懸賞金付預貯金等支払額 180,000 円の 5% の 9,000 円が利子割額として記入されており、税額そのものに影響を与えるものではなかったが、懸賞金付預貯金等支払額は 144,000 円のままで正当な懸賞金付預貯金等支払額に修正されないまま登録されていた。【結果 2-1】

懸賞金付預貯金等は、金融機関が懸賞金の付いた預貯金等を募集し、懸賞金当選者に商品券等の金券を交付するものである。金券の券面額は、所得税及び県民税利子割を控除した後の手取り額であるが、後述する【意見 2-1】の事例にも見られるとおり、支払額欄に源泉後の手取り額、つまり金券の券面額を誤って記載した納入申告書が提出される場合が見受けられる。正しくは、税込みの支払額である。

今回のケースについて、記載のあった支払額 144,000 円は、所得税 27,000 円と利子割額 9,000 円の計 36,000 円を控除した後の券面額であるため、正当な支払額欄に記載すべき金額は控除前の 180,000 円であった。利子割額は 9,000 円で正当である。

しかし当該エラー内容は、事後的に修正されることなく、誤った申告内容どおりにそのまま登録された。

結果的に税額に影響を与えていないとはいえ、入力データから導かれる実際税率が異常値を示している場合には、適切な修正処理が必ず行われるよう徹底されたい。

4. 意見

(1) 県民税利子割エラーリストと顛末処理について

エラーリストが出力された事案については、明瞭性の観点から、修正処理の要否、その理由、必要な場合は修正の内容等の顛末をエラーリストに付記しておくことが望ましいが、各県税事務所ともに記載されていないケースが散見されるため、迅速かつ確実にエラーの顛末を記載しておくことが望ましい。【意見 2-1】

県民税利子割申告エラーリストは、申告単位ごとに税額を利子等支払額で除した逆算税率が 4.65%未満又は 5%超の場合に出力される。出力されたエラーリストには、その入力処理内容とエラーの原因となったエラー内容が表記されており、エラー内容は遅滞なく原因を調査し、修正されなければならない。エラーのうち 4.65%未満のケースでは、利子の額が僅少な者に対する税額はゼロになることもあるため、逆算税率が小さくても適正なケースが存在する。その他のエラー内容としては、例えば金融類似商品について、納入申告書は 1 枚で処理すべきであるところ、分けて申告があ

ると、2回に分けて入力されるため、2回目の分を「追加申告」として処理しないとエラーとして「重複データ存在」で出力されるなどである。

エラーに対するフォローについては、その判断の基礎となる顛末の記載がその時になされないと、時点確定的な判断の基礎の痕跡が残されないこととなり、相当の時間が経過するとどのような判断により修正処理が行われたか、又は行う必要がなかったか、その理由が何かなどの情報が不明になってしまうことも考えられる。

エラーの顛末処理については、適切にそれらの内容を記載したうえで、担当者は上席者に査閲してもらい、その判断の適否を仰いだうえで修正等の確定処理を行うことが内部統制上の観点からは望ましいと考える。

なお、税率が5%を超過しているケースでは、利子「支払額」が過少、又は「税額」が過大に記載されているというエラー内容で、必ず修正されなければならないものである。監査の対象としたサンプルのうち、逆算税率が5%を超過しているエラーに関して、追跡調査したかどうかの顛末が記載されないまま強制登録されたものがあつた。この事例における現在の担当者は、その事由を正確に把握できていなかったため、監査実施時点においては原因不明の強制登録内容で適切とはいえなかったとの説明を受けたが、実際はその修正処理の要否について税務課に問い合わせたうえで適切に顛末処理がなされていた。

この事例に見られるように、エラー処理の顛末の記載がないと、担当者が変更した場合には顛末が不明となる可能性が高く、事務処理の適否を合理的に立証することが困難となるため、フォローした顛末はその時点において適切に記載される必要がある。

また、大分県税事務所において、懸賞金等の支払額に係る納入申告内容（平成25年1月10日申告分）について、支払額300,000円、税額18,750円で逆算税率が6.25%となる誤った申告書が提出された。当該申告書が入力処理された結果、税率に誤りがあるため、エラーリストが出力され、担当者が原因調査したところ支払額が375,000円で記載されるべきであったことが判明した。

結果的には適正に修正処理されたものの、エラー発生から1か月以上経過した平成25年2月21日に実際に修正処理された。エラーリストのフォローは迅速に行い、遅滞なく修正処理する必要がある。

この場合において、修正処理された段階で出力される「県民税利子割申告状況速報」が編てつされていなかったが、修正処理した証跡としてエラーリストとともに編てつされることが望ましい。

(2) 特別徴収義務者からの納入申告書の記載内容について

定型的でない追加申告や特殊な摘要記載のある納入申告書について、それらの事由を十分に追跡確認することなく調定入力している事例が見受けられたが、追加申告の理由が明確でないものや特殊な摘要記載のある場合には、その事由を明確にし、顛末を明示しておくことが望ましい。【意見 2-2】

納入申告書のうち、平成 24 年 8 月分平成 25 年 1 月 10 日申告分については、過去数年にわたり、追加で課税納入されたものがあるが、通常の銀行預金利子の追加申告分で処理されていたものの、申告内容からは「マル優無効分」又は「非課税事業者の適用誤り」のいずれかぐらいしか考えられない事象であるが、なぜ追加申告されたかを十分に確認することなく、追加申告の理由が明確にされないまま単純入力しているケースが見受けられた。追加申告となった理由を明確にするとともに、その判断の顛末を明示的に記載しておくことが望ましい。

また摘要欄に追徴税額との記載がある納付書も、何もフォローされずに通常の平成 24 年 12 月分平成 25 年 1 月 10 日申告分の銀行預金利子として普通に調定されており、処理方法に疑問が残る。このような事象について追徴税額と申告書の摘要欄に記載した理由を当該特別徴収義務者に確認し、その顛末を調定内訳書等に記載しておくことが望ましい。

(3) 利子割の税務署調査について

利子割の申告内容の適正性の確認のため、法人二税のみならず利子割に関する税務署調査を概ね年に 1 回実施するなど定期的に行うことが望ましい。【意見 2-3】

各県税事務所ともに、利子割の特別徴収義務者の捕捉という観点で税務署調査を行ったことはなく、実地調査した中では利子割申告内容の確認という趣旨で佐伯県税事務所が平成 25 年 9 月 5 日に利子割の税務署調査を行った。

数字の不一致の抽出が 10 数件、税務署申告あり県税申告なしが 1 件捕捉されており、一定の意義があったといえる。

利子源泉税に係る税務署に提出された徴収高計算書の原紙は日本銀行で保管されているが、税務署ではデータが取り込まれている。よって、利子源泉税に係る納付書である徴収高計算書データの提出について税務署の協力が得られれば、利子割に関する国税データを合理的に入手することが可能と考えられる。データを入手することにより、県民税利子割との比較分析を行うことで申告内容の真実性の心証が得られるだけでなく、申告誤り等の情報の把握ができる場合も想定される。

特別徴収義務者の捕捉という観点からは、申告を要する内容の中で相対的に利子割の預かり漏れや申告漏れが生じる可能性が認められる内容として、「公社債利子」「勤務先預金等の利子」などが挙げられる。これらの申告の有無や申告内容の一致を確認するためにも、特別徴収義務者の税務署に対する申告内容を確認することに一定の意義が認められる。

以上の趣旨からも、利子割について税務署調査を概ね年に 1 回実施するなど定期的に行うことが望ましいと考える。

第3. 県民税配当割及び株式等譲渡所得割

1. 県民税配当割及び株式等譲渡所得割の概要

(1) 県民税配当割及び株式等譲渡所得割の定義等

① 配当割

特定配当等の額に対して課税するもの

② 株式等譲渡所得割

源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額に対して課税するもの

(2) 納税義務者（法第24条）

① 配当割

特定配当等の支払いを受ける個人で、特定配当等の支払いを受けるべき日現在において県内に住所を有するもの

② 株式等譲渡所得割

所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における株式等の譲渡の対価又は源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益の支払いを受ける個人で、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

(3) 課税標準及び税率

① 配当割（法第71条の27、第71条の28）

支払いを受けるべき特定配当等の額の5%（平成25年12月31日までの間に支払いを受けるべきものは3%）

② 株式等譲渡所得割（法第71条の48、第71条の49）

特定株式等譲渡所得金額の5%（平成25年12月31日までの間に支払いを受けるべきものは3%）

(4) 徴収方法等

① 徴収の方法

(ア) 配当割（法第71条の30、第71条の31）

都道府県内に住所を有する者に特定配当等の支払いをする株式会社等が、その支払いの際に徴収し、特定配当等の支払いを受ける者の支払時の住所地の都道府県に、徴収の日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならない。

(イ) 株式等譲渡所得割（法第71条の50、第71条の51）

都道府県内に住所を有する者の源泉徴収口座が開設されている証券会社が、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払いの際に徴収し、その支払いを受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の日の属する年の翌年の1月10日までに納入しなければならない。

② 市町村に対する交付金

(ア) 配当割 (法第 71 条の 47)

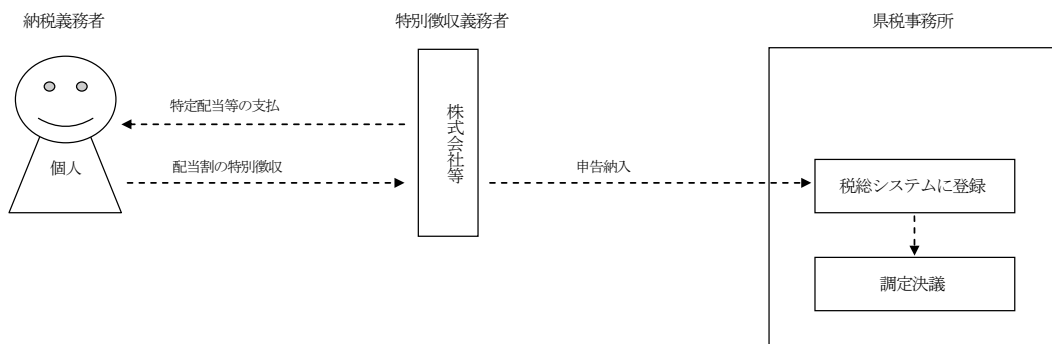
納入された配当割額に 100 分の 99 を乗じて得た額の 5 分の 3 に相当する額に、各市町村に係る個人県民税の額を個人県民税の額の合計額で除して得た数値を乗じて得た額を各市町村に対して交付する。

(イ) 株式等譲渡所得割 (法第 71 条の 67)

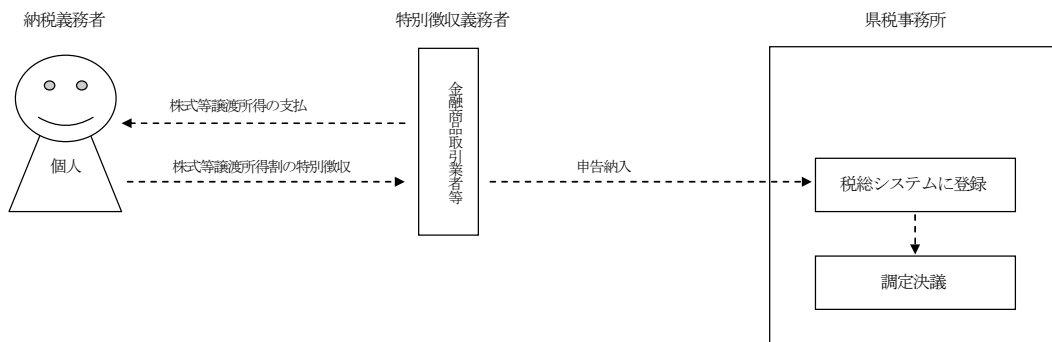
納入された株式等譲渡所得割額に 100 分の 99 を乗じて得た額の 5 分の 3 に相当する額に、各市町村に係る個人県民税の額を個人県民税の額の合計額で除して得た数値を乗じて得た額を各市町村に対して交付する。

(5) 賦課徴収事務フロー

(ア) 配当割



(イ) 株式等譲渡所得割



2. 大分県における状況

(1) 調定額の推移

① 配当割

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
配当割	204,760	176,393	218,782	258,493	246,702
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	0.16%	0.16%	0.21%	0.25%	0.24%
課税支払額(A)	6,829,211	5,882,736	9,070,295	10,854,967	10,248,803
還付分支払額(B)	-	4	1,775,450	2,234,807	2,021,760
課税支払純額(A-B)	6,829,211	5,882,732	7,294,845	8,620,160	8,227,043
非課税等支払額(参考)	9,538,984	7,434,784	9,420,080	10,660,853	9,334,790

② 株式等譲渡所得割

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
株式等譲渡所得割	74,311	98,995	71,337	58,486	66,817
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	0.06%	0.09%	0.07%	0.06%	0.06%
課税支払額(A)	4,513,158	5,248,571	3,992,416	3,924,987	3,440,828
還付分支払額(B)	2,035,830	1,948,113	1,614,043	1,975,042	1,212,775
課税支払純額(A-B)	2,477,328	3,300,458	2,378,373	1,949,945	2,228,053
非課税等支払額(参考)	-	-	-	-	-

(2) 徴収率の推移

徴収率は100%であり、収入未済額は無い。

3. 外部監査の結果

県民税配当割及び株式等譲渡所得割につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

4. 意見

(1) 税務統計書の記載方法について

税務統計書に記載される金額等の算定基礎となる数値は可能な限り明記するなどし、統計書の明瞭化に努めるべきである。【意見3-1】

大分県総務部税務課では、各年度の税務行政の概要や税務統計などの情報を「大分県税務統計書」として編集し、公表している。この記載のうち、県民税配当割及び株式等譲渡所得割については、「課税基本に関する調」にその統計データをまとめている。

この表記方法として、配当割はそれぞれ種類ごとの「税額」「課税支払額」「還付分支払額」「非課税等支払額」「納入申告書枚数」、株式等譲渡所得割についてはその全体の合計額に関して、配当割と同様の項目を記載している。これらの法定税率は3%であるところ、実際税額の算定基礎となる課税純支払額は「課税支払額」から「還付分支払額」を控除した金額であるが、この金額が明記されていないため、「税額」の基礎となった対象支払額がどの数値を基礎としているかが明らかでない状態となっている。

したがって、「税額」÷課税純支払額(=「課税支払額」-「還付分支払額」)≒3%となるように記載されることが明瞭表示の観点からは望ましい。

なお、平成23年度以前においては、「還付分支払額」が明記されていないために、3%の税額の算定基礎となった対象支払額が分からない形式になっていたが、平成24年度の税務統計書からは明記されるようになってきている。

第4. 個人事業税

1. 個人事業税の概要

(1) 個人事業税の定義

個人事業税は、個人が事業を行う際に受ける公共サービスに対する応益負担として納める税金である。

(2) 納税義務者

県内に事務所又は事業所があり、第1種事業、第2種事業及び第3種事業を行っている個人に課税される。

(3) 課税対象事業及び税率（法第72条の2、第72条の49の17）

第1種事業（税率5%）

物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業
製造業	電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業
運送取扱業	船舶ていけい場業	倉庫業	駐車場業	請負業
印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業
料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	仲立業
問屋業	両替業	公衆浴場業	演劇興行業	遊技場業
遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業
案内業	冠婚葬祭業			

第2種事業（税率4%）

畜産業	水産業	薪炭製造業
-----	-----	-------

※ 主として自家労力を用いて行うものは除く。

⇒自家労力：事業を行う者又はその同居の親族の労力によって当該事業を行った日数の合計が、当該事業の当該年における延べ労働日数の2分の1を超えるものをいう。

第3種事業（税率5%）

医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業
司法書士業	行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業
公認会計士業	計理士業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業
不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
クリーニング業	公衆浴場業（銭湯）	歯科衛生士業	歯科技工士業	測量士業
土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業		

第3種事業（税率3%）

あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	装蹄師業
---------------------------------------	------

上記のうち、不動産貸付業及び駐車場業については、次の基準を満たす場合に課税対象となる。

	貸し付けている不動産の種類	事業と認定される基準	
不動産貸付業	(1) 住宅の貸付を行っている場合	一戸建住宅以外の住宅 (アパート・貸間等)	10 室以上 (平成 12 年度までは 15 室以上)
		一戸建住宅	10 棟以上
	(2) 住宅以外の貸付を行っている場合	一戸建以外の建物 (貸ビル等)	10 室以上
		一戸建の建物	5 棟以上
	(3) 土地の貸付を行っている場合	住宅用土地	貸付契約件数 10 件以上又は 貸付面積 2,000 ㎡以上
		上記以外の土地	貸付契約件数 10 件以上
(4) (1)、(2) 又は (3) を併せて行っている場合 ((1)、(2) 又は (3) のいずれかの基準以上のものがあるときを除く。)		室数、棟数及び貸付契約件数の合計 10 以上	
(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) において基準に満たない場合であっても、貸付不動産に係る収入金額が年を通じて 850 万円以上の場合			
駐車場業	(1) 建築物でない駐車場 (青空駐車場等)	収容可能台数 10 台以上	
	(2) 建築物である駐車場 (屋根付駐車場、立体駐車場等)	収容可能台数の如何にかかわらず事業と認定	

(4) 納税額 (法第 72 条の 49 の 11~12、第 72 条の 49 の 14)

納税額は以下の算定式により算出される。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{前年中の事業所得及び不動産所得}} \times \boxed{\text{税率}} \\ \Rightarrow & \boxed{\text{前年中の事業所得及び不動産所得}} = \boxed{\text{前年中の事業収入及び不動産収入}} \\ & \quad - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{諸控除額}} \end{aligned}$$

必要経費及び諸控除額は、以下のものがある。

項目	控除の内容
事業専従者給与控除	事業を行う人と生計を一にする 15 歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費となる。 ・青色申告者：青色事業専従者に支払われた適正な給与額 ・白色申告者：事業専従者 1 人について、次のいずれか低い方の金額 (1) 配偶者である事業専従者：86 万円 その他の事業専従者：50 万円 (2) 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数 + 1)
損失の繰越控除 (青色申告者)	事業所得に係る純損失は、その生じた翌年から 3 年間にわたって繰越控除ができる。
被災事業用資産の損失の繰越控除	震災、風水害、火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた翌年から 3 年間にわたって繰越控除ができる。
事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除	直接事業の用に供する資産 (車両、運搬具、機械及び装置、器具、備品など) を譲渡したため生じた損失額について、事業による所得の計算上控除することができる。 なお、青色申告者については、損失の生じた翌年から 3 年間にわたって繰越控除ができる。
事業主控除	1 年を通じて事業を行った人は、事業所得金額から 290 万円が控除される。事業の期間が 1 年に満たないときは、控除額が月割となる。

(5) 賦課及び徴収

① 賦課の方法

ア 国税準拠個人

個人が税務署に申告（修正申告、更正、決定を含む）した課税標準を基礎として事業税を賦課する。（法第 72 条の 50）

従来は、個人の所得税確定申告書が出揃った 4 月中旬～5 月にかけて、県税事務所職員が所管の税務署に出向き、確定申告書を閲覧し複写して資料収集していたが、平成 23 年から、国税連携システムが導入され、データによる入手が可能となった。

具体的には、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を用いて申告されたデータと、紙面で税務署に提出された申告書に基づき、各税務署で「国税総合管理システム（KSK）」に入力した申告データが、国税庁のサーバーを經由して各自治体に配信される。大分県内の各県税事務所では、配信された申告データを入手することで、税務署に出向くことなく、申告書を印刷して資料収集することが可能となった。

なお、データでの入手が可能となったのは、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を用いて申告された申告書一式と、紙面で税務署に提出された申告書のうち、第一表、第二表のみとなっている。紙面で提出された申告書のうち、決算書などの添付資料はデータで入手できないため、国税連携システム導入後も、税務署に出向いて、申告書を閲覧し複写して資料収集している。

イ 自主決定個人

医業、歯科医業、薬剤師業、医業に類する事業等を行う個人で、社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の適用を受ける者、事業税を課されない事業とその他の事業（事業税を課される事業）とを併せて行う個人等については、調査によって事業の所得を決定し、事業税を課する。

② 申告（法第 72 条の 55、第 72 条の 55 の 2）

申告は、毎年 3 月 15 日まで（年の途中で事業を廃止した場合は、事業廃止の日から 1 か月以内。ただし、死亡による廃止の場合は 4 か月以内）に提出しなければならないが、所得税の確定申告書又は県・市町村民税の申告書を提出した場合は、個人事業税の申告がされたものとみなす。

③ 徴収の方法（法第 72 条の 49 の 18、第 72 条の 51、条例第 35 条の 7）

徴収は、普通徴収の方法によって行われる。

納期は、第 1 期が 8 月 16 日～8 月 31 日、第 2 期が 11 月 1 日～11 月 15 日である。なお、年税額が 1 万円以下の場合は 8 月のみとなっている。

2. 大分県における状況

(1) 調定額の推移

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個人事業税	1,178,928	1,043,610	953,285	931,468	921,455
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	0.93%	0.96%	0.92%	0.91%	0.89%

個人事業税の調定額は、県税全体と同様に、年々減少傾向にある。

(2) 県税事務所別の調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	187,329	168,642	140,702	132,514	132,514
	繰越	19,034	15,482	15,574	14,994	14,735
	計	206,364	184,124	156,277	147,509	147,249
大分	現年	587,186	525,577	481,572	477,345	495,355
	繰越	44,816	43,808	43,226	35,888	31,331
	計	632,002	569,386	524,799	513,234	526,687
佐伯	現年	62,852	56,455	55,063	55,132	45,493
	繰越	2,729	2,551	2,982	1,988	1,119
	計	65,581	59,006	58,045	57,120	46,613
豊後大野	現年	25,606	22,060	22,712	23,467	21,183
	繰越	882	717	621	2,073	1,343
	計	26,488	22,777	23,333	25,540	22,527
日田	現年	96,022	81,666	72,952	70,378	64,553
	繰越	5,891	7,129	6,180	4,527	4,414
	計	101,913	88,795	79,133	74,906	68,967
中津	現年	139,081	112,271	105,049	108,146	106,894
	繰越	7,497	7,247	6,646	5,011	2,515
	計	146,578	119,519	111,695	113,158	109,409
合計	現年	1,098,077	966,673	878,052	866,984	865,994
	繰越	80,851	76,936	75,232	64,484	55,460
	計	1,178,928	1,043,610	953,285	931,468	921,455

大分県内の全ての県税事務所で調定額が減少傾向にあり、調定額の減少は大分県全体の傾向といえる。

(3) 徴収率の推移

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	97.09%	97.38%	97.34%	96.83%	97.71%
	繰越	41.95%	24.23%	20.49%	23.34%	41.11%
	計	92.00%	91.23%	89.68%	89.36%	92.05%
大分	現年	97.85%	98.05%	98.33%	98.68%	96.25%
	繰越	23.30%	19.46%	28.80%	25.81%	21.91%
	計	92.57%	92.00%	92.61%	93.59%	91.83%
佐伯	現年	98.50%	97.85%	98.50%	99.39%	98.76%
	繰越	39.76%	31.38%	59.97%	53.48%	49.07%
	計	96.05%	94.98%	96.52%	97.79%	97.57%
豊後大野	現年	98.00%	99.64%	92.18%	98.47%	100.00%
	繰越	35.57%	24.52%	52.04%	52.48%	37.71%
	計	95.92%	97.27%	91.11%	94.74%	96.28%
日田	現年	96.75%	98.55%	99.71%	99.44%	99.13%
	繰越	28.77%	29.52%	21.80%	10.51%	6.39%
	計	92.82%	93.01%	93.62%	94.06%	93.20%
中津	現年	98.46%	98.88%	99.27%	99.67%	99.95%
	繰越	24.88%	25.21%	32.60%	26.08%	31.46%
	計	94.70%	94.41%	95.30%	96.41%	98.38%
合計	現年	97.74%	98.10%	98.25%	98.62%	97.37%
	繰越	28.92%	22.34%	28.27%	25.89%	27.14%
	計	93.02%	92.51%	92.73%	93.59%	93.14%

現年と繰越分を合わせた徴収率は、平成20年度から24年度の5年間は93%前後で推移しており、同期間の法人県民税（98.7%前後）、法人事業税（99%前後）、自動車税（97%前後）と比較するとやや低い状況にある。全国的にも同様の傾向にあるが、個人事業税特有の原因を分析し、徴収率改善に向けての更なる取組みが期待される。

(4) 収入未済額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	5,460	4,414	3,748	4,206	3,029
	繰越	10,104	11,160	11,281	10,334	8,474
	計	15,565	15,574	15,030	14,540	11,504
大分	現年	12,601	10,259	8,022	6,280	18,575
	繰越	31,207	32,988	28,304	25,246	23,849
	計	43,808	43,247	36,326	31,526	42,425
佐伯	現年	943	1,211	826	335	563
	繰越	1,607	1,750	1,161	784	570
	計	2,551	2,961	1,988	1,119	1,133
豊後大野	現年	512	80	1,775	358	-
	繰越	493	541	298	985	836
	計	1,005	621	2,073	1,343	836
日田	現年	3,119	1,185	214	395	560
	繰越	4,010	4,998	4,312	4,019	4,120
	計	7,129	6,183	4,527	4,414	4,680
中津	現年	2,136	1,256	766	358	53
	繰越	5,178	5,390	4,245	2,156	1,724
	計	7,314	6,646	5,011	2,515	1,777
合計	現年	24,773	18,406	15,354	11,935	22,782
	繰越	52,601	56,828	49,604	43,525	39,575
	計	77,374	75,235	64,958	55,460	62,357

大分県税事務所において、平成24年度に一部大口先の滞納に伴い増加していることを除けば、調定額の減少と比例して減少している。

3. 外部監査の結果

個人事業税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、以下の事項が検出された。

(1) 課税漏れ対象者の判明について

大分県税事務所における監査で、課税の網羅性が確保されず、本来課税対象とすべきだが課税資料を収集できていなかった者について、失格者（課税対象外）として判定済みであると誤認してしまい、課税漏れとなっていた対象者がいることが判明した。【結果4-1】

各県税事務所では、課税の網羅性を確保する手続として、税務署へ所得税の確定申告を行ったもののうち、課税対象者となる可能性のあるもの（事業所得等の金額が290万円を超えるもの）の一覧（以下「対象者リスト」という。）をデータで入手し、「対象者リスト」を活用して、申告者ごとに課税資料と突合して課税対象者か失格者かの判定結果を記載している。

大分県税事務所における監査で、「対象者リスト」を入手して閲覧し、失格者と判定している対象者のうち、判定の妥当性を確かめる必要があると判断した対象者を任

意で抽出し、関係資料の入手及び担当者への質問を実施した結果、1名について課税漏れとなっていたことが判明した。

なお、これを受けて大分県では、大分県税事務所を含む全ての県税事務所を対象に課税漏れ調査を実施したが、課税漏れは当該1名のみであった。また、当該1名について、賦課及び徴収事務も完了しているとのことである。

課税漏れが発生した要因は次のとおりである。

- ・ 課税漏れが判明した1名については、確定申告書の収集が漏れていた。
- ・ 入手した「対象者リスト」には、課税漏れが判明した1名の情報も含まれていたが、課税資料と突合する際に、誤って失格判断済みと記載していた。
- ・ 「対象者リスト」を用いたチェック結果の妥当性について、担当者以外の人員によるチェックができなかったため、記載誤りを発見できなかった。
- ・ 過年度に課税実績があるもののうち、課税対象者としてシステム登録していないものを対象に、「個人事業税課税漏れ照合リスト」が紙面で出力され、事務処理要領では、当該リストを活用する旨が規定されている。課税漏れが判明した1名について、前年度は課税対象者として処理していたため、実際に活用していれば課税漏れが防止できたと考えられる。しかし、大分県税事務所では、上述の「対象者リスト」を活用することで、網羅性は十分であると判断していたため、活用していなかった。

網羅性を確保する手段として、「対象者リスト」と「個人事業税課税漏れ照合リスト」の双方を活用し、それぞれ担当者以外の人員によるチェックを義務付けることが理想である。

ただし、「個人事業税課税漏れ照合リスト」は、過年度に課税対象者となったものに対する網羅性には有効だが、新規の課税対象者に対する網羅性には有効でない。

そこで、「対象者リスト」を活用することとし、失格者に係る確定申告書等の関係資料を失格資料として漏れなく編てつしているか、「対象者リスト」と照合して確かめたうえで、担当者以外の人員によるチェックを義務付けることを事務処理要領で規定し、網羅性を確保すべきと考える。

4. 意見

(1) 確定申告書の収集事務の効率化

今後も税務署と連携して「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の利用を強く推奨すべきである。【意見4-1】

国税連携システムの導入に伴い、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を用いて申告した場合は申告書一式、紙面で税務署に提出した場合は申告書のうち第一表、第二表について、データによる入手が可能となった。このため、システム導入前と比べると、担当者が税務署に出向き、申告書を閲覧し複写しての収集作業量は削減されたとされている。

「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を用いた申告が増えれば、収集事務がさらに効率化されるため、今後も各税務署と連携して「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の利用を強く推奨すべきである。

(2) 実地調査について

個人事業税についても、法人と同様に、必要に応じて実地調査を行うことが望まれる。

【意見4-2】

税務署から収集した確定申告書だけでは業種（不動産貸付業、駐車場業など）の認定が困難な場合や、自主決定個人（医業など）の場合は、対象者に対する調査表の送付や、電話による聞き取りで調査しているが、現場に赴いての実地調査は行っていない。

申告内容の正確性、回答内容の正確性を確かめるため、法人と同様、個人についても必要に応じて実地調査を行うことが望まれる。

(3) 課税対象事業について

課税の公平性の観点から、法において、課税対象業種を限定列挙するのではなく、課税対象外の業種を限定列挙すべく、改正を国に働きかけることが望まれる。

【意見4-3】

法において、個人事業税の課税対象業種を第1種事業、第2種事業、第3種事業として限定列挙しているため、法で限定列挙されていない業種は課税対象外となる。

このため、外部環境の変化に伴って、新たな業種や国家資格が創設された場合、法が改正されなければ、多額の事業所得を得ていたとしても課税対象外となる可能性が高い。

課税対象業種を限定列挙するのではなく、課税対象外の業種、税率3%の業種、税率4%の業種を限定列挙したうえで、その他は一律5%の税率を課す法体系にした方が、外部環境の変化に対応でき、課税の公平性にも資すると考えられる。法改正を国に働きかけることが望まれる。

第5. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

1. 法人県民税の概要

(1) 法人県民税の趣旨等

県内に事務所等を有する法人が、県に対する会費的な負担金として納める税金である。

(2) 納税義務者（法第24条）

県内に事務所等を有する法人、県内に事務所等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの（=人格のない社団等）は、均等割及び法人税割が課税される。

また、県内に寮等を有する法人で、県内に事務所等を有しないものは、均等割が課税される。

さらに、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するものは、法人税割が課税される。

なお、公益社団法人及び公益財団法人（特例民法法人を含む。）、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、特定非営利活動法人は、収益事業を行うものを除き、申請により、県民税の均等割の免除を受けることができる場合がある（条例34条の2）。

(3) 課税対象及び税率

① 均等割（法第52条第1項）

法人の資本金等の額の区分等に応じて、以下のとおりとなっている。

法人の区分	税率	
	平成18年4月1日以前に開始する事業年度	平成18年4月1日以降に開始する事業年度
次に掲げる法人 (ア) 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） (イ) 人格のない社団等 (ウ) 一般社団法人（非営利型法人を除く。）及び一般財団法人（非営利型法人を除く。） (エ) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの (オ) 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び（エ）に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下の法人	20,000円	21,000円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50,000円	52,500円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	136,500円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	567,000円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超える法人	800,000円	840,000円

(注) 1. 資本金等の額とは次のものをいう。

- ・ 保険業法に規定する相互会社…地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）に基づき算定した純資産額
- ・ 上記以外の法人…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額

2. 公益社団法人等（収益事業を行うものは除く。）は、申請により均等割の免除を受けることができる場合がある。

3. 平成 18 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、県内に事務所等を有し、均等割の納税義務がある法人は、均等割の標準税率に 5% を乗じた額が森林環境税（森林環境を保全するなどの施策に充てる財源を確保するために課税される税金）として加算されている。

4. 均等割額は、その算定期間中において事務所・事業所又は寮等を有していた月数に応じ、月割で算定する。月数は暦に従い計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数が生じたときは切り捨てる。

② 法人税割

(ア) 課税標準（法第 23 条第 1 項）

(i) 連結申告法人以外の法人

法人税法その他の法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額で、次に掲げるもの等の控除をする前の金額。

- ・ 法人税法第 68 条の規定による利子配当等に係る所得税額の控除（法人税法上は、内国法人が受ける利子、配当等について所得税法その他の法令により源泉徴収された所得税額を法人税額から控除する。）
- ・ 法人税法第 69 条の規定による外国税額の控除（国外所得金額について、その所得の発生した国で外国法人税を課されている場合には控除し、又は還付されることになっている。）
- ・ 法人税法第 70 条の規定による仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（仮装経理に係る減額部分の税額は、更正の日の属する事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度の法人税額の範囲内で還付し、残額はその後 5 年間の各事業年度の法人税額から順次控除する）
- ・ 租特法第 42 条の 4（試験研究を行った場合）、同第 42 条の 11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合）、同第 42 条の 12（雇用者の数が増加した場合）、同第 42 条の 12 の 2（国内の設備投資額が増加した場合）、同第 42 条の 12 の 4（雇用者給与等支給額が増加した場合）の規定による法人税額からの控除額（一部については中小企業者除く。）

なお、欠損金の繰戻還付を受けた場合の法人税額の繰越控除の特例（法人税法第 80 条の規定による法人税額の還付）を受けている場合は、法人税割においては還付を行わず、9 年間に限り、その還付金に対応する法人税額を課税標準である法人税額から控除する。

(ii) 連結申告法人

個別帰属法人税額

(iii) 2以上の道府県に事務所等を有する法人の課税標準の分割の基準

法人税額等の算定期間の末日現在における従業者の数

(例外)

- ・事業年度の中途において新設された事務所等…その事業年度の末日現在における従業者数にその事業年度の月数に対するその事務所等が設置された日からその事業年度の末日までの月数の割合を乗じて得た数
- ・事業年度の中途において廃止された事務所等…その廃止の日の属する月の前月の末日現在の従業者数にその事業年度の月数に対するその事業年度中においてその事務所等の所在していた月数の割合を乗じて得た数
- ・従業者の変動が著しい事務所等（その事業年度中の各月の末日現在の従業者数のうち最大のものが、最小であるものの2倍を超える事務所）…その事業年度における各月の末日の従業者数の合計を、その事業年度の月数で除して得た数

(イ) 税率（法第51条、条例附則第17条及び第18条）

法人税額又は個別帰属法人税額の5.8%で課税される。

ただし、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円以下の次のものについては5.0%で課税される。

- ・資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）
- ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人
- ・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの

なお、解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は5.8%となる。

(4) 申告の方法

① 確定申告納付（法第53条）

事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告納付する。

なお、会計監査人による監査のため決算が確定せず期限までに提出できない状況にある場合等は、法人税（国税）の申告期限の延長の承認を受け、提出期限が1か月（連結申告法人の場合は2か月）延長された場合は、法人県民税の申告についても同様に取り扱われる。この場合には、法人税の申告期限の延長がされた旨を届け出なければならない。（53条）

② 中間申告納付（法第53条）

事業年度又は連結事業年度が6か月を超える法人は当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に申告納付する。

ただし、前事業年度の法人税の額又は前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額の6か月相当分の額が、10万円以下の場合等は中間申告を要しない。

なお、中間申告納付の義務のある法人が予定申告書又は中間申告書を期限内に提出しなかった場合には、その期間を経過したときに予定申告があったものとみなし納税義務を課する（みなす申告）。

③ 清算中の法人（平成 22 年 3 月の改正前の法第 53 条）

以下の区分に応じて、各区分に定める期日までに申告納付する。

- ・ 清算中の事業年度が終了した場合…事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内
 - ・ 残余財産の一部を分配した場合…残余財産の一部分配の日の前日まで
 - ・ 残余財産が確定した場合…残余財産確定の日の翌日から 1 か月以内
- ただし、平成 22 年 10 月 1 日以後に解散する法人については、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行している。

④ 公共法人等で均等割のみが課されるもの（法第 53 条）

毎年 4 月 30 日までに申告納付する。

2. 法人事業税の概要

(1) 法人事業税の趣旨等

法人が事業を行う際に受ける公共サービスに対する応益負担として納める税金である。

(2) 納税義務者（法第 72 条の 2）

県内に事務所等を設けて事業を行う法人

なお、法人課税信託の引受けを行う個人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされる。

(3) 課税対象

① 所得金額（所得割）（法第 72 条の 23）

課税標準である各事業年度の所得は法令又は政令で特別の定めのある場合のほか、法人税の課税標準である所得金額又は個別所得金額の計算の例による。

法人税の所得の例によらないものには次のものがある（同条但書）。

- ・ 海外投資等損失準備金の積立金額損金算入
- ・ 医療法人等の社会保険診療報酬に係る所得の除外
- ・ 法人税の繰戻還付がある場合の欠損金の繰越控除
- ・ 外国法人税額等の損金算入額
- ・ 所得税額の損金不算入 等

また、自主決定法人には次のものがある（法第 72 条の 41、法第 72 条の 41 の 2）。

- ・ 収入金課税事業（電気供給業、ガス供給業、保険業）を行う法人
- ・ 連結申告法人
- ・ 社会保険診療を行う医療法人等
- ・ 外国で事業を行う法人
- ・ 法人税が課されない法人

- ・ 事業税について課税事業と非課税事業を併せて行う法人
 - ・ 外形標準課税対象法人（付加価値割額、資本割額）
- なお、非課税事業には次のようなものがある（法第 72 条の 4）
- ・ 林業
 - ・ 鉱物の掘採事業
 - ・ 一定の要件に該当する農事組合法人が行う農業

② 収入金額（収入割）（法第 72 条の 24 の 2）

その規模に対して所得率の低い公益的性格のある事業及びこれとの均衡上収入金額を課税標準とすることを適当として法定された電気供給業、ガス供給業、保険業

③ 付加価値額（付加価値割）（法第 72 条の 14～第 72 条の 20）

各事業年度の収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）と単年度損益の合計額

④ 資本金等の額（資本割）（法第 72 条の 21 及び第 72 条の 22）

法人税法に定める資本金等の額又は連結個別資本金等の額

⑤ 2 以上の道府県に事務所等を有する法人の課税標準の分割基準

(ア) 課税標準の分割基準の種類

- (i) 電気供給業… $\frac{3}{4}$ ：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
 $\frac{1}{4}$ ：事務所等の固定資産価額（当分の間、経過措置あり）
- (ii) ガス供給業、倉庫業…事務所等の固定資産価額
- (iii) 鉄道事業、軌道事業…事務所等の所在する道府県の軌道の延長キロメートル数
- (iv) 一般の事業… $\frac{1}{2}$ ：事務所等の数
 $\frac{1}{2}$ ：事務所等の従業者の数
- (v) 製造業…事務所等の従業者の数

(イ) 分割基準の算定

- (i) 固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数
事業年度の末日現在における数値
- (ii) 事務所等の数
事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値
- (iii) 従業者の数
事業年度の末日現在における数値（ただし、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所等の算定は、「その数値 + その数値の $\frac{1}{2}$ に相当する数値」による。）

なお、事業年度の中で事務所等の新設があった場合、事業年度の中で事務所等の廃止があった場合、事業年度を通じて従業者数に著しい変動があった場合は、県民税と同様の分割基準の算定方法による。

(4) 税率（法第72条の24の7）

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）に基づき、平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散による清算所得に係る申告から「法人事業税」と併せて「地方法人特別税」の申告が必要となっており、国税とされているため、各都道府県が賦課徴収し、国へ払い込むこととなっている。

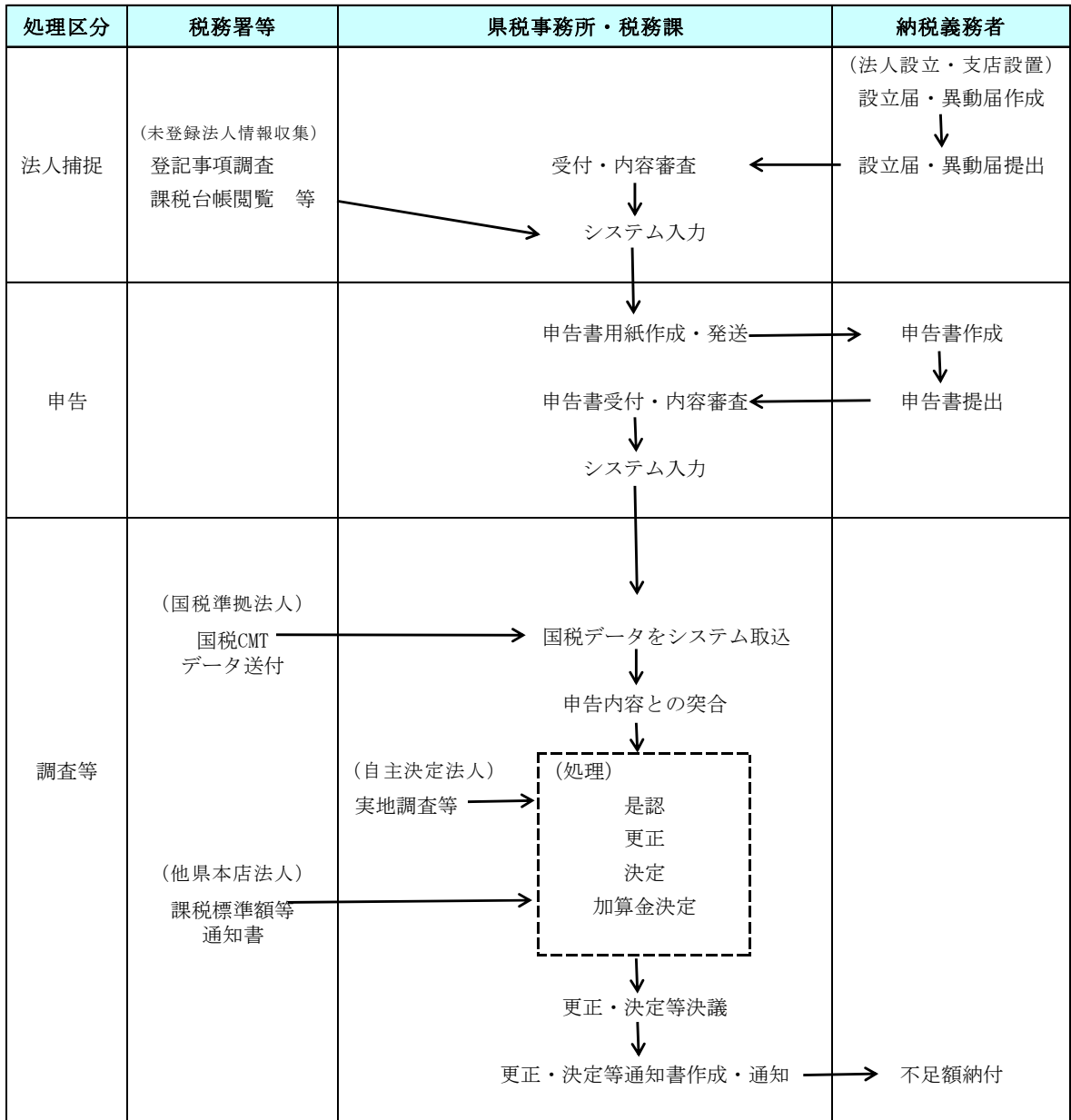
税目	課税標準等	税率	
事業税	(1) 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	(1) 収入金額の 0.7%	
	(2) その他の事業を行う法人 (ア) 外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（公共法人、公益法人、収入金課税法人、特別法人等を除く。））	(2) (ア) ・所得のうち年400万円以下の金額 1.5% 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額 2.2% 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 2.9% ・付加価値額の 0.48% ・資本金等の額の 0.2%	
	(イ) (ア)以外の法人	(イ) ・所得のうち年400万円以下の金額 2.7% 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額 4.0% 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 5.3%	
	(3) 特別法人	(3) 所得のうち年400万円以下の金額 2.7% 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 3.6%	
	(4) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人（(1)を除く） (ア) 普通法人で外形標準課税対象法人	(4) (ア) ・所得及び清算所得の 2.9% ・付加価値額の 0.48% ・資本金等の額の 0.2%	
	(イ) (ア)以外の普通法人	(イ) 所得及び清算所得の 5.3%	
	(ウ) 特別法人	(ウ) 所得及び清算所得の 3.6%	
	地方法人特別税（国税）	1 外形標準課税対象法人	1 基準法人所得割額の 148%
		2 所得割額によって法人事業税を課される法人（1を除く）	2 基準法人所得割額の 81%
		3 収入割額によって法人事業税を課される法人	3 基準法人収入割額の 81%

(5) 申告の方法

1. 法人県民税の概要 (4) 申告の方法 (④を除く。)と同様の方法により行う。

(6) 課税事務フロー

法人二税の主要な課税事務の流れは次のとおりである。



3. 大分県における状況

(1) 調定額の推移

① 法人県民税

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法人県民税	5,982,588	4,460,305	5,089,496	5,051,775	4,943,476
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	4.74%	4.12%	4.89%	4.93%	4.76%

② 法人事業税

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法人事業税	29,473,998	17,423,474	14,073,568	14,086,340	14,124,287
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	23.37%	16.09%	13.52%	13.74%	13.59%

(2) 県税事務所別の調定額の推移

① 法人県民税

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	538,953	501,634	546,304	462,746	514,628
	繰越	11,220	14,768	15,871	15,000	10,500
	計	550,173	516,402	562,176	477,747	525,128
大分	現年	4,211,171	3,012,588	3,274,474	3,359,467	3,002,273
	繰越	33,632	39,458	43,319	41,375	37,678
	計	4,244,803	3,052,047	3,317,793	3,400,843	3,039,951
佐伯	現年	193,821	188,898	202,565	196,477	187,991
	繰越	1,957	2,360	2,783	2,291	2,037
	計	195,779	191,259	205,348	198,768	190,028
豊後大野	現年	107,009	98,490	112,263	115,036	120,039
	繰越	725	719	800	1,081	575
	計	107,735	99,210	113,064	116,118	120,615
日田	現年	241,298	176,088	213,071	225,844	226,292
	繰越	1,977	2,156	1,706	1,198	1,096
	計	243,276	178,245	214,777	227,043	227,388
中津	現年	636,913	419,372	673,282	628,153	837,717
	繰越	3,905	3,768	3,053	3,101	2,645
	計	640,818	423,141	676,336	631,254	840,363
合計	現年	5,929,168	4,397,073	5,021,961	4,987,726	4,888,942
	繰越	53,419	63,232	67,535	64,049	54,534
	計	5,982,588	4,460,305	5,089,496	5,051,775	4,943,476

平成20年度から平成21年度にかけての減少は、主に平成20年9月15日に発生したリーマン・ショックに起因した経済環境の悪化により、企業等の業績も悪化し、課税所得が減少したことによるものと考えられる。

② 法人事業税

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	2,322,343	1,504,653	1,287,681	1,093,395	1,274,956
	繰越	62,331	82,528	61,351	47,485	14,090
	計	2,384,675	1,587,182	1,349,032	1,140,880	1,289,046
大分	現年	22,107,095	13,020,538	9,763,328	10,149,904	9,577,391
	繰越	115,868	116,922	129,696	122,723	113,508
	計	22,222,963	13,137,461	9,893,024	10,272,627	9,690,900
佐伯	現年	818,639	627,181	524,131	457,427	464,020
	繰越	702	573	1,245	1,139	1,017
	計	819,342	627,754	525,376	458,567	465,038
豊後大野	現年	349,769	236,959	228,937	233,108	239,230
	繰越	743	553	585	568	47
	計	350,513	237,512	229,522	233,676	239,277
日田	現年	901,902	460,860	479,635	476,140	455,249
	繰越	2,281	4,929	8,462	3,376	2,158
	計	904,183	465,790	488,097	479,516	457,407
中津	現年	2,786,201	1,360,834	1,584,803	1,496,108	1,976,566
	繰越	6,119	6,939	3,711	4,963	6,050
	計	2,792,321	1,367,773	1,588,514	1,501,071	1,982,616
合計	現年	29,285,951	17,211,026	13,868,516	13,906,084	13,987,414
	繰越	188,047	212,447	205,052	180,256	136,873
	計	29,473,998	17,423,474	14,073,568	14,086,340	14,124,287

前述したとおり、平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散による清算所得に係る申告から「法人事業税」と併せて「地方法人特別税」の申告が必要となることに伴い、法人事業税の税率が引き下げられた。このため、平成21年度以降の事業税額は平成20年度と比較して大きく減少している。

(3) 徴収率の推移

① 法人県民税

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	98.47%	99.12%	99.53%	99.15%	99.35%
	繰越	33.93%	16.35%	13.93%	18.30%	40.08%
	計	97.15%	96.76%	97.11%	96.61%	98.17%
大分	現年	99.68%	99.54%	99.71%	99.76%	99.73%
	繰越	17.63%	22.09%	22.24%	16.28%	16.24%
	計	99.03%	98.54%	98.70%	98.74%	98.69%
佐伯	現年	99.43%	99.46%	99.66%	99.71%	99.69%
	繰越	26.12%	19.81%	27.83%	21.79%	25.08%
	計	98.70%	98.48%	98.68%	98.81%	98.89%
豊後大野	現年	99.69%	99.55%	99.33%	99.73%	99.84%
	繰越	37.31%	23.46%	44.71%	51.38%	63.71%
	計	99.27%	98.99%	98.94%	99.28%	99.67%
日田	現年	99.59%	99.66%	99.76%	99.86%	99.88%
	繰越	37.56%	36.05%	44.12%	28.91%	34.49%
	計	99.09%	98.89%	99.32%	99.48%	99.57%
中津	現年	99.77%	99.66%	99.77%	99.90%	99.90%
	繰越	25.46%	35.51%	29.80%	31.43%	28.21%
	計	99.32%	99.09%	99.45%	99.56%	99.67%
合計	現年	99.57%	99.51%	99.69%	99.72%	99.72%
	繰越	22.94%	21.96%	21.68%	18.51%	22.61%
	計	98.88%	98.41%	98.65%	98.69%	98.87%

全体の徴収率には大きな変動はない。県税事務所別に見ると、現年分は大きな隔たりはないが、繰越分については、別府・豊後大野両県税事務所で徴収率の改善が見られる。

② 法人事業税

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	98.66%	99.42%	99.88%	99.51%	99.52%
	繰越	17.29%	36.11%	18.73%	10.43%	50.97%
	計	96.54%	96.13%	96.19%	95.80%	98.99%
大分	現年	99.88%	99.72%	99.91%	99.95%	99.94%
	繰越	12.02%	18.63%	10.83%	5.67%	4.09%
	計	99.42%	99.00%	98.75%	98.82%	98.81%
佐伯	現年	99.96%	99.82%	100.00%	99.99%	99.97%
	繰越	64.52%	72.07%	10.42%	16.37%	14.49%
	計	99.93%	99.79%	99.78%	99.78%	99.78%
豊後大野	現年	99.96%	99.89%	99.51%	99.98%	100.00%
	繰越	45.68%	23.13%	51.76%	98.12%	100.00%
	計	99.84%	99.71%	99.39%	99.98%	100.00%
日田	現年	99.68%	99.11%	100.00%	99.99%	99.96%
	繰越	10.02%	11.12%	60.18%	37.64%	2.47%
	計	99.45%	98.18%	99.31%	99.55%	99.50%
中津	現年	99.92%	99.92%	99.78%	99.83%	99.98%
	繰越	16.83%	21.02%	57.03%	30.13%	44.34%
	計	99.73%	99.52%	99.68%	99.60%	99.81%
合計	現年	99.79%	99.70%	99.90%	99.91%	99.91%
	繰越	14.23%	25.48%	16.18%	8.55%	10.78%
	計	99.24%	98.80%	98.68%	98.74%	99.04%

法人県民税とほぼ同様の傾向である。

(4) 収入未済額の推移

① 法人県民税

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	8,247	4,390	2,528	3,948	3,293
	繰越	6,500	11,481	12,349	6,527	5,252
	計	14,747	15,871	14,878	10,476	8,546
大分	現年	13,535	13,812	9,529	8,104	8,205
	繰越	25,944	29,536	31,968	29,598	29,774
	計	39,479	43,349	41,497	37,702	37,980
佐伯	現年	1,097	1,012	698	576	580
	繰越	1,263	1,770	1,592	1,460	1,421
	計	2,360	2,783	2,291	2,037	2,002
豊後大野	現年	334	446	638	305	187
	繰越	384	324	442	270	209
	計	719	770	1,081	575	396
日田	現年	981	599	484	320	268
	繰越	1,175	1,107	713	776	413
	計	2,156	1,706	1,198	1,096	681
中津	現年	1,428	1,410	1,554	641	863
	繰越	2,340	1,666	1,546	2,004	1,480
	計	3,768	3,077	3,101	2,645	2,343
合計	現年	25,624	21,671	15,435	13,896	13,400
	繰越	37,607	45,886	48,614	40,637	38,551
	計	63,232	67,558	64,049	54,534	51,951

② 法人事業税

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	31,036	8,745	1,528	5,348	6,167
	繰越	51,492	52,605	45,825	8,727	3,064
	計	82,528	61,351	47,353	14,075	9,232
大分	現年	25,840	36,030	8,414	4,932	6,182
	繰越	91,082	93,667	114,456	108,591	105,660
	計	116,922	129,697	122,870	113,523	111,842
佐伯	現年	323	1,141	23	64	157
	繰越	249	104	1,116	953	870
	計	573	1,245	1,139	1,017	1,028
豊後大野	現年	149	256	568	36	1
	繰越	404	328	-	10	-
	計	553	585	568	47	1
日田	現年	2,877	4,093	11	53	159
	繰越	2,052	4,368	3,364	2,105	1,921
	計	4,929	8,462	3,376	2,158	2,080
中津	現年	2,345	1,115	3,436	2,582	444
	繰越	4,615	2,595	1,526	3,467	930
	計	6,961	3,711	4,963	6,050	1,374
合計	現年	62,572	51,383	13,983	13,017	13,112
	繰越	149,896	153,669	166,288	123,855	112,446
	計	212,469	205,052	180,271	136,873	125,559

法人県民税及び事業税のいずれも、収入未済額は経年減少傾向にある。

4. 外部監査の結果

法人二税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、以下の事項が検出された。

(1) 特定非営利活動法人等から法定期限後に提出された県民税免除申請書の取扱い

条例第34条の2に基づき、特定非営利活動法人(NPO法人)等が収益事業を行っていない場合で、かつ県民税免除申請書が法定申告期限の7日前までに提出された場合には、県民税の均等割を免除することができる。

各県税事務所において、申告期限の7日前までに提出されていない申請書が散見されるが、それらを有効な申請書として取り扱ったうえで均等割免除しており、条例の規定に従った処理とはいえない。【結果5-1】

特定非営利活動法人等（公益社団法人及び公益財団法人等）で収益事業を実施しない法人については、毎年度納期限の7日前までに県民税免除申請書を提出することにより課税免除することができる（条例第34条の2）。また、災害により資産等を滅失、損壊したため、納税資力がなくなると認められる法人については、その災害の日の属する年度内において、法人二税について減免することができる（災害被害者に対する県税の減免等に関する条例第5条）と規定されている。

これらのうち、特定非営利活動法人等で収益事業を実施しない法人については、均等割のみが課税されることとなるが、均等割の申告納付期限は4月30日とされる。当該条項に基づく県民税免除申請書がその申告期限の7日前までに提出された場合に免除することができることとされているものの、実際は7日前までに提出されない免除申請書を有効なものとして取り扱っているケースが散見される。

この点に関して、法定期限内に免除申請書が提出された場合にのみ免除が可能であるとして取り扱うことが適当であるが、期限徒過後の免除申請書も実務的には全て免除しているのが実態であり、適当とはいえない。この取扱いは、全ての県税事務所で同様に取り扱われている。

中には、平成24年度中の取扱い対象となる平成24年3月期（申告期限平成24年4月末）に係る免除申請書だけでなく、同時に平成23年3月期のもの双方が平成24年12月に提出されたケースにおいて、いずれも期限後の申請となっているものの、受理のうえ免除したという事例も見受けられた。

県税事務所の内部的には一定の解釈指針のもとに従来から免除を容認しているが、当該条例には宥恕規定はなく、原則どおりの取扱いにより、期限徒過の申請は却下すべきである。この規定は、納税義務者の申請主義に基づいて免除可能規定を設けている条文であるところ、「やむを得ない事情により、本規定に定める期限までに提出できなかった場合にはその限りではない」といった宥恕規定がないことから、期限徒過後に提出された免除申請書は取り扱えないと解釈すべきである。

この点、これらの該当法人の均等割申告期限が4月30日であるのに対して、事業報告書の確定日が2か月以内であるため、申告期限である4月30日の時点では、申請書に添付すべき書類である事業報告書を確定できないことから、期限内に確定した事業報告書を申請書に添付して申請することが困難であるという実務上の問題が存在する。よって、法定期限内に当該申請書を提出する場合、その添付書類を承認した段階での事後添付となるのが実情であるため、現在の実務では当該事由も配慮して、法定期限内に提出されなかった申請書も免除対象として取り扱ったという経緯が存在する。

実際には上述した実務上の問題が存在するものの、条例の規定の解釈からは、当該納税義務者に対して、法定期限内に申請書の提出がなされないと免除の取扱いができないということを周知並びに指導するとともに、期限内に提出された申請書に基づいて、均等割免除の承認決裁を行うことが適切である。よって、期限後に申請書が提出されても均等割免除の取扱いができないため、本来は当該法人に対して、均等割の決定事務を行うべきである。

立法政策上、実際に実行可能性があるかどうかは疑問の余地があるが、上記取扱いを徹底した場合に、該当法人の均等割免除を対象外とすることが当該条例の趣旨に反すると解釈するのであれば、条例第34条の2を改正する必要があると思料されるので、検討が必要である。

(2) 農事組合法人の申告添付書類について

農事組合法人は、「一定の農事組合法人に係る法人の事業税の課税標準の算定等について」(H23. 3. 31 税第 1874 号 各県税事務所長あて 総務部長通知)により、申告書に所定の書類を添付することが要求されているが、大分県税事務所及び佐伯県税事務所においてサンプル対象とした法人について、添付書類の一部が確認できなかった。【結果 5 - 2】

上記の通知の規定に基づき、添付が必要とされる書類は次のとおりである。

- ・別表二 非課税要件適格申告書と非課税の要件を満たすことが確認できる書類
- ・区分計算に用いた計算書等（区分計算している場合に限る）
- ・別表三 「一定の農事組合法人の農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書
- ・法人税申告書別表四
- ・貸借対照表・損益計算書・雑収入明細書
- ・その他必要と認める書類。

大分県では上記通知を踏まえ、「一定の農事組合法人に係る法人事業税の課税標準の算定方法等について（お知らせ）」を作成し、法第 72 条の 4 第 3 項に規定する一定の農事組合法人が行う農業に対して事業税が非課税となることについて、具体的な取扱いを定め、上記添付書類の提出が必要な旨を対象法人に通知していたが、十分に徹底されなかった。

非課税要件適格の確認や申告内容の確認のためにも、対象法人に改めて周知の上、添付書類を全て確実に申告書に添付するように指導し、所要の全書類の提出を確認の上漏れなく編てつされる必要がある。

(3) 鉱物掘採事業法人の申告添付書類について

鉱物掘採事業法人は、「鉱物掘採事業を行う法人に係る法人の事業税の取扱いについて」(S56. 12. 25 税第 555 号各県税事務所長あて 総務部長通知)により、申告書に所定の書類を添付することが要求されているが、大分県税事務所において添付書類が確認できなかった対象法人があった。【結果 5 - 3】

上記の通知の規定に基づき、添付が必要とされる書類は次のとおりである。

- ・申告書
- ・所得金額に関する計算書
- ・法人税別表四の写し
- ・鉱物掘採法人に係る所得金額の計算書
- ・貸借対照表・損益計算書・勘定科目附属明細書

対象法人についてサンプルで書類を確認したところ、勘定科目附属明細書が十分に確認できない法人が見受けられた。机上での申告内容の審査には限界があると考えられるものの、上記の書類全てが申告内容の確認などのために必要と認められるため、添付書類を全て確実に申告書に添付するように指導し、所要の全書類の提出を確認の上漏れなく編てつされる必要がある。

(4) 欠損金額等の控除明細書の添付について

「欠損金額等の控除明細書」(施行規則第6号様式別表9)は対象事業年度において欠損金額等がある場合に必要の申告書の一部であるが、大分県税事務所においてサンプル対象とした法人のうち、1法人において、同別表の添付が確認できなかった。【結果5-4】

第6号様式別表9「欠損金額等の控除明細書」は、欠損金の繰越対象事業年度内において欠損金額を有する場合、作成の上、一連の申告書の一部として申告する必要がある。添付がない場合であっても、税務署調査により補完されることで瑕疵が治癒されることも考えられるが、添付漏れの事象を把握し、追加登録を実施する事務手続を考慮すると、事務上は非効率となる。翌年度以降において欠損金額等を控除しうる金額を管理することは、税務事務執行のうえで重要な項目であり、当該別表の添付は確実に行われる必要がある。

5. 意見

(1) 納税義務者の捕捉について

納税義務者の捕捉の調査方法は、県税事務所ごとに実施内容にばらつきがあるため、調査内容ごとに実施の時系列サイクルを包括的に明示するとともに、年度横断的な捕捉ローテーション計画実績表を作成して効果的かつ効率的な捕捉に努めることが望ましい。【意見5-1-①】

本店所在地が大分県にない法人で、大分県内に事務所・事業所を有する法人は、分割法人として、均等割のほか法人税割や所得割などが分割基準に従って申告納税される。同様の本店他県法人で、寮・宿泊所・保養所など(法第24条第1項第4号)を有する場合には、均等割のみが課税されることになっている。

大分県では、本店所在地が他県である法人の支店等のうち、異動届が提出されるか支店登記がなされた場合は納税義務の捕捉が円滑になされるが、異動届が提出されず、かつ登記がされないものについては納税義務者の捕捉を行うために、分割法人調査書や未登録法人捕捉調査計画書を作成し、随時調査するよう事務処理要領に規定されている。

上記の具体的な調査方法についてはまでは事務処理要領に明記されていないが、県税事務所ごとに有効と認められる調査内容を決めて実施しており、登記事項調査、電話帳調査、テナント調査等を行うことで、異動届を提出すべき法人の捕捉に努めている。

事務所・事業所・寮等の捕捉に当たっては、県税事務所ごとの地理的特徴などがあり、調査内容は各県税事務所の判断に委ねられているが、定例の税務署調査や登記事項等調査以外の調査内容については、どの方法によることが最も効果的であるかは一概にいえないものの、県税事務所ごとに実施内容にばらつきがあるため、全庁的に「通常実施すべき調査内容」と「必要と認めて実施すべき調査内容」とに分類し、それぞれの調査をどの時系列サイクル(月次、年次など)で行うことが望ましいかを包括的に明示したうえで未登録法人捕捉調査計画書を策定することが望ましい。つまり、納税義務者の捕捉に当たって、有効と認められた調査内容については、各県税事務所

情報が共有され、当年度の調査の追加手続や次年度の調査計画に反映されることが望ましいと考える。

また、現在は年度ごとに捕捉するターゲットなどを前述した計画書にて策定しているが、年度をまたいだ複数事業年度を考慮した捕捉ローテーション計画を作成しているわけではない。過去から将来年度の中長期の捕捉ローテーション計画実績表のような年度横断的なものを作成し、捕捉手法ごとに詳細の情報を記載して、最小支出で最大効果が得られるような調査手続、例えば商業施設ごと・テナントビルごとのローテーション計画を策定して、効果的かつ効率的な捕捉に努めることが望ましい。

例えば、平成 24 年度では、大分県税事務所では電話帳調査を実施することにより、電話帳調査を年 12 回実施することで、6 法人を捕捉し課税するという実績を挙げているが、別府県税事務所や佐伯県税事務所では電話帳調査は実施されていないなど、有効と認められる調査内容の実施にばらつきが認められる。

また、県内各地では複合商業施設が多数あり、当該テナント調査は実施されているものの、毎年又は数年に 1 回実施するようにはなっていない。テナント商業ビルについては、未だ実施した実績はない。テナント調査という観点では、当該施設に事業者と屋号、運営形態などの記載されたテナントリストの提出の依頼を行って、当該テナントのオーナーや運営者に協力していただくことで、より効率的な捕捉と異動届未提出事業者の捕捉を行うことも可能であるとともに有用な手続であると考えられる。なお、テナント入居者の課税判断に当たっては、消化仕入か自主運営かどうかにも留意し、適正に判断を行う必要がある。

未登録法人の調査に当たっては、登記事項調査票において、一連の顛末を一元的に記録管理することが望ましい。【意見 5-1-②】

登記事項調査により未登録法人を把握した際には、登記事項調査票を起票して、設立届の提出依頼文書を発送しているであろうことは把握できるが、その後、いつ発送し、設立届がいつ提出されたか、法人基本情報登録がいつ行われたかという当該一連の顛末が一覧性のある形式で記録されていない。

これらの管理は、税務署様式と一致した実務で使用されている登記事項調査票において、一連の顛末を一元的に記録管理することが望ましい。

(2) 不申告法人の調査と事務手続について

不申告法人については、その一覧性のある帳票に対して、網羅的にフォローしたことの顛末を明示する手続により、全庁的に統一した方法により運用することが望ましい。【意見 5-2】

法定申告期限までに申告のない法人については、事業の廃止や休止の場合や、事業を継続しているが適正に申告されていないケースなどが考えられる。そのため、適正な課税判断等を行うために、申告催告事務と不申告法人調査事務が規定されており、これらに基づいて、不申告法人に対して催告書の発付、事業活動実態のある不申告法人への課税の決定、所定の要件を満たす不明法人等のシステムからの除却手続などの必要な手続が実施される。

法定申告期限までに不申告となっているケースでは、「不申告法人一覧表(単月分)」(法人第 20 号様式)がシステムから出力され、毎月の申告催告書(法人第 21 号様式)を発送するために利用される。また、「不申告法人一覧表(累積分)」(法人第 23 号様式)は、不申告となっている法人の不申告年度の累積という形式で、不申告となっている全ての対象が半年ごとに出力される。これらは、不申告法人として管理し、事後処理を行うために活用するために出力されることとなっている。

各県税事務所では、累積分リストについて、期中に除却決議等のフォローや把握した情報をシステムにメモとして入力することで全件の個別フォローを行っている事務所、個別フォローはしているが特段の顛末の記載を行っていない事務所、累積分リストに顛末の記載をしているケースもある事務所など、顛末処理についての対応は様々である。

実務的な便宜として、各県税事務所が独自に必要なと認められるフォロー事務を行い、その証跡をどのように残すかの判断を委ねている点は、事務処理要領に明記されていないため、やむを得ないとも思われる。

しかし、全庁的に統一的な方針や手続のもとに事務が行われることが業務品質管理の観点からは好ましく、事後処理は一定の水準で画一的に行われるべきである。不申告法人として抽出された事案は全てが適切にフォローされる必要があり、その事務の網羅性と検証可能性を高めるため、不申告法人一覧表の備考欄や右余白に処理の顛末を記載し、一覧性のある帳票に対して網羅的にフォローしたことを明示する手続により運用することが望ましいと考えられる。

(3) 自主決定法人の調査について

法第 72 条の 41 及び第 72 条の 41 の 2 の規定により、対象となる法人（自主決定法人）は、申告の際に、申告書のほかに貸借対照表や損益計算書等の決算書の添付が必要となっている。これらにより、申告内容が適切であるかどうかを精査するとともに、実地調査が必要と認められる場合、「所得金額の計算書（法人第 52 号様式）」等により調査することとなっている。

自主決定法人とは、主に、社会保険診療と自由診療を併せて行う医療法人等、農業を行う一定の農事組合法人及び鉱物掘採事業を行う法人をいい、事業税の課税標準の算定について一般法人と異なる取扱いがされる。その算定に当たっては、自主決定法人が規定により定められた方法に従い、課税標準額を算定することから、国税の課税標準額と必ず同様となる一般法人とは異なって、各県税事務所がその算定方法等に誤りがないかなどを精査する必要性が認められるのである。

① 医療法人の調査

医療法人のうち、特に介護事業等の自由診療収入がある法人については、未だ調査が実施されていない法人も見受けられることから、早期に調査実施の推進を行っていくように必要な措置を実施することが必要である。【意見 5 - 3 - ①】

自主決定法人のうち医療法人については、各県税事務所において、「自主決定法人実地調査計画報告書」で調査計画法人数とその対象を定め、計画に従って実地調査を行うこととしている。

各県税事務所のうち、中津県税事務所では、平成 24 年度の調査計画法人を 5 法人予定していたが、実際に実地調査を行った法人は 2 法人にとどまっていた。また佐伯県税事務所では平成 24 年度の調査計画法人を 4 法人予定していたが、実際に実地調査を行った法人はゼロであった。

また、中津県税事務所では、この対象法人数 45 法人のうち、実地調査を未だ実施していない法人数は 35 法人にも上り、このうち机上のみ調査を実施した法人も 12 法人しかない状況にある。当事務所管内では、医療法人数が相対的に多いことやほかの事務所と環境が異なることに一定の理解はできるものの、必要と認めて計画した法人、大分県税事務所の応援を仰ぐなどにより、早期に調査実施の推進を行っていくように努力を行うことが必要である。

課税の公平性や原則 5 年間とされる更正等の制限期間の関係からも、調査実施が遅延することは適切とはいえず、早期の改善が望まれる。

上記の医療法人調査に関しては、申告等に誤りが多い可能性が相対的に高いと認められることから、介護事業に係る収入がある法人を重点的かつ早期に調査完了するという要請によっており、優先順位が高いことは理解できる。しかし、申告内容から介護事業ありと判定した基準年度以降に介護事業を開始する医療法人も存在するであろうし、介護事業以外の自由診療を行う医療法人も実際には存在する。

したがって、介護事業を新規に開始した医療法人がないかどうか、自由診療なしとしているが実際は自由診療を行っているなど、介護事業なしと分類されている医療法人についても、場合によっては申告内容に誤りがある事績も認められる可能性は否定できない。介護事業を行っていない医療法人についても、その申告内容の確認のため、実地調査を行うか、あるいは総勘定元帳等の提出を求めて机上調査を行う等の必要と認められた適切な方法により、調査手続を計画的に実施することが必要と考えられるため、今後の包括的方針を再検討したうえで各年度計画に反映し、調査手続を推進することが望まれる。

② 農事組合法人の調査

農事組合法人については、申告内容と添付書類を十分に吟味したうえで実地調査の是非や実地による確認を行うことが望ましい。【意見5-3-②】

自主決定法人のうち農事組合法人及び鉱物掘採事業法人については、外形標準課税調査の一環で調査を実施した例のほかは、実地調査を計画実施していない。

自主決定法人のうち、大分県内における農事組合法人について、事業税の非課税事業について課税所得が発生したケースは確認されていない。よって、実地調査を実施することは、経済性や有効性の観点からは実施する意義は乏しく、各県税務所で調査を計画していないものと思われる。しかし、先の結果で記載したとおり、添付書類が適切に添付されていないことから、申告内容と添付書類を十分に吟味したうえで、疑問点や不明点がある場合にはそれを明確にするために、今後は実地調査を行うことも検討することが望ましい。特に、非課税事業となる農業以外の収益事業との兼業の有無については、適切に申告されない可能性も考えられるため、実地調査で確認を行うことも一案である。

③ 鉱物掘採事業法人の調査

鉱物掘採事業法人については、事業税が非課税となる掘採事業と課税事業との間の損益等の振り分けいかににより計数が大きく変動するため、実地調査を行ったうえで是認判断を合理的に行うことが望ましい。【意見5-3-③】

鉱物掘採事業法人については、全県での対象法人数はそれほど多くなく、かつ収益性は比較的高い水準にある法人も相対的に多いと認められる。実際の申告内容をレビューしたところ、事業税が非課税となる掘採事業で多額の利益が生じ、その他の課税事業では赤字というケースが見受けられた。

しかし、提出されている申告書と添付書類を精査するだけでは、申告内容の適否に関する心証は必ずしも得られず、本当に適切に申告しているかどうかを実地調査で確認する必要があるだろうと考えられる事案もあった。

当該法人の申告内容等によると、当該法人全体では十億円近くの課税所得を挙げている高収益企業である一方で、非課税となる掘採事業は多額の黒字、課税事業は数億円の赤字として申告されている。この所得金額計算書については、掘採事業とその他事業との間における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営

業外損益、特別損益等の振り分けいかんにより計数は大きく変動する可能性も想定される。実際、当該法人の過去の申告状況は、每期多額の赤字で申告されており、その欠損金累計額は合計で数十億円程度となっている。

適正な申告が行われていると期待される場所であるが、このような申告内容に対して、無条件に是認することを継続するのは疑問であり、実地調査を実施することで申告内容の適否に関する心証を得ることが必要と考えられる。

鉱物掘採事業法人に関して、対象法人の網羅的抽出、課税実績の履歴確認、添付書類の確認、机上での情報整理、疑問点や不明点の整理に基づく調査ポイントの整理などを早期に行い、実地調査を速やかに実施することが必要と考える。

なお、掘採事業については鉱物の価格を課税標準として、鉱物採取の作業場が所在する市町村において、鉱業者に対して「鉱産税」が課される。対象法人の所管市町村において、鉱産税の課税状況を確認することも有用な手続であると考えられるので、併せて検討することが望ましい。

(4) 外形標準課税法人調査について

外形標準課税法人調査は、事後的に指摘事項の是正措置状況を確認する手続などを行ったうえで、実地調査が必要と認められた法人について計画的に調査を実施することが望ましい。【意見5-4】

外形標準課税は、平成16年4月1日以降開始事業年度分から資本金1億円超の普通法人に対して行われることとなり、大分県における外形標準課税調査は、平成17年度から平成20年度の4か年で概ね一巡するよう申告指導調査を実施した。

平成21年度からは二巡目以降調査が必要と認められた場合に実施されているが、平成24年度の調査対象となった法人の中で、一部の法人においては、前回調査の指摘事項が今回も同様に指摘事項となるケースがあった。

二巡目の現在は、実地調査件数はかなり絞られて実施しているが、このように指摘内容が是正されていない事例もあるため、このような事例が認められた法人などについては、今後も一定のスパンで実地調査を実施し、申告課税の適正性が図られるように対処していくことが望ましいと考えられる。

なお、当該調査を効率的に行うのみならず、指摘事項のあった法人については、当該指摘事項の是正措置がいつからどのように行われているかなどを確認することで、調査手続の省力化と納税義務者の適正処理への啓発が期待されると考えられる。したがって、外形標準課税調査において指摘事項のあった法人は、調査の日から一年を経過しない一定期間経過後に、当該指摘事項の是正措置を確認する手続を実施することが望ましい。

(5) 欠損金額等の控除明細書データのシステム管理について

法人の欠損金について、現行のシステムでは総額のみで年度別の管理を行っておらず、欠損金の繰越期限については、過去の控除明細書から手作業で確認する必要があるため、年度別の欠損金を効率的に管理するために必要なシステム上の手当を検討することが望ましい。【意見 5－5】

法人事業税の欠損金の繰越控除制度は、過去の事業年度において生じた欠損金を翌事業年度以降に繰越し、その事業年度の所得から控除することができるとする制度であり、その欠損金の繰越期限は、欠損事業年度の翌事業年度以後 9 年間（平成 20 年 4 月 1 日前終了事業年度分は 7 年）とされている。繰越期限があるため、欠損事業年度の把握が重要となる。

しかし、現行の税務システムにおいては、欠損金額等の控除明細書（施行規則第 6 号様式別表 9）の欠損金額等の額について、その合計額のレコードをシステム上有しているのみで、事業年度別の明細レコードは管理されていない。

国税準拠法人については、国税における欠損金額の申告内容と県税の欠損金額のレコードは一致するため、国税側の欠損金繰越データとの総額の一致を確認できれば、県税側で必ずしも年度別の繰越期限管理を行う必要性はないといえる。

しかし、自主決定法人については、国税における欠損金額の申告内容とはリンクせず、また、現行のシステムでは年度別の管理ができないため、実際に提出された欠損金額等の控除明細書を手作業で確認する必要がある。

対象法人数に基づく手管理による手間とシステム変更に要するコストとの比較衡量となるが、人の手作業による管理がもたらす事務上の煩雑さと期限管理ミスが招くエラーの可能性を十分に検討したうえで、場合によってはシステムの変更を検討することも一案である。

(6) 事務処理要領及び帳票の改訂について

事務処理要領及びその様式を定めた帳票一覧のうち、現在使用されていない帳票も見受けられるため、網羅的に検証したうえで改定施行することが望ましい。

【意見 5－6】

現行の当該規定は、平成 22 年 4 月に改定された「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税事務処理要領」で定められており、その事務に当たって準拠すべき様式行為として「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税帳票一覧」で掲げられている。

しかし、以下の帳票については、監査の過程で現在使用されていないことが判明した。

- ・法人登記事項等調査書（法人第 1 号様式）
- ・分割法人調査書（法人第 2 号様式）
- ・調査等により新たに捕捉した法人について（通知）（法人第 3 号様式）

これらは定められた様式によらず、実務上は税務署様式を使用しているのが現状となっている。その他、一部の県税事務所以外では使用されていない帳票として「税理士送付ラベル（法人第 17 号様式）」が確認されている。

これらの実態を踏まえて、上記の事務処理要領及び帳票一覧を早期に改定することが必要である。その際には、横断的かつ網羅的に事務処理や帳票の変更点の有無を確認したうえで改定施行し、実務の拠り所として適切な状態にメンテナンスすることが望ましい。

(7) 太陽光発電事業を行う法人に対する収入金課税制度等の周知について

太陽光発電事業の収入割課税を周知するための啓発活動を積極的に実施することが望ましい。【意見5-7】

近年、一般事業者においても太陽光発電事業を積極的に推進する動きが活発に見られる。太陽光発電に係る事業が「電気供給業」に該当するため、太陽光発電の「収入金額」を課税標準として、別途、収入割たる法人事業税を計算する必要がある、所得金額がマイナスであっても、「収入金額×税率」で計算するため、法人事業税が発生する可能性があることに、当該事業者は留意が必要となる。

しかし、太陽光発電事業を行っている事業者に対して、事業税の収入割課税の対象になることが十分周知されているかは不透明な部分がある。

この点も踏まえて、太陽光発電事業の収入割課税を周知するために、ホームページでの注意喚起や申告書送付文書に明記するなどの啓発活動を実施することに留意する必要がある。また、大分県内における太陽光発電事業の設置情報を積極的に入手し、適正に申告が行われているかどうかを判断するための基礎的な情報を整理しておくことが望ましい。太陽光発電事業を行っている蓋然性が高く、その事業規模も大きい場合など必要と認められる場合には、今後実地調査を行う必要があることにも十分留意が必要である。

なお、太陽光発電に係る売上金額が、他の主たる事業の売上金額の10%以下であれば、主たる事業に含めて、原則どおり法人事業税を計算して差し支えなく、本業と比較してごく小規模に太陽光発電を実施している法人は、必ずしも収入割による事業税の納付義務はないとされている点も周知することが望ましい。

第 6. 不動産取得税

1. 不動産取得税の概要

(1) 不動産取得税の定義

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を売買、贈与、交換、新築、増築、改築などによって取得した場合に課税されるものである。

不動産の取得とは、不動産の所有権を取得することをいい、取得の形態（新築、購入、贈与、交換など）、また取得が有償であるか無償であるかは問わない。

(2) 納税義務者（法第 73 条の 2）

売買、贈与、交換、新築、増築、改築などにより不動産を取得した者に対して課税される。個人、法人の別を問わない。

(3) 税額

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{不動産の価格（注 1）}} \times \boxed{\text{税率（注 2）}}$$

（注 1）不動産の価格とは、実際の売買契約額や建設工事代金などの価格に関係なく、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいう。家屋を新築した場合など固定資産課税台帳に価格が登録されていない場合には、県又は市町村が固定資産評価基準によって評価、決定した価格となる。

なお、宅地については、平成 8 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の間に取得した場合、価格は 1/2 となる。

（注 2）標準税率は 4% であるが、取得の時期により下記の税率が適用される。

取得の時期 取得不動産	平成 15 年 4 月 1 日～ 平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
住宅	3%	3%	3%
住宅以外の家屋	3%	3.5%	4%
土地	3%	3%	3%

(4) 軽減措置

住宅や住宅用土地を取得した場合には、次のような軽減措置がある。

要件	軽減の内容														
<p>● 新築・増改築・建売住宅 次の条件を満たす住宅（以下「特例適用住宅」という。） 床面積（増築の場合は増築後の総床面積）が50㎡以上（戸建以外の貸家住宅は40㎡以上）240㎡以下</p>	<p>1戸につき1,200万円を住宅の価格から控除</p> <p>※「認定長期優良住宅」を平成26年3月31日までに取得した場合には、1,300万円（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日（平成21年6月4日）からの適用）</p>														
<p>● 中古住宅 次の条件を全て満たす住宅（以下「既存住宅」という。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自己の居住の用に供する ② 床面積が50㎡以上240㎡以下 ③ 次のいずれかの要件に該当すること <ul style="list-style-type: none"> ア 新築後20年以内の木造住宅又は25年以内の非木造住宅 イ 平成17年4月1日以後に取得した住宅で昭和57年1月1日以後に新築されたもの ウ 平成17年4月1日以後に取得した上記ア、イに該当しない住宅で、新耐震基準に適合していることが建築士等から証明されたもの（取得日前2年以内に証明に係る調査が終了したものに限り） 	<p>1戸につき一定の額を住宅の価格から控除</p> <table border="1" data-bbox="810 607 1350 1003"> <thead> <tr> <th>新築された日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9年4月1日以降</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>平成元年4月1日～平成9年3月31日</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>昭和60年7月1日～平成元年3月31日</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>昭和56年7月1日～昭和60年6月30日</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年1月1日～昭和56年6月30日</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭和48年1月1日～昭和50年12月31日</td> <td>230万円</td> </tr> </tbody> </table>	新築された日	控除額	平成9年4月1日以降	1,200万円	平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円	昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円	昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円	昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230万円
新築された日	控除額														
平成9年4月1日以降	1,200万円														
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円														
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円														
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円														
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円														
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230万円														
<p>● 住宅用土地 次のいずれかに該当する住宅用土地</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 土地を取得して2年（平成11年4月1日から平成26年3月31日までの取得は3年）以内に特例適用住宅が新築されたとき ② 特例適用住宅を新築して1年以内に土地を取得したとき ③ 新築後1年以内に未使用の特例適用住宅と土地を取得したとき ④ 土地を取得して1年以内に既存住宅又は新築後1年超の自己居住の未使用の特例適用住宅を取得したとき ⑤ 既存住宅又は新築後1年超の自己居住の未使用の特例適用住宅を取得して1年以内に土地を取得したとき 	<p>次のいずれか高い方の金額を土地の税額から減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 45,000円 ・ [土地の1㎡当たりの価格] × [住宅の床面積の2倍（200㎡が限度）] × 3% 														

(5) 申告及び徴収

① 申告

取得の申告は、不動産を取得した日から 60 日以内に必要である。(法第 73 条の 18、条例第 36 条の 6)

なお、住宅、土地の軽減を受ける場合には、取得日から原則として 60 日以内に申告が必要である。(法第 73 条の 18、条例第 36 条の 9 の 2 等)

② 課税事務フロー

ア 承継取得（土地、既存建物の取得）の場合

各市町村から申告書、取得通知書等の関係資料を入手する。

↓

不動産取得税の課税標準となるべき価格は、固定資産課税台帳に登録されている価格による。価格の通知がない場合は、関係市町村に登録価格を照会する。

↓

関係資料を添付して、「不動産取得税価格決定決議書兼調定決議書兼収入調定書」により調定、決裁する。

↓

納税通知書を発送する。納期限は、発送した月の月末としている。

イ 原始取得（建物の建築）の場合

土木事務所、登記所及び各市町村から原始取得の情報を収集する。

↓

県と市町村で家屋評価事務を分担している。市町村が評価した家屋は市町村の評価資料に基づき価格を決定し、市町村が評価しない家屋（一定規模以上の住宅以外の非木造家屋）は、県が現地調査を行い価格を決定する。

↓

関係資料を添付して、「不動産取得税価格決定決議書兼調定決議書兼収入調定書」により調定、決裁する。

↓

納税通知書を発送する。納期限は、発送した月の月末としている。

③ 徴収猶予

土地を取得した人が、取得した日から 2 年（平成 11 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの取得は 3 年）以内にその土地の上に特例適用住宅を新築すると認められる場合、申告によりその土地の不動産取得税の徴収が猶予される。

- ・ 猶予期間 2 年（3 年）以内
- ・ 猶予金額 特例適用住宅の新築により軽減される額

2. 大分県における状況

(1) 調定額の推移

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
不動産取得税	3,469,447	3,182,608	2,632,918	2,366,077	2,389,675
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	2.75%	2.94%	2.53%	2.31%	2.30%

不動産取得税の調定額は、県税全体と同様に、年々減少傾向にある。

(2) 県税事務所別の調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	631,178	650,440	493,544	445,967	495,459
	繰越	74,704	54,373	44,114	32,592	26,328
	計	705,883	704,814	537,659	478,560	521,787
大分	現年	1,844,472	1,699,777	1,325,748	1,140,100	1,246,203
	繰越	90,831	92,699	91,029	64,593	64,921
	計	1,935,304	1,792,477	1,416,777	1,204,694	1,311,124
佐伯	現年	113,177	122,576	88,384	121,662	115,748
	繰越	12,225	11,008	9,493	6,387	5,987
	計	125,403	133,585	97,878	128,050	121,736
豊後大野	現年	73,051	73,046	77,816	83,882	58,348
	繰越	1,013	1,014	3,123	1,303	1,181
	計	74,064	74,061	80,939	85,186	59,529
日田	現年	186,735	133,404	185,986	177,365	105,571
	繰越	16,052	14,833	10,352	7,029	9,591
	計	202,788	148,238	196,339	184,395	115,163
中津	現年	409,138	321,601	298,770	276,974	254,434
	繰越	16,865	7,830	4,552	8,215	5,898
	計	426,004	329,432	303,323	285,190	260,332
合計	現年	3,257,755	3,000,846	2,470,252	2,245,955	2,275,767
	繰越	211,692	181,761	162,665	120,122	113,908
	計	3,469,447	3,182,608	2,632,918	2,366,077	2,389,675

(3) 徴収率の推移

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	96.39%	99.04%	98.55%	97.85%	99.35%
	繰越	28.48%	24.21%	30.28%	38.81%	41.38%
	計	89.21%	93.27%	92.95%	93.83%	96.42%
大分	現年	97.28%	97.90%	98.15%	98.14%	97.41%
	繰越	25.72%	30.68%	30.25%	20.75%	15.53%
	計	93.92%	94.42%	93.79%	93.99%	93.36%
佐伯	現年	96.99%	98.72%	99.66%	99.00%	99.36%
	繰越	29.59%	21.58%	21.28%	17.58%	24.49%
	計	90.42%	92.36%	92.06%	94.93%	95.67%
豊後大野	現年	99.25%	96.47%	99.44%	99.57%	99.70%
	繰越	53.04%	40.81%	72.09%	30.46%	31.76%
	計	98.61%	95.71%	98.39%	98.51%	98.35%
日田	現年	96.11%	98.70%	98.88%	97.03%	99.92%
	繰越	13.98%	40.77%	33.57%	21.63%	50.13%
	計	89.61%	92.90%	95.44%	94.15%	95.77%
中津	現年	99.34%	99.59%	98.06%	99.19%	98.70%
	繰越	43.07%	53.33%	41.95%	41.87%	59.02%
	計	97.11%	98.49%	97.22%	97.54%	97.80%
合計	現年	97.33%	98.36%	98.37%	98.23%	98.25%
	繰越	27.54%	30.05%	31.08%	27.08%	27.31%
	計	93.08%	94.46%	94.21%	94.61%	94.87%

県全体の徴収率は、年々上昇傾向にある。また、豊後大野及び中津県税事務所の徴収率（現年・繰越計）は他の県税事務所と比べて高くなっている。このため、豊後大野及び中津県税事務所の徴収率が高い要因を分析・把握したうえで、参考となる徴収方法等があれば、他の県税事務所においても活用することが望まれる。

(4) 収入未済額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	22,761	6,238	7,162	9,579	3,218
	繰越	50,987	39,718	26,225	18,448	15,229
	計	73,748	45,957	33,387	28,028	18,448
大分	現年	50,188	35,681	24,464	21,176	32,269
	繰越	58,724	60,256	53,129	48,308	51,181
	計	108,912	95,937	77,593	69,484	83,451
佐伯	現年	3,403	1,573	302	1,221	745
	繰越	7,928	8,182	6,127	5,037	4,462
	計	11,331	9,755	6,430	6,258	5,207
豊後大野	現年	550	2,580	431	359	177
	繰越	464	543	871	821	806
	計	1,014	3,123	1,303	1,181	983
日田	現年	7,268	1,736	2,074	5,276	84
	繰越	9,356	8,677	5,870	4,753	4,682
	計	16,625	10,414	7,944	10,030	4,767
中津	現年	2,693	1,311	5,803	2,232	3,305
	繰越	5,153	3,380	2,458	4,765	2,236
	計	7,847	4,691	8,261	6,998	5,542
合計	現年	86,866	49,120	40,238	39,845	39,800
	繰越	132,614	120,758	94,682	82,135	78,599
	計	219,480	169,878	134,921	121,981	118,400

3. 外部監査の結果

不動産取得税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、以下の事項が検出された。

(1) 申告書の提出及び提出期限について

条例第36条の6で、不動産の取得者に対して取得日から60日以内の申告書の提出を義務付けているにも関わらず、承継取得の場合、申告書の提出が守られていない。また、原始取得の場合も、一部において、60日以内という提出期限が守られていない。【結果6-1】

条例第36条の6では、「不動産を取得した者は、当該不動産を取得した日から六十日以内に、当該不動産の所在、用途、取得価格及び取得年月日その他参考となるべき事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。」と規定されており、不動産の取得者に対して取得日から60日以内の申告書の提出を義務付けている。

この点に関して、大分県の実態は次のとおりとなっており、条例を遵守していない状況にある。

- ・承継取得の場合、取得者から申告書が提出されていない。

取得者が自主的に申告書を提出しておらず、県も提出を指導していないことが理由であるため、不動産業者と協力して啓発活動を行い、取得者に対して申告書の提出を指導する必要がある。

- ・原始取得の場合、取得者から申告書の提出を受けているものの、取得日から60日以内という提出期限を遵守している取得者は、任意でサンプル抽出した10件中4件にとどまっていた。

現行では、取得者が自主的に申告書を提出する実務は定着していないため、原始取得で県又は市町村が家屋評価事務を行う際に、県又は市町村から取得者に対する指導に基づき、申告書の提出を受けている状況である。市町村が評価する場合のスケジュールと、県が評価する場合のスケジュールは、それぞれ次のとおりであり、取得時期によっては取得日から60日以内という提出期限の遵守は困難な状況にある。

(原始取得で市町村が家屋評価事務を行う場合)

市町村では、取得者から申告書を預かった後、家屋の評価結果を取りまとめ通知書として県へ提出する際に、申告書も併せて提出している。通知書の提出時期に関して、市町村から県への通知漏れを防止するため、県は、市町村に対して毎年4月に1年間の評価結果を取りまとめたうえで、通知書を提出するよう指導している。

このため、申告書が県に提出されるのは毎年4月となり、取得時期によっては取得日から60日以内という提出期限の遵守は困難な状況にある。

(原始取得で県が家屋評価事務を行う場合)

県では、家屋評価事務を毎年7月から1月にかけて実施している。これは、市町村が評価した家屋に係る不動産取得税の調定決議、納税通知書の発送を毎年4月から7月にかけて実施し、県が評価した家屋に係る不動産取得税の調定決議、納税通知書の発送を毎年主に12月から2月にかけて実施しているため、年間の事務処理の平準化を図る目的がある。

このため、申告書の提出は毎年7月から1月にかけてとなり、取得時期によっては取得日から60日以内という提出期限の遵守は困難な状況にある。

原始取得についても、取得者が自主的に申告書を提出する実務は定着していないため、まずは、承継取得と同様、啓発活動による申告書提出の指導が必要である。一方で、現行のスケジュールは、経済性、効率性の観点から、望ましいとも考えられるため、60日以内という提出期限を定めた条例について、実務に即して改正することも一案と考える。

4. 意見

(1) 家屋評価事務の民間への委託について

家屋評価事務について、専門的能力を有する民間への委託を検討することが望まれる。

【意見6-1】

原始取得の場合、県又は市町村が固定資産評価基準によって評価し、価格を決定する。

評価の指針として、一般財団法人地方財務協会作成の「評価ハンドブック」がある。また、全国地方税務協議会主催の研修への参加で、評価技術の向上を図っているが、不動産の評価は高い専門性が求められるため、専門的能力を有する民間（例えば、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築積算士など）への委託も可能と考えられる。

ただし、固定資産の評価は、公権力の行使である不動産取得税の課税と一体をなす事務であるため、民間へ全面的に委託するのは問題がある。そこで、固定資産の評価は従来どおりとし、これらに関連する補助的な事務や事前準備行為であれば、評価そのものの準備行為であり、公権力の行使には当たらないと考えられるため、民間への委託も可能である。

具体的には、『固定資産評価における民間委託及び民間有識者等の活用について』（平成19年3月30日総務省通知）において、固定資産評価における民間委託が可能な事務の例として、次のとおり記載されている。

- ・航空写真の撮影等外観から判別できる現況把握
- ・評価額の算定に係る電算事務
- ・評価計算ソフトの作成
- ・標準宅地の鑑定
- ・街路の状況や公共施設等の接近状況などのデータ収集
- ・路線価等の比準表に係る資料の作成
- ・評価図面の作成
- ・家屋の資材を判別するための資料の作成
- ・家屋の比準評価システムに係る資料の作成

これらの業務を民間に委託することで、次の効果が期待される。

- ・人件費の削減
- ・高度な専門知識を持った人材育成コストの低減等による効率性の向上
- ・専門的知識を有する民間からの人材調達による専門性の確保等

厳しい財政状況の中で多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、県が実施する業務のうち、民間が効率的・効果的に実施できることを民間に委託することは、最小の経費で最大の効果を挙げるために有用な取組のひとつとして考えられる。

一方、評価事務を民間に委託した場合、次の事項が懸念される。

- ・長期的な視点で見ると、最終的に課税処分を行う県に高い評価技術を持った職員が存在しなくなる。
- ・公務員により評価、課税されることで理解、協力していた納税者が、民間により評価された場合に同様の理解、協力が得られず、かえってコストが増加する。

このため、検討に当たっては、長期的な視点に立って意思決定を行うことが必要であり、副次的に発生する効果等も十分に考慮したうえで、導入の是非を慎重かつ積極的に検討することが望まれる。

(2) 原始家屋入力確認リストの確認欄への押印の有無について

原始家屋入力確認リストの確認欄への押印について、事務処理の統一が望まれる。

【意見 6 - 2】

原始取得した家屋の情報をシステムに入力した場合、翌日に「原始家屋入力確認リスト」が出力され、入力内容の正確性をチェックしている。

当該リストには、入力担当者と班総括の2名が押印する確認欄があるが、事務処理要領では確認欄への押印は規定されていないため、押印している県税事務所と、押印していない県税事務所に分かれ、事務処理が統一されていない。

押印が必要であれば事務処理要領に明記し、押印が不要であれば当該リストの確認欄を削除することが望まれる。

第7. 自動車取得税

1. 自動車取得税の概要

(1) 自動車取得税の定義

自動車取得税は、自動車の取得に対して課される税金である。

(2) 課税要件

【納税義務者】

自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課される。

(注)自動車の売買があった場合において、売主がその所有権を留保しているとき(割賦販売などの場合)は買主が当該自動車の取得者とみなされる。

【納税額】

軽自動車……取得価額の3%

自家用自動車……取得価額の5%

営業用自動車……取得価額の3%

その他、一定の要件を満たした場合には、税率等が軽減される。

(3) 申告及び納税

次に掲げる日までに、申告書を提出し、証紙で納める。ただし、通常取引価額と異なる価額により取得した場合は、売買契約書その他自動車の取得価額を証する書類の写しが必要となる。

1. 新規登録、新規検査(検査対象軽自動車に限る)又は検査対象外軽自動車の使用の届出のとき
2. 移転登録をすべき自動車の取得にあつては、その登録をすべき事由があつた日から15日以内(その日前に移転登録を受けた場合は、その登録のとき)
3. 上記1及び2以外の自動車の取得で自動車検査証(検査対象外軽自動車にあつては、軽自動車届出済証)の記載事項の変更を受けるべき自動車の取得にあつては、変更を受けるべき事由があつた日から15日以内(その日前に変更を受けた場合は、その変更を受けたとき)
4. その他の自動車の取得にあつては、自動車の取得の日から15日以内

(4) 免税点・非課税

次の場合には課税されないが、施行規則で定める報告書を提出しなければならない。

1. 自動車の取得価額が50万円以下であるとき（平成30年3月31日まで）
2. 相続による取得
3. 法人の合併又は政令で定める分割による自動車の取得
4. 法人が新たに法人を設立するために現物出資を行う場合における自動車の取得
5. 会社更生法による更生計画において、会社から新会社に自動車を移転した場合における新会社の自動車の取得
6. 委託者から受託者（受託者から委託者）に信託財産を移す場合における自動車の取得
7. 信託の受託者の変更があった場合における新たな受託者による自動車の取得
8. 保険業法の規定によって会社がその保険契約の全部の移転契約に基づいて自動車を移転する場合における自動車の取得
9. 担保される債権の消滅により譲渡担保財産設定の日から6か月以内に譲渡担保財産の権利者から設定者に譲渡担保財産を移転する場合における自動車の取得

(5) 減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付している個人（以下、障がい者）で、一定の要件を満たす場合（※）に申請により自動車取得税の減免が受けられる。

- (※)
- 1 減免を受けることができる障がいの程度であること。
 - 2 原則として障がい者本人が所有する自動車であること。
 - 3 障がい者本人以外の方が運転する場合は、障がい者の通院、通学、通所又は生業のために使用する自動車であること。

2. 大分県における状況

(1) 県税に占める自動車取得税の割合

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
自動車取得税	2,892,226	1,806,864	1,500,614	1,307,936	1,603,238
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	2.29%	1.67%	1.44%	1.28%	1.54%

(2) 自動車取得税の県税事務所別調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
大分	現年	2,892,226	1,806,864	1,500,614	1,307,936	1,603,238
	繰越	-	-	-	-	-
	計	2,892,226	1,806,864	1,500,614	1,307,936	1,603,238
佐伯	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
豊後大野	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
日田	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
中津	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
合計	現年	2,892,226	1,806,864	1,500,614	1,307,936	1,603,238
	繰越	-	-	-	-	-
	計	2,892,226	1,806,864	1,500,614	1,307,936	1,603,238

自動車取得税の賦課徴収に係る事項は、条例により、大分県税事務所により行われることとなっている。

自動車取得税の調定額は、平成20年度から平成23年度にかけて減少傾向であったが、平成24年度は税制改正によるエコカー減税対象の絞り込みに伴い、前年比で増加に転じている。

(3) 自動車取得税の県税事務所別徴収率の推移

自動車取得税は、申告と同時に徴収されることから、制度上、必ず徴収率は100%となり、収入未済は発生しない。

3. 外部監査の結果

自動車取得税課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

第8. 自動車税

1. 自動車税の概要

(1) 自動車税の定義及び趣旨

自動車税は、自動車の所有者に対して課される税金で、財産税としての性格のほか、道路損傷負担金としての性格を有する税金である。

(2) 課税要件

【納税義務者】

自動車の所有者に対して課される。

(注) 自動車の売買があった場合において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売などの場合）は買主が当該自動車の所有者とみなされる。

【税率】

・乗用車

区 分	税 額 (円)	
	営業用	自家用
総排気量 10以下	7,500	29,500
〃 10超1.50以下	8,500	34,500
〃 1.50超20以下	9,500	39,500
〃 20超2.50以下	13,800	45,000
〃 2.50超30以下	15,700	51,000
〃 30超3.50以下	17,900	58,000
〃 3.50超40以下	20,500	66,500
〃 40超4.50以下	23,600	76,500
〃 4.50超60以下	27,200	88,000
〃 60超	40,700	111,000

・貨物車

区 分		税 額 (円)		
		営業用	自家用	
トラック	最大積載量 1 t 以下	6,500	8,000	
	〃 1 t 超 2 t 以下	9,000	11,500	
	〃 2 t 超 3 t 以下	12,000	16,000	
	〃 3 t 超 4 t 以下	15,000	20,500	
	〃 4 t 超 5 t 以下	18,500	25,500	
	〃 5 t 超 6 t 以下	22,000	30,000	
	〃 6 t 超 7 t 以下	25,500	35,000	
	〃 7 t 超 8 t 以下	29,500	40,500	
〃 8 t 超	29,500円に8 t を超える部分1 t までごとに4,700円を加算した額	40,500円に8 t を超える部分1 t までごとに6,300円を加算した額		
準乗 用車	総排気量 10以下・電気自動車	※トラックの年税額に右記の額を加算した額	3,700	5,200
	〃 10超1.50以下		4,700	6,300
	〃 1.50超		6,300	8,000
トレ ー ラー	けん引車	小型自動車	7,500	10,200
		普通自動車	15,100	20,600
	被けん引 車	小型自動車	3,900	5,300
		普通車	最大積 載量8 t 以下	7,500
		〃 8 t 超	7,500円に8 t を超える部分1 t までごとに3,800円を加算した額	10,200円に8 t を超える部分1 t までごとに5,100円を加算した額
三 輪 車	小型自動車		4,500	6,000

・バス

区分	税 額 (円)		
	営業用		自家用
	一般乗合用	一般乗合用以外	
乗車定員30人以下	12,000	26,500	33,000
〃 30人超40人以下	14,500	32,000	41,000
〃 40人超50人以下	17,500	38,000	49,000
〃 50人超60人以下	20,000	44,000	57,000
〃 60人超70人以下	22,500	50,500	65,500
〃 70人超80人以下	25,500	57,000	74,000
〃 80人超	29,000	64,000	83,000

・特種用途車（キャンピング車を除く）

区分	税 額 (円)	
	営業用	自家用
霊柩車	12,000	-
その他	13,500	18,200

・キャンピング車

区分	税額（円）
総排気量 10以下・電気自動車	23,600
〃 10 超1.50以下	27,600
〃 1.50超20以下	31,600
〃 20超2.50以下	36,000
〃 2.50超30以下	40,800
〃 30超3.50以下	46,400
〃 3.50超40以下	53,200
〃 40超4.50以下	61,200
〃 4.50超60以下	70,400
〃 60超	88,800

【賦課期日】

毎年4月1日を賦課期日とする。

賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から月割をもって課税する。また、賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもって課税する。

【納期】

納期は、5月1日から5月31日までとする。

(3) 申告及び納税

申告	自動車の購入・譲渡・廃車・所有者の氏名・住所などに変更があった場合は、運輸支局に登録の申請をするとともに、大分県税事務所自動車税管理室（以下、「管理室」という。）に自動車税申告書を提出しなければならない。
納税	毎年5月末日までに納税通知書により納付する。 年の中途において自動車を購入した場合は、月割により計算した額を申告（登録）の際に証紙により納める。 ただし、移転登録の場合は、譲り渡した人にその年度分全額を納める義務がある。

(4) 減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている個人（以下、障がい者）で、一定の要件を満たす場合（※）に申請により自動車税の減免が受けられる。

- (※)
- 1 減免を受けることができる障がいの程度であること。
 - 2 原則として障がい者本人が所有する自動車であること。
 - 3 障がい者本人以外の方が運転する場合は、障がい者の通院、通学、通所又は生業のために使用する自動車であること。

2. 大分県における状況

(1) 県税に占める自動車税の割合

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
自動車税	16,024,572	15,699,053	15,285,197	15,097,400	14,890,177
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	12.71%	14.50%	14.68%	14.72%	14.33%

自動車税の調定額は、県税全体が概ね減少トレンドにあるのと同様に、年々減少傾向にある。

(2) 自動車税の県税事務所別調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	2,300,622	2,239,461	2,171,982	2,156,703	2,102,752
	繰越	99,294	90,903	83,806	77,684	64,703
	計	2,399,917	2,330,364	2,255,788	2,234,388	2,167,455
大分	現年	8,370,773	8,276,928	8,125,652	8,022,791	8,016,414
	繰越	307,351	280,376	256,926	225,848	206,387
	計	8,678,124	8,557,305	8,382,578	8,248,640	8,222,801
佐伯	現年	903,289	883,222	856,886	852,132	834,234
	繰越	23,354	21,978	19,255	17,272	13,507
	計	926,643	905,200	876,141	869,404	847,741
豊後大野	現年	773,929	747,536	717,170	712,934	695,745
	繰越	22,967	19,202	16,022	14,114	11,226
	計	796,897	766,739	733,193	727,048	706,971
日田	現年	1,132,253	1,090,208	1,054,093	1,047,370	1,022,025
	繰越	35,638	33,452	26,810	16,781	14,706
	計	1,167,891	1,123,660	1,080,903	1,064,151	1,036,731
中津	現年	1,991,760	1,955,936	1,900,781	1,906,964	1,877,141
	繰越	63,337	59,846	55,810	46,802	31,332
	計	2,055,098	2,015,783	1,956,592	1,953,767	1,908,474
合計	現年	15,472,629	15,193,293	14,826,566	14,698,896	14,548,313
	繰越	551,943	505,760	458,631	398,503	341,863
	計	16,024,572	15,699,053	15,285,197	15,097,400	14,890,177

自動車税の調定額は、各県税事務所ともに、年々減少傾向にある。

(3) 自動車税の県税事務所別徴収率の推移

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	98.56%	98.72%	98.76%	98.95%	99.17%
	繰越	27.77%	23.86%	25.27%	31.57%	32.64%
	計	95.63%	95.80%	96.03%	96.60%	97.18%
大分	現年	98.80%	98.86%	99.07%	99.18%	99.30%
	繰越	28.95%	29.17%	30.07%	29.09%	27.22%
	計	96.33%	96.58%	96.95%	97.26%	97.49%
佐伯	現年	99.12%	99.28%	99.42%	99.50%	99.67%
	繰越	28.15%	27.85%	25.54%	27.55%	36.75%
	計	97.33%	97.55%	97.80%	98.07%	98.66%
豊後大野	現年	99.05%	99.20%	99.31%	99.39%	99.52%
	繰越	32.25%	32.05%	36.15%	41.79%	44.94%
	計	97.13%	97.51%	97.93%	98.27%	98.65%
日田	現年	98.92%	99.26%	99.60%	99.61%	99.71%
	繰越	25.81%	32.46%	35.82%	21.70%	34.41%
	計	96.68%	97.28%	98.02%	98.38%	98.79%
中津	現年	98.76%	98.77%	98.98%	99.52%	99.65%
	繰越	33.11%	35.44%	35.74%	44.42%	41.77%
	計	96.74%	96.89%	97.17%	98.20%	98.70%
合計	現年	98.80%	98.90%	99.08%	99.25%	99.39%
	繰越	29.12%	29.23%	30.24%	31.44%	30.85%
	計	96.40%	96.65%	97.02%	97.46%	97.81%

自動車税の徴収率は、各県税事務所ともに平成20年度から開始したコンビニエンスストアでの納付の取扱い等により、年々増加傾向にある。

(4) 自動車税の県税事務所別収入未済額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	33,187	28,503	26,815	22,650	17,553
	繰越	61,018	57,877	52,668	45,068	37,659
	計	94,206	86,380	79,484	67,718	55,213
大分	現年	100,258	94,076	75,538	65,924	56,145
	繰越	182,912	164,811	154,352	141,790	130,961
	計	283,170	258,887	229,891	207,714	187,106
佐伯	現年	7,935	6,349	4,946	4,259	2,775
	繰越	14,291	13,424	12,301	9,870	6,419
	計	22,227	19,774	17,247	14,130	9,195
豊後大野	現年	7,287	6,012	4,950	4,339	3,331
	繰越	12,849	11,025	9,397	7,132	4,698
	計	20,136	17,037	14,348	11,471	8,030
日田	現年	12,284	8,014	4,127	4,095	2,929
	繰越	22,443	19,482	12,546	10,879	7,023
	計	34,727	27,496	16,674	14,975	9,952
中津	現年	24,599	24,097	19,410	9,084	6,593
	繰越	36,506	33,772	29,052	23,081	16,189
	計	61,105	57,869	48,462	32,166	22,783
合計	現年	185,552	167,052	135,789	110,354	89,329
	繰越	330,022	300,393	270,319	237,822	202,952
	計	515,574	467,446	406,109	348,176	292,281

自動車税の収入未済額は、各県税事務所ともに徴収率が増加傾向にあることから、年々減少している。

3. 外部監査の結果

自動車税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、以下の事項が検出された。

(1) 自動車税・自動車取得税申告書（報告書）の押印について

「自動車税・自動車取得税申告書（報告書）」（施行規則第16号の9様式）の記載事項のうち、納税（申告・報告）義務者の欄については、同様式の記載要領において、「『氏名又は名称』の欄の右端の『印』位置に、必ず押印すること。」と定められているにも関わらず、押印のないまま受理されているものが複数発見された。【結果8-1】

管理室において、提出のあった「自動車税・自動車取得税申告書（報告書）」（施行規則第16号の9様式）の綴りを閲覧した結果、同様式の記載要領において、「『氏名又は名称』の欄の右端の『印』位置に、必ず押印すること。」と定められているが、納税義務者の押印がないものが複数発見され、施行規則の規定が遵守されていない状態となっている。

この要因として、同様式提出の際に納税義務者が印鑑を持参しておらず、その後、押印を求めないまま事務処理が行われていること、業務担当者の施行規則の理解不足が挙げられる。

納税義務者の押印は、申請者の権利を制限し、又は申請者及びその関係者に義務を課し、若しくは不利益を与えるおそれのあるため、本人の意思確認の方法として特に必要とするもの等として、必須事項とされていることから、今後も施行規則に従った運用が必要と考えられる。

(2) 自動車税納税通知書の返戻処理

「自動車税納税通知書」の返戻処理については、実際には、「自動車税システム」により行っているにも関わらず、事務処理要領においては「返戻分の個別管理は、『納通返戻管理システム』により行うこととする」といった定めとなっており、規定の表記と実際に使用しているシステムが合っていない状態となっている。

【結果 8-2】

「自動車税納税通知書」（以下、納税通知書）の返戻処理については、「事務処理要領 第2節 定期課税」で、「返戻分の個別管理は、管理室が「納通返戻管理システム」により行うこととする」といった定めがあるが、以下のとおり事務処理要領の規定と実態が合っていない状況である。

管理室において、納税通知書の返戻処理方法について質問したところ、納税通知書が返戻されたときは、実際には返戻コードを「自動車税システム」に入力し、出力される「納税義務者住所調査カード」を使用して、返戻分の個別管理が行われており、「『納通返戻管理システム』により行うこととする」事務処理要領と異なる扱いとなっている。

このような実態と要領の規定とが、乖離した状態を放置すると、職員が判断に迷い事務処理の効率化等の本来意図した要領策定の目的が達成できなくなるだけでなく、要領に対する信頼等を損なうことにもなりかねない。

そのため、仮に現場の取扱いが実務上問題がない状態だとしても、規定と実態が合っていない状況があれば速やかにこれを正すべきである。

4. 意見

(1) 自動車税に関する減免等の処理手続

自動車税に関する減免等の処理手続について、書面による調査回答だけでなく、減免対象者の個別訪問などにより、減免要件を引続き満たしているかどうかの確認を行うことも有効であると考えられる。【意見 8-1】

自動車税の課税免除・減免の具体的な取扱いについては、事務処理要領の「第6節 減免等」で、具体的な手続が定められている。そのうち、障がい者に対する減免については、「自動車税および自動車取得税の課税免除等の取扱いについて」（昭和45年5月7日付け税第178号各県税事務所長宛て総務部長通知）で定められた現況調査を管理室が取りまとめ、必要に応じて各県税事務所が個別調査を行うことになって

いる。

具体的には、管理室が毎年、「現況調査書（その1）（本人運転確認用）」又は「現況調査書（その2）（生計同一者運転用）」により減免対象者に対して調査を行い、減免対象者からの回答をもって、引続き減免要件を満たしているかどうかを判断し、更新手続を行っている。また、未回答者に対しては各県税事務所が個別調査を行っている。

回答の正確性については、書面による調査回答だけでは不透明な部分もあるため、最低限数年に一度程度は、減免対象者の個別訪問などにより、減免要件を引続き満たしているかどうかの確認を行うことも有効であると考えられる。

(2) クレジットカードによる納付

自動車税の納期内納付改善の手段として、クレジットカードによる納付の導入についての検討が強く望まれる。【意見8-2】

大分県は、平成24年度における自動車税の納期内納付率が全国最下位となっており、この対応策として、従来から実施しているテレビ、新聞等による広告に加え、企業に対してポスターやチラシを持参するなど、組織を挙げての効率的、効果的かつ積極的な納期内納付の推進活動が実施されている。

現状では、平成20年度から開始したコンビニエンスストアでの納付の取扱いにより、従来よりも納税者が時間・場所に制限されることなく、納付が可能になった。このため、年々、納期内納付率は改善しているが、更なる改善の一策として、クレジットカードによる納付の導入が考えられる。

地方自治法の改正（平成18年6月）により、公金収納にもクレジットカードの利用が可能となって以来、他県においてクレジットカードによる自動車税の納付が増加傾向にある。また、電気代・水道代などの公共料金の支払いにおいてもクレジットカードによる支払いが増えている。

クレジットカードによる支払いの場合、納税者にとっては、コンビニエンスストアや金融機関等の窓口に行く必要がなくなり、いつでも納付が可能となること、リボ払い・分割払いなど、納税者自身が支払方法を選択することができるなどのメリットがある。また、課税者にとっても、支払方法を多様化することにより、納期内納付率の改善につながると考えられ、納期内納付率の改善により徴収事務負担の軽減などのメリットがある。

このように、決済手段としてクレジットカードの利用が定着しつつあること、また、納税者及び課税者の双方にメリットがあると考えられることから、クレジットカードによる納付の導入についての検討が強く望まれる。

第9. 軽油引取税

1. 軽油引取税の概要

(1) 軽油引取税の定義及び趣旨

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）に対して課される税金である。軽油引取税は引取課税になっており、流通の途中段階で税が課されることになるが、当該税額は軽油の代金に上乗せされ、最終的には軽油の消費者が実質的な税負担者になることが制度的に予定されているものである。

(2) 課税要件

【納税義務者】

軽油引取税は、元売業者（注1）又は特約業者（注2）からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地所在の都道府県において、その引取りを行う者に課する。

軽油引取税は特別徴収の方法が採られており、元売業者又は特約業者を県の条例によって「特別徴収義務者」に指定し、特別徴収義務者が軽油を販売する際に軽油の代金と併せて軽油引取税を徴収し、県税事務所等に納入する。

(注1) 元売業者：軽油を製造、輸入又は販売することを業とする者で、総務大臣の指定を受けた者（法第144条第1項第2号）

(注2) 特約業者：元売業者と契約して軽油の供給を受け、販売することを業とする者で、道府県知事の指定を受けた者（法第144条第1項第3号）

【納税額】

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{引取った軽油の量}} \times \boxed{\text{税率}}$$

税率：当分の間、軽油1キロリットルあたり32,100円（地方税法附則第12条の2の8）の特例税率が適用される。なお、本則は軽油1キロリットルあたり15,000円（法第144条の10）である。

(3) 申告及び納税

特別徴収義務者である特約業者又は元売業者が、軽油の納入地の所在する都道府県に、毎月分を翌月末日までに申告・納入する。このように、特別徴収義務者が、納税義務者から税を徴収し、納税義務者に代わって申告・納入する制度を特別徴収制度という。

【免税及び免税の手続】

次の場合のうち所定の用途に軽油を使用する場合で、県税事務所で免税の手続を行った場合には、免税の軽油を購入できる。なお、この免税については、石油化学製品製造業者を除き、平成24年3月31日までの措置とされていたが、平成24年度税制改正により、平成27年3月31日まで3年間延長されている。

- ・石油化学製品製造業でエチレン等を製造するための原料等
- ・船舶、鉄道、軌道用車両の動力源
- ・航路標識等の公共施設の電源又は動力源
- ・農業、林業用機械の動力源
- ・陶磁器製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業、電気供給業、地熱資源開発事業、鉱物の掘削事業、とび・土工工事業、鉱さいバラス製造業、港湾運送業、倉庫業、鉄道に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業、航空運送サービス業、廃棄物処理事業、木材加工業、木材市場業、たい肥製造業、索道事業で使用する機械、装置の動力源等に使用する場合

免税の手続は、次のとおりである。

- ア 免税軽油使用者は、各県税事務所に「免税軽油使用者証交付申請書」を提出して、免税軽油使用者証（以下「使用者証」という。）の交付を受ける。
- イ 免税軽油使用者は、免税軽油の数量、免税軽油の引取りを行う販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を提出して、免税証の交付を受ける。
- ウ 免税軽油使用者は、石油製品販売業者から軽油を購入する際、免税証を提出する。
- エ 石油製品販売業者は、免税証に給油済印を押印し、速やかに特別徴収義務者に提出する。
- オ 特別徴収義務者は免税証に引渡済印を押印し、軽油引取税の申告の際、申告書とともに回収した免税証を各県税事務所に提出し、課税の免除を受ける。

(4) 調査

【調査の種類と調査対象者による区分】

都道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査を行うことができる。調査には任意調査（「質問検査権」法第144条の11第1項）と犯則調査（法第144条の54）がある。

調査対象者によって分類すると次のように区分される。

- ア 特別徴収義務者（事務処理要領第8節第1-1）
- イ 県内に事務所又は事業所を有する石油製品販売業者（同 第1-2）
- ウ 自動車の保有者（同 第1-3）
- エ 免税軽油使用者（同 第1-4）

【主な調査手法】

ア クマリン分析調査

(ア) 路上抜取

道路や公共工事現場等で運行しているディーゼル車の燃料タンクから燃料を抜取り、クマリン（注）分析方法と比重測定により混和の有無を調査する。

(イ) 特別徴収義務者等

特別徴収義務者、石油製品販売業者、自動車保有者、免税軽油使用者等が所有している軽油の貯蔵タンクや機械等から燃料を抜取り、クマリン分析方法と比重測定により混和の有無を調査する。

(注) クマリン

軽油引取税の脱税防止のために、A重油や灯油を混ぜた不正軽油と識別するため、A重油や灯油には「クマリン」という識別剤が添加されている。クマリンは石油元売業者が製油所からA重油や灯油を出荷する際に添加される。

イ 指導調査

特別徴収義務者、石油製品販売業者、自動車保有者、免税軽油使用者等について、軽油とそれ以外の油の仕入、販売数量等を伝票や帳簿により精査し、それぞれの数量や流通経路などの実態を確認する調査である。

(5) 不正軽油

軽油引取税は軽油に賦課されるものであり、軽油と類似するA重油や灯油に対して税は賦課されていない。また、ディーゼルエンジンの燃料としては、必ずしも軽油である必要はなく、A重油や灯油等でも稼動には問題がないとされる。このため、軽油引取税の脱税手法として、軽油とA重油・灯油を混和したもの、A重油と灯油を混和したものなどを軽油代替の燃料として用いることがしばしば行われる。これらの軽油を不正軽油という。

A重油や灯油には、軽油引取税の脱税を防止するためのクマリンが添加されている。不正軽油を製造する際、このクマリンを除去するために濃硫酸などが投入されており、これが有害な硫酸ピッチの発生原因になっている。

また、不正軽油（特に重油を混入した場合）は、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質（粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx））を増加させ、環境に悪影響を与える。

大分県では、不正軽油による脱税防止のために、軽油タンクや路上での抜取調査を実施しているほか、平成16年3月には「不正軽油防止対策協議会」を設置し、警察や石油商業組合、トラック協会等の関係団体と連携して不正軽油防止に取り組んでいる。さらに、平成16年度以降、不正軽油に関する罰則が強化され、不正軽油と知って原材料や薬品、施設等の提供をしたり運搬や購入しただけでも厳しい罰則が科されるようになっている。

(6) 報償金

特別徴収義務者に対しては、「特別徴収義務者等に対する報償金交付要綱」第2条及び第3条に基づき、納期限（徴収猶予期間を含む）までに申告納入された税額の2.5%の報償金が交付される。

2. 大分県における状況

(1) 県税に占める軽油引取税の割合

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
軽油取引税	8,978,776	9,248,240	9,498,752	9,280,495	9,237,140
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	7.12%	8.54%	9.13%	9.05%	8.89%

(2) 軽油引取税の県税事務所別調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	194,200	187,273	187,179	204,436	171,729
	繰越	-	50	-	-	-
	計	194,200	187,323	187,179	204,436	171,729
大分	現年	7,763,562	7,797,435	7,953,320	7,837,928	7,778,300
	繰越	44,466	158,742	212,066	197,902	233,484
	計	7,808,029	7,956,177	8,165,387	8,035,831	8,011,785
佐伯	現年	65,738	67,011	63,622	54,051	47,359
	繰越	-	-	-	-	-
	計	65,738	67,011	63,622	54,051	47,359
豊後大野	現年	92,549	99,262	109,520	104,858	109,318
	繰越	409	289	169	69	25
	計	92,958	99,551	109,689	104,927	109,343
日田	現年	235,577	168,287	177,320	205,386	225,723
	繰越	-	-	7,077	-	-
	計	235,577	168,287	184,397	205,386	225,723
中津	現年	582,270	769,887	788,108	675,493	671,198
	繰越	-	-	367	367	-
	計	582,270	769,887	788,475	675,861	671,198
合計	現年	8,933,900	9,089,159	9,279,072	9,082,156	9,003,630
	繰越	44,875	159,081	219,680	198,339	233,510
	計	8,978,776	9,248,240	9,498,752	9,280,495	9,237,140

(3) 軽油引取税の県税事務所別徴収率の推移

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	99.97%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	100.00%	—	—	—
	計	99.97%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
大分	現年	97.96%	99.09%	99.69%	99.14%	99.73%
	繰越	99.93%	10.89%	18.23%	16.11%	14.84%
	計	97.97%	97.33%	97.58%	97.09%	97.26%
佐伯	現年	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	—	—	—	—
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
豊後大野	現年	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	29.34%	41.52%	59.17%	63.32%	100.00%
	計	99.69%	99.83%	99.94%	99.98%	100.00%
日田	現年	100.00%	95.79%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	—	100.00%	—	—
	計	100.00%	95.79%	100.00%	100.00%	100.00%
中津	現年	100.00%	99.95%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	—	—	100.00%	—
	計	100.00%	99.95%	99.95%	100.00%	100.00%
合計	現年	98.22%	99.14%	99.74%	99.26%	99.77%
	繰越	99.28%	10.97%	20.87%	16.28%	14.85%
	計	98.23%	97.62%	97.91%	97.48%	97.62%

最近3年間では、現年分の徴収率は大分県税事務所を除き、全ての県税事務所において100%になっている。また、大分県税事務所においても徴収率は徐々に増加傾向にある。

(4) 軽油引取税の県税事務所別収入未済額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	50	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	50	-	-	-	-
大分	現年	158,710	70,612	24,533	67,468	20,965
	繰越	32	141,453	173,369	166,016	198,834
	計	158,742	212,066	197,902	233,484	219,800
佐伯	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
豊後大野	現年	-	-	-	-	-
	繰越	289	169	69	25	-
	計	289	169	69	25	-
日田	現年	-	7,077	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	7,077	-	-	-
中津	現年	-	367	-	-	-
	繰越	-	-	367	-	-
	計	-	367	367	-	-
合計	現年	158,760	78,057	24,533	67,468	20,965
	繰越	321	141,622	173,806	166,041	198,834
	計	159,081	219,680	198,339	233,510	219,800

3. 外部監査の結果

軽油引取税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、以下の事項が検出された。

(1) 特別徴収義務者等に対する調査計画

調査対象者の選定基準については、事務処理要領で、県内に事務所又は事業所を有する特約業者に対する抜取調査は年1回、指導調査は3年一巡実施といった定めがあるが、必ずしも県全体として事務処理要領が遵守されていない。【結果9-1】

大分県税事務所において、平成24年度「年間調査計画報告書（県計）」及び「調査実績報告書（県計）」を閲覧したところ、県内に事務所又は事業所を有する特約業者の抜取調査を行うべき先は109件である。しかし、計画段階で57件、実績は83件となっており、全件について調査が実施されていない。この要因としては、平成22年度から、特約業者とは別に、軽油自動車を10台以上有する者（自家用給油設備保有者以外のもの）を調査実施対象に追加したこと等により、全件実施が困難になっていることが挙げられる。

しかし、調査の目的が不正軽油の流通を阻止し、特別徴収義務者等に対する牽制の意味も多分にあることから、事務処理要領に従った調査を適切に実施する必要がある。

なお、上記の要因として、現行の体制ではマンパワーが不足していることも考えられる。仮にそうであれば、今後は、人的資源とリスクに見合った選定基準を設定し、調査を実施することも有用と考えられる。選定基準の見直し（事務処理要領の改定要否を含む）により、県全体として真に必要な調査数を確保することが望まれる。

(2) 特別徴収義務者等に対する調査方法

特別徴収義務者等に関する軽油の帳簿記録の確認は毎月行われていたが、調査時点における在庫の確認が十分に実施されていなかった。

また、軽油周辺油種（A 重油・灯油）についても棚卸差異が大きい状況であったが、追加調査が行われておらず、差異の原因究明も不十分であった。【結果 9-2】

特別徴収義務者に関する平成 24 年度「軽油引取税実額調査書」を閲覧したところ、軽油の帳簿記録の確認は毎月行われていたが、調査時点における在庫の確認が実施されていない事例が発見された。

また、この調査書によると、軽油周辺油種（A 重油・灯油）について平成 24 年 4 月から平成 24 年 6 月の 3 か月分の帳簿記録の確認が行われた結果、下表のとおり棚卸差異が大きい状況であった。特に、不正軽油の材料となりうる灯油の実在庫が帳簿在庫よりも少ないため、不正軽油の材料として使用されているの見逃した可能性があるとも考えられる。

しかし、上記期間以降の追加調査は行われておらず、また、差異の原因究明も不十分であった。軽油及び軽油周辺油種の帳簿記録や在庫の確認といった調査は、事務処理要領どおりに実施する必要がある。

【重油】

	帳簿在庫 (円)	実在庫 (円)	棚卸差異 (円)
平成24年4月	112,564	120,043	7,479
平成24年5月	127,904	134,594	6,690
平成24年6月	125,584	127,109	1,525

【灯油】

	帳簿在庫 (円)	実在庫 (円)	棚卸差異 (円)
平成24年4月	67,413	59,179	▲8,243
平成24年5月	38,223	30,229	▲7,994
平成24年6月	19,303	20,014	711

石油製品販売業者に対して抜取調査及び指導調査が実施されているが、帳簿記録の確認が実施された形跡がない、又は、在庫関連の調査が不十分であると考えられるものが発見された。【結果 9-3】

佐伯県税事務所では、平成 24 年度において、石油製品販売業者 14 事業所に対して抜取調査及び指導調査が実施されている。このうち、帳簿記録の確認が実施された形跡がない、又は【結果 9-2】の特別徴収義務者と同様に在庫関連の調査が不十分であると考えられるものが数件（5 事業所）発見された。

石油製品販売業者に対する調査においても、特別徴収義務者と同様に、抜取調査だけではなく、帳簿及び在庫記録の十分な指導調査の実施及びその結果を書面として適切に保管することが必要である。

4. 意見

(1) 免税証の保管方法

免税証は一種の金券であることを踏まえると、免税証保管場所の管理責任者の明確化及び定期的な棚卸しの実施といった管理強化が必要と考える。【意見 9-1】

免税軽油使用者は給油時に免税証を販売業者に引き渡すことにより、軽油引取税の分だけ軽油を安く購入することができる。つまり、免税証は、一種の金券といえる。

大分県税事務所では、免税証は鍵付きのキャビネット等に保管されている。この鍵は、パソコンデスクの引き出し（この引き出し自体には鍵がかからない）で保管されており、保管責任者は特定されていない。これは、他の県税事務所でも同様の状況であった。つまり、担当課員であればいつでもキャビネットが開けられる状態にある。以前は手書きで発行していたため厳格な管理が求められていたが、現在は税総システムの操作により印刷するため、そこまで厳格な管理は実施されていないようである。しかし、免税証は一種の金券であることを踏まえると、保管場所の管理責任者の明確化が必要と考える。

また、複数の県税事務所では、定期的な免税証の棚卸しが行われていなかったが、定期的（毎月）な棚卸しの実施も併せて必要と考える。

(2) 報償金

特別徴収義務者に対する報償金は、軽油引取税納入のインセンティブにしては多額と考えられるため、不申告、過少申告、納期限内の納入を怠った特別徴収義務者に対しては、当該事績のあった年度以降の交付率を引き下げるなどの対応の検討が望まれる。【意見 9-2】

特別徴収義務者に対して報償金を交付する目的は、軽油引取税の賦課徴収の円滑な運営を図り、県税収入の確保を期することにある。

軽油引取税の最終的な負担を負うのは消費者であり、特別徴収義務者は消費者が負担する軽油引取税を一時的に預かり、納入しているだけである。県から特別徴収義務者に、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間に 1,132,653 千円もの交付金を支払っているが、特別徴収義務者の納入インセンティブや事務経費の一部補填にしては多額と考えられる。

しかし、この報償金制度は国（総務省）の指導の下、全国の都道府県で一般的に実施されている制度であるため、制度自体の廃止等の処置は早急には困難であると考えられる。

したがって、県としては、不申告、過少申告、納期限内の納入を怠った特別徴収義務者に対して、このような事績が発生した年度以降について交付率を引き下げるといった対応の検討が望まれる。これにより、軽油引取税の賦課徴収のより円滑な運営に資すると考えられる。

なお、現行の「特別徴収義務者等に対する報償金交付要綱」第 2 条で定められている報償金の交付基準において、期限後申告等を行った申告分は報償金を交付しない規定が存在するため、このような事績が発生した年度以降について、交付率の引下げ又

は交付しないことを定めるためには、当該要綱の改正が必要である。また、この要綱には他の税目に係る報償金も定められているため、制度の改正に当たっては、他の税目に係る報償金制度と平仄^{ひょうそく}を合わせるかどうか検討が必要であることに留意が必要である。

第 10. ゴルフ場利用税

1. ゴルフ場利用税の概要

(1) ゴルフ場利用税の定義

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に対して課税される税金である。

(2) 沿革

① 娯楽施設利用税の創設（昭和 29 年度税制改正）

娯楽施設の利用に対して課される税。課税対象施設は、ゴルフ場、パチンコ場、マージャン場、たまつき場など。

② 娯楽施設利用税からゴルフ場利用税へ（昭和 63 年度税制改正）

消費税の導入に伴い、間接税の整理がなされ、課税対象をゴルフ場だけに限定したゴルフ場利用税に改められた（標準税率 1,100 円→800 円に引下げ）。

(3) 課税要件

納税義務者は、ゴルフ場の利用者（利用の日ごと）である（法第 75 条）。

ゴルフ場とは、以下の規模以上の施設をいい、大分県内には 26 施設ある。

ア ホール数 18 ホール以上、かつ、ホールの平均距離 100m 以上の施設（当該施設の総面積が 10 万平方メートル未満のものを除く）

イ ホール数 9 ホール以上、かつ、ホールの平均距離が 150m 以上の施設

(4) 税率

利用の日ごとに定額で課税される。1 人 1 日の利用行為に対して課税されるため、ゴルフ場を利用する限り半ラウンドプレーしても 2 ラウンドプレーしても 1 人が納める税額は同じである。

ア 標準税率（法第 76 条第 1 項）

1 人 1 日につき 800 円

イ 制限税率（法第 76 条第 2 項）

1 人 1 日につき 1,200 円を上限とする。

ゴルフ場の整備の状況等に応じて、税率に差等を設けることができる（法第 76 条第 3 項）。

(5) 大分県の税率

ゴルフ場のホール数や利用料金に応じて税率を設定している（条例第 38 条の 4 第 1 項）。

「利用料金」とは、利用者の意思にかかわらず徴収される平日の非会員の料金（グリーンフィー及び付帯費）である（条例第 38 条の 4 第 1 項）。なお、利用料金が改定された場合、ゴルフ場の運営会社等（特別徴収義務者）は「利用料金変更届出書」を提出することにより税率が変更される。

ゴルフ場の区分	利用料金の額	税率
18ホール未満	1人1日 2,500 円未満	400 円
	2,500 円以上	500 円
18ホール以上	1人1日 2,500 円未満	500 円
	2,500 円以上 3,000 円未満	600 円
	3,000 円以上 4,000 円未満	700 円
	4,000 円以上 5,000 円未満	800 円
	5,000 円以上 6,000 円未満	900 円
	6,000 円以上 7,000 円未満	1,000 円
	7,000 円以上 10,000 円未満	1,100 円
10,000 円以上	1,200 円	

- ア 新設又は増設に係るゴルフ場の税率は、当該新設又は増設に係るゴルフ場の利用を開始した日以降 1 年間に限り、上表から 100 円を減じた額とする（条例第 38 条の 4 第 2 項）。
- イ パブリックコースのゴルフ場及びセルフプレー以外のプレーを認めていないメンバーコースのゴルフ場については、上表から 100 円を減じた額とする（条例第 38 条の 4 第 1 項）。
- ウ 不均一の課税（条例第 38 条の 3）
次の利用の場合は、税率を 2 分の 1 とする。
- (ア) 早朝利用等でその利用する時間又はホール数に制約があるゴルフ場の利用で、利用料金を 5 割以上軽減した場合
 - (イ) 公益財団法人日本ゴルフ協会又は同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会に参加するプロゴルファー以外の選手の利用で、利用料金を 2 割以上軽減した場合

(6) 徴収

ア 徴収方法

特別徴収の方法による（法第 82 条、条例第 38 条の 5）。

イ 特別徴収の手続

- (ア) ゴルフ場の経営者又はゴルフ場利用税の徴収の便宜を有すると認めて知事が指定する者を特別徴収義務者として指定する（条例第 38 条の 6）。
- (イ) 特別徴収義務者は、毎月 15 日までに前月の 1 日からその月の末日までの期間において徴収すべきゴルフ場利用税についてその課税標準の総数（利用人員）、税額等を記載した納入申告書を提出し、その納入金を納入しなければならない（条例第 38 条の 8 第 1 項）。ただし、ゴルフ場の営業を廃止した場合は、その廃止した日から 5 日以内に廃止した日までに徴収すべきゴルフ場利用税について申告納入する（条例第 38 条の 8 第 1 項）。

ウ 特別徴収義務者としての登録

- (ア) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定された者は、ゴルフ場の経営を開始しようとする日前 5 日までに登録を申請しなければならない（法第 84 条第 1 項、条例第 38 条の 9 第 1 項前段）。登録事項に変更が生じた場合においては、その変更が生じた日から 5 日以内に登録の変更を申請しなければならない（条例第 38 条の 9 第 1 項後段）。
- (イ) 県税事務所長は、登録の申請を受理した場合は、申請者に対して特別徴収義務者であることを証する証票を交付しなければならない（条例第 38 条の 9 第 4 項）。

エ 帳簿記帳義務

特別徴収義務者は、毎日次の事項を帳簿に記載し、当該帳簿をその日の属する月の末日の翌日から 5 年間保存しなければならない（条例第 38 条の 10 第 1 項）。

【帳簿記載事項】

- (ア) 利用の年月日及び利用者の総数（条例第 38 条の 10 第 1 項第 1 号）
- (イ) 不均一課税に係る利用者の数及び税額（条例第 38 条の 10 第 1 項第 2 号）
- (ウ) 非課税及び課税免除に係る利用者の数（条例第 38 条の 10 第 1 項第 3 号）
- (エ) 利用者の数及び税額（条例第 38 条の 10 第 1 項第 4 号）

2. 大分県の状況

(1) 県税に占めるゴルフ場利用税の割合

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ゴルフ場利用税	508,429	511,162	475,379	404,604	385,330
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	0.40%	0.47%	0.46%	0.39%	0.37%

県税に占めるゴルフ場利用税は1%未満で推移しており、平成21年度以降割合は低下傾向にある。

(2) ゴルフ場利用税の県税事務所別調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	75,511	71,408	73,372	69,247	68,414
	繰越	68,692	68,960	68,385	22,349	9,149
	計	144,204	140,369	141,757	91,596	77,564
大分	現年	254,080	262,050	238,828	222,348	219,639
	繰越	-	-	-	-	-
	計	254,080	262,050	238,828	222,348	219,639
佐伯	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
豊後大野	現年	41,672	40,761	33,565	29,715	27,137
	繰越	-	-	-	-	-
	計	41,672	40,761	33,565	29,715	27,137
日田	現年	50,608	49,735	45,279	46,182	46,951
	繰越	-	-	-	-	-
	計	50,608	49,735	45,279	46,182	46,951
中津	現年	17,864	18,245	15,948	14,761	14,038
	繰越	-	-	-	-	-
	計	17,864	18,245	15,948	14,761	14,038
合計	現年	439,737	442,202	406,993	382,255	376,181
	繰越	68,692	68,960	68,385	22,349	9,149
	計	508,429	511,162	475,379	404,604	385,330

平成25年5月31日現在の県内ゴルフ場は26施設あるが、そのうち15施設が大分県税事務所管内にある。このため、大分県税事務所の調定額がゴルフ場利用税全体の50%以上を占める結果となっている。

(3) ゴルフ場利用税の県税事務所別徴収率の推移

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	99.24%	100.00%	100.00%	86.79%	100.00%
	繰越	0.45%	0.83%	67.32%	100.00%	100.00%
	計	52.18%	51.28%	84.23%	90.01%	100.00%
大分	現年	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	—	—	—	—
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
佐伯	現年	—	—	—	—	—
	繰越	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
豊後大野	現年	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	—	—	—	—
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
日田	現年	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	—	—	—	—
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
中津	現年	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	—	—	—	—
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
合計	現年	99.87%	100.00%	100.00%	97.61%	100.00%
	繰越	0.45%	0.83%	67.32%	100.00%	100.00%
	計	86.44%	86.62%	95.30%	97.74%	100.00%

別府県税事務所を除き、過去5年間の徴収率は100%である。別府県税事務所は平成24年度に繰越分も含め徴収している。

(4) ゴルフ場利用税の県税事務所別収入未済額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	575	-	-	9,149	-
	繰越	68,385	68,385	22,349	-	-
	計	68,960	68,385	22,349	9,149	-
大分	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
佐伯	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
豊後大野	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
日田	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
中津	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
合計	現年	575	-	-	9,149	-
	繰越	68,385	68,385	22,349	-	-
	計	68,960	68,385	22,349	9,149	-

平成 25 年 5 月 31 日現在でゴルフ場利用税の収入未済額は発生していない。

3. 外部監査の結果

ゴルフ場利用税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、以下の事項が検出された。

(1) ゴルフ場への実地調査について

各県税事務所は、所管のゴルフ場について、申告書に記載している人数、料率、税額が正しく申告されているかどうか調査するため、実地調査を行う必要がある。しかし、5年以上実地調査をしていないゴルフ場が1施設発見された。【結果10-1】

当該1施設は滞納先であり、運営会社も変更されていたため、実地調査よりも滞納整理を優先すべきとの判断で、実地調査を見送っていた。

実地調査をしていない場合、申告書に記載している人数、料率、税額が長期にわたって誤っている可能性がある。また、運営会社の帳簿保存期間が5年間とされていることから、5年前以前の実地調査はできない可能性がある。

以上から、全てのゴルフ場について、定期的に（少なくとも5年に1度）実地調査を行うことが望ましい。

4. 意見

(1) 利用料金の改定について

ゴルフ場利用者がゴルフ場へ支払うパック料金等のうち利用料金（グリーンフィー及び付帯費）に応じて、ゴルフ場利用税の税率が設定される。このため、パック料金等の総額は変更しなくとも利用料金を低く申告すれば、ゴルフ場は税率を抑えることが可能となる。

利用料金が改定された場合、ゴルフ場の運営会社等（特別徴収義務者）から「利用料金変更届出書」が提出される。県税事務所では、当該「利用料金変更届出書」の内容をゴルフ場のホームページ等で確認している。しかし、当該利用料金の変更が妥当なものかどうかの検証はしていない。利用料金の減額が申請された場合、利用料金が著しく減少していないか、他のゴルフ場と比較して著しく低くないか等を検証することが望ましい。【意見10-1】

第 11. 産業廃棄物税

1. 産業廃棄物税の概要

(1) 産業廃棄物税の定義及び趣旨

産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け産業廃棄物（注）の排出の抑制、再生利用等、適正な処理の推進を図るための施策に要する経費に充てるため、平成17年4月1日以降の産業廃棄物の焼却施設への搬入及び最終処分場への搬入に対して課される税金（法定外目的税）である。産業廃棄物は県外で処分されるケースもあることから、税制の仕組みを近隣県でも同じにするため、九州では全ての県で平成17年4月から一斉導入（沖縄県のみ平成18年4月から導入）されている。

（注）産業廃棄物とは、工場や土木、建設工事などの事業活動によって出る廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項に規定されている燃え殻、汚泥、廃油等の廃棄物をいう。なお、一般家庭から生じる一般廃棄物は、産業廃棄物ではないため、課税対象にはならない。

(2) 課税要件

【納税義務者】

産業廃棄物税は、産業廃棄物を焼却施設又は最終処分場へ搬入する事業者及び中間処理業者に対して課せられる。

産業廃棄物税は特別徴収の方法が採られており、焼却処理を行う中間処理業者及び最終処分業者を条例によって「特別徴収義務者」に指定し、特別徴収義務者が産業廃棄物税を納税義務者から徴収し、県税事務所等に納入する。

【納税額】

焼却処理：焼却施設への搬入1 トンあたり800 円

最終処分：最終処分場への搬入1 トンあたり1,000 円

(3) 申告及び納税

特別徴収義務者及び申告納付すべき納税者は、次表の区分に応じて申告納入・納付する。

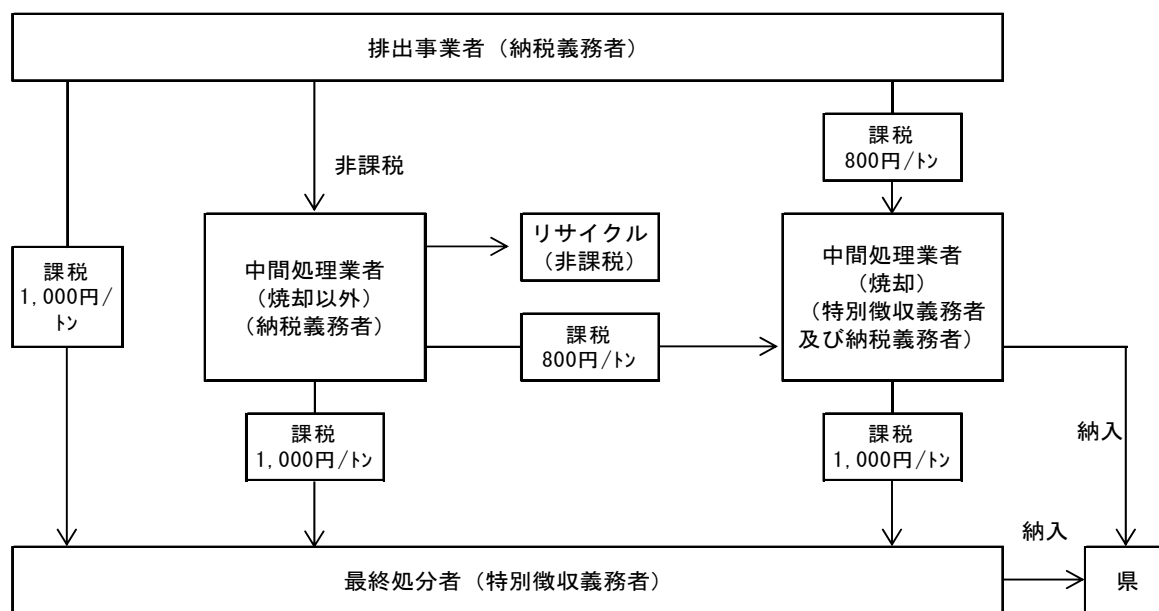
課税期間	申告納入（納付）期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

【課税免除】

大分県産業廃棄物税条例第4条及び大分県産業廃棄物税条例施行規則第3条に基づき、次に掲げる産業廃棄物の搬入には、産業廃棄物税は課税されない。

- ・産業廃棄物を再生利用、熱回収その他有効な利用に供する施設として認定された焼却施設への搬入
- ・災害により発生した産業廃棄物の搬入

【産業廃棄物税の仕組み】



(4) 報償金

特別徴収義務者に対しては、特別徴収義務者等に対する報償金交付要綱第2条及び第3条に基づき、納期限（徴収猶予期間を含む）までに申告納入された税額の2.5%の報償金が交付される。

2. 大分県における状況

(1) 県税に占める産業廃棄物税の割合

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
産業廃棄物税	620,139	539,110	644,804	690,419	669,215
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	0.49%	0.50%	0.62%	0.67%	0.64%

産業廃棄物税は平成17年度から導入されており、県税に占める割合は1%未満で推移している。

(2) 産業廃棄物税の県税事務所別調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
大分	現年	589,172	204,240	257,930	279,713	257,842
	繰越	30,967	334,870	386,874	410,705	411,372
	計	620,139	539,110	644,804	690,419	669,215
佐伯	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
豊後大野	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
日田	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
中津	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
合計	現年	589,172	204,240	257,930	279,713	257,842
	繰越	30,967	334,870	386,874	410,705	411,372
	計	620,139	539,110	644,804	690,419	669,215

大分県では、産業廃棄物税に関する賦課・徴収事務を大分県税事務所でのみ実施している。最近3年間は、調定額がほぼ同水準で安定的に推移している。一方、平成20年度に多額の収入未済額が生じており、その後、繰越額は徐々に増加傾向にある。

(3) 産業廃棄物税の県税事務所別徴収率の推移

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	—	—	—	—	—
	繰越	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
大分	現年	44.46%	72.54%	87.52%	92.46%	77.15%
	繰越	75.34%	1.13%	2.16%	4.97%	10.61%
	計	46.00%	28.18%	36.31%	40.42%	36.25%
佐伯	現年	—	—	—	—	—
	繰越	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
豊後大野	現年	—	—	—	—	—
	繰越	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
日田	現年	—	—	—	—	—
	繰越	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
中津	現年	—	—	—	—	—
	繰越	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
合計	現年	44.46%	72.54%	87.52%	92.46%	77.15%
	繰越	75.34%	1.13%	2.16%	4.97%	10.61%
	計	46.00%	28.18%	36.31%	40.42%	36.25%

徴収率は、過去5年間に於いて、現年は44.46%から92.46%、繰越は1.13%から75.34%と乖離が大きい状況にある。

(4) 産業廃棄物税の県税事務所別収入未済額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
大分	現年	327,233	56,074	32,202	21,083	58,911
	繰越	7,637	331,095	378,503	390,289	367,718
	計	334,870	387,170	410,705	411,372	426,630
佐伯	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
豊後大野	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
日田	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
中津	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
合計	現年	327,233	56,074	32,202	21,083	58,911
	繰越	7,637	331,095	378,503	390,289	367,718
	計	334,870	387,170	410,705	411,372	426,630

3. 外部監査の結果

産業廃棄物税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

4. 意見

(1) 特別徴収義務者等に対する調査結果のモニタリング

課税の公平性を確保するためには、産業廃棄物税についても、事務処理要領に経過報告書の作成や税務課への報告規定を織り込み、計画と実績を比較したうえで適切なモニタリングを実施することが望まれる。【意見 1 1 - 1】

平成 24 年度に計画されていた調査対象先（全 8 社）のうち、3 社分の実地調査書が調査ファイルに綴られていなかった。この 3 社については、現在、調査継続中であり、実地調査は完了していない。搬入数量等の数値の把握が難しいため時間がかかっているとのことであるが、本来ならば平成 24 年度中に調査を完了させるべきである。やむを得ない理由により調査が完了しない場合でも、調査経過の報告書等の作成を行うべきである。

なお、軽油引取税は、事務処理要領で調査計画及び調査実績の作成及び税務課への報告が必要とされている。一方、産業廃棄物税に関しては、年間調査計画の策定及び調査後の処理に関する規定はあるが、調査経過報告の作成及び税務課への報告に関する規定が存在しない。

課税の公平性を確保するためには、産業廃棄物税についても、事務処理要領に経過報告書の作成や税務課への報告規定を織り込み、計画と実績を比較したうえで適切なモニタリングを実施することが望まれる。

(2) 申告額が 0 円の特別徴収義務者等に対する調査実施

直近数年間で申告額が 0 円の特別徴収義務者に対しては、調査が実施されていなかった。申告額が 0 円であっても、その申告内容自体に問題がないかどうかを検討する必要があるため、今後は、最低限、ローテーション計画に基づいた調査の実施が望まれる。【意見 1 1 - 2】

第 12. 鉱区税

1. 鉱区税の概要

(1) 鉱区税の趣旨等

鉱区税は、地下の埋蔵鉱物を採掘する権利である鉱業権が与えられたことに対する対価として課税されるものである。

(2) 納税義務者

県内に鉱区を持っている鉱業権者（法第 178 条）

(3) 税率

鉱業権の目的、面積等に応じて課税される（法第 180 条第 1 項）。なお、100 アール未満の端数は、100 アールとみなす（法第 180 条第 3 項）。

鉱区の種類		税額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに年 200 円
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに年 400 円
砂鉱を目的とする鉱区		面積 100 アールごとに年 200 円

(4) 賦課期日

毎年 4 月 1 日を賦課期日とする（法第 181 条）。

賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から月割をもって課税する（法第 183 条第 1 項）。また、賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもって課税する（法第 183 条第 2 項）。

(5) 納期

納期は、5 月 1 日から 5 月 31 日までとする（法第 182 条、条例第 64 条第 1 項）。

(6) 徴収

徴収方法：普通徴収（法第 184 条第 1 項）

申告：鉱区税の納税義務者は、鉱区税を課されるべき事実が発生し又は消滅した場合において、その発生し又は消滅した日から 7 日以内に申告しなければならない（法第 185 条、条例第 65 条）。また、申告した事項に異動が生じた場合において、その異動が生じた日から 7 日以内に申告しなければならない。

2. 大分県の状況

(1) 県税に占める鉦区税の割合

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
鉦区税	14,021	14,436	13,677	13,508	13,243
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%

県税に占める鉦区税は1%未満で推移しており、平成21年度以降、調定額は減少傾向にある。鉦区税は、県税の中で最も調定額の小さい税目である。

(2) 鉦区税の県税事務所別調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	118	178	178	214	235
	繰越	120	130	130	130	147
	計	239	309	309	344	382
大分	現年	7,258	7,548	7,218	7,182	6,978
	繰越	493	493	493	430	430
	計	7,752	8,041	7,712	7,612	7,408
佐伯	現年	4,167	4,129	3,851	3,887	3,836
	繰越	435	539	464	332	408
	計	4,603	4,669	4,315	4,219	4,244
豊後大野	現年	935	926	849	841	817
	繰越	-	-	-	-	-
	計	935	926	849	841	817
日田	現年	229	229	229	229	229
	繰越	-	-	-	-	-
	計	229	229	229	229	229
中津	現年	260	260	260	260	160
	繰越	-	-	-	-	-
	計	260	260	260	260	160
合計	現年	12,971	13,272	12,588	12,615	12,257
	繰越	1,050	1,164	1,088	893	985
	計	14,021	14,436	13,677	13,508	13,243

大分県税事務所の調定額が鉦区税全体の50%以上を占める結果となっている。

(3) 鉦区税の県税事務所別徴収率の推移

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	91.58%	100.00%	100.00%	92.34%	83.45%
	繰越	—	—	—	—	100.00%
	計	45.41%	57.71%	57.70%	57.31%	89.81%
大分	現年	98.82%	98.86%	98.81%	98.80%	98.77%
	繰越	—	—	—	—	—
	計	92.52%	92.79%	92.48%	93.22%	93.04%
佐伯	現年	92.50%	96.30%	98.04%	98.06%	98.19%
	繰越	27.60%	41.90%	44.13%	—	—
	計	86.35%	90.02%	92.24%	90.33%	88.76%
豊後大野	現年	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	—	—	—	—
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
日田	現年	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	—	—	—	—
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
中津	現年	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	繰越	—	—	—	—	—
	計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
合計	現年	96.85%	98.20%	98.72%	98.59%	98.41%
	繰越	11.45%	19.42%	18.81%	—	14.94%
	計	90.45%	91.85%	92.36%	92.07%	92.20%

(4) 鉦区税の県税事務所別収入未済額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	10	-	-	16	39
	繰越	120	130	130	130	-
	計	130	130	130	147	39
大分	現年	86	86	86	86	86
	繰越	407	407	344	344	344
	計	493	493	430	430	430
佐伯	現年	312	152	75	75	69
	繰越	226	313	256	332	408
	計	539	466	332	408	477
豊後大野	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
日田	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
中津	現年	-	-	-	-	-
	繰越	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
合計	現年	408	238	161	178	194
	繰越	755	851	731	807	752
	計	1,164	1,090	893	985	946

平成 25 年 5 月 31 日現在、鉦区税の収入未済額は 1 百万円以下である。

3. 外部監査の結果

鉦区税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

4. 意見

(1) 調定額及び徴税について

税務課は、九州経済産業局にて鉦業原簿を閲覧することにより異動情報を把握し、税総システムに当該情報を登録している。また、税務課は鉦区台帳等を出力し、各県税事務所へ送付している。

各県税事務所では、上記の鉦区台帳等をファイリングし、調定額の決裁と納税通知書の発送等を行っているが、実質的に調定は税務課で行われている。

鉦区税は平成 21 年度から減少傾向にあり、県税の中で最も調定額が小さく、金額的に多額ではないことから、税務課や大分県税事務所が一括して調定額の決裁等を行うことにより、県全体として効率化が図られると考えられる。【意見 1 2 - 1】

第 13. 狩猟税

1. 狩猟税の概要

(1) 狩猟税の趣旨等

狩猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税である。

(2) 納税義務者

狩猟者の登録を受ける者であり、狩猟免許は次の種類がある。

免許の種類	
第一種銃猟免許	装薬銃等を使用して猟をする場合
網猟免許又はわな猟免許	網又はわなを使用して猟をする場合
第二種銃猟免許	空気銃等を使用して猟をする場合

(3) 税率

免許の種類に応じて、次のとおり税額が定められている。

種類		税額
第一種銃猟免許の 狩猟者の登録を受ける者	県民税の所得割額を 納める者	16,500 円
	県民税の所得割額を 納めなくてもよい者	11,000 円
網猟免許又はわな猟免許の 狩猟者の登録を受ける者	県民税の所得割額を 納める者	8,200 円
	県民税の所得割額を 納めなくてもよい者	5,500 円
第二種銃猟免許の狩猟者の登録を受ける者		5,500 円

なお、対象鳥獣捕獲員（平成 20 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの登録に限る）の税率については、上表の 2 分の 1 とする。

2. 大分県の状況

(1) 県税に占める狩猟税の割合

(単位:千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
狩猟税	55,349	54,322	52,463	51,396	48,871
県税全体	126,094,572	108,298,101	104,095,747	102,535,083	103,936,761
県税全体に占める割合	0.04%	0.05%	0.05%	0.05%	0.05%

県税に占める狩猟税は1%未満で推移しており、調定額は減少傾向にある。

(2) 狩猟税の県税事務所別調定額の推移

(単位:千円)

県税事務所		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別府	現年	5,793	5,644	5,325	5,526	5,394
	繰越	-	-	-	-	-
	計	5,793	5,644	5,325	5,526	5,394
大分	現年	20,553	20,122	18,824	18,302	16,712
	繰越	-	-	-	-	-
	計	20,553	20,122	18,824	18,302	16,712
佐伯	現年	5,577	5,617	5,840	5,505	5,227
	繰越	-	-	-	-	-
	計	5,577	5,617	5,840	5,505	5,227
豊後大野	現年	8,923	8,508	8,553	8,515	8,417
	繰越	-	-	-	-	-
	計	8,923	8,508	8,553	8,515	8,417
日田	現年	6,209	6,266	6,025	5,942	5,826
	繰越	-	-	-	-	-
	計	6,209	6,266	6,025	5,942	5,826
中津	現年	8,291	8,163	7,893	7,603	7,293
	繰越	-	-	-	-	-
	計	8,291	8,163	7,893	7,603	7,293
合計	現年	55,349	54,322	52,463	51,396	48,871
	繰越	-	-	-	-	-
	計	55,349	54,322	52,463	51,396	48,871

(3) 狩猟税の県税事務所別徴収率の推移

狩猟税は、申告と同時に徴収されることから、制度上、必ず徴収率は100%となり、収入未済は発生しない。

3. 外部監査の結果

狩猟税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

第 14. 組織体制、人材育成及び徴税費

1. 組織体制、人材育成及び徴税費の概要

(1) 組織体制の概要

① 事務分掌

大分県の県税における組織は「第 2 部 県税の概要 第 7. 組織」に記載のとおりであり、平成 24 年度の各課における事務分掌は次のとおりとなっている。

(ア) 税 務 課

企画管理班	1	県税事務の総合企画・調整に関すること
	2	税収確保に関すること
	3	職員の身分及び服務に関すること
	4	職員の意識改革に関すること
	5	税務に関する事務合理化に関すること
	6	行財政改革に関すること
	7	県税の徴収計画、徴収事務指導に関すること
	8	犯則取締（徴収関係）に関すること
	9	税務訴訟、不服申立（徴収関係）に関すること
	10	県税等の欠損処分に関すること
	11	条例、規則、通達の制定、改廃、整備に関すること
	12	県議会に関すること
	13	税務事務調査に関すること
	14	歳入事務指導に関すること
	15	研修に関すること
	16	税務広報に関すること
	17	税務教育に関すること
	18	所長会議に関すること
	19	コンビニ納税等に関すること
	20	インターネット公売に関すること
	21	歳入予算の編成及び決算に関すること
	22	歳出予算の編成、執行及び決算に関すること
	23	超過勤務予算に関すること
	24	税務に関する諸統計、報告に関すること
	25	納税表彰に関すること
	26	納税貯蓄組合に関すること
	27	税理士に関すること
	28	税務協会に関すること
	29	他県からの照会及び団体からの要望に関すること
	30	県有財産に関すること
	31	物品の管理に関すること
	32	様式の管理に関すること
課税班	1	県税調定予算の編成に関すること
	2	個人の県民税に関すること
	3	県民税の配当割及び株式等譲渡所得割に関すること
	4	法人の県民税、事業税に関すること
	5	県民税利子割に関すること
	6	個人の事業税に関すること
	7	地方消費税に関すること
	8	不動産取得税に関すること
	9	県たばこ税に関すること
	10	ゴルフ場利用税に関すること
	11	自動車税、自動車取得税に関すること
	12	軽油引取税に関すること
	13	鉦区税に関すること
	14	県固定資産税に関すること
	15	狩猟税に関すること
	16	産業廃棄物税に関すること
	17	森林環境税に関すること
	18	旧法による税に関すること
	19	地方譲与税に関すること
	20	県税の特別措置に関すること
	21	地方交付税に関すること
	22	課税状況調に関すること
	23	不服申立に関すること
	24	犯則取締に関すること
	25	税務広報に関すること
	26	税務にかかる研修に関すること

- 税務電算班
 - 1 県税総合情報管理システムの維持管理及び再開発に関する事
 - 2 自動車税システムの維持管理及び再開発に関する事
 - 3 産業廃棄物税等システムの維持管理に関する事
 - 4 電子申告システム（法人二税）の維持管理及び委託契約に関する事
 - 5 税務電算研修に関する事
 - 6 端末の設置、運用に関する事
 - 7 オペレーション依頼に関する事
 - 8 セキュリティーポリシーに関する事

(イ) 県税事務所

- 総務課
 - 1 所内事務の総合調整に関する事
 - 2 公印の管守に関する事
 - 3 文書の收受及び発送に関する事
 - 4 職員の身分及び服務に関する事
 - 5 予算の執行計画に関する事
 - 6 職員の安全衛生に関する事
 - 7 県有財産に関する事
 - 8 物品の出納保管及び庁用備品の管理に関する事
 - 9 県税領収証書等の出納保管に関する事
 - 10 過誤納金の還付、充当に関する事
 - 11 窓口収納及び納税証明に関する事
 - 12 その他、他課室・班の所掌に属さない事
- 課税第一課
 - 1 法人二税、個人事業税、狩猟税、鉦区税、県民税利子割、軽油引取税、ゴルフ場利用税の賦課に関する事
 - 2 前号の賦課に伴う訴訟及び犯則等の処理に関する事
 - 3 税収見込に関する事
- 課税第二課
 - 1 不動産取得税の賦課に関する事
 - 2 前号の賦課に伴う不服申立及び訴訟に関する事
 - 3 税収見込に関する事
- 納税課
 - 1 県税に係る徴収金等の徴収及び滞納処分に関する事
 - 2 徴収事務の不服申立及び訴訟に関する事
 - 3 地方税徴収強化対策に伴う市の指導等に関する事
 - 4 自主納税の推進に関する事
- 特別滞納整理室
 - 1 高額特殊滞納者の整理に関する事
 - 2 個人県民税等の滞納整理に関する事
- 自動車税管理室
 - 1 自動車税、自動車取得税の賦課に関する事
 - 2 前号の賦課に伴う不服申立に関する事
 - 3 窓口収納及び納税証明に関する事

(注) 1 上記は大分県税事務所の機構である。

2 大分県税事務所、別府県税事務所以外の県税事務所は、総務課及び課税課となっている。

3 別府県税事務所は、総務課、課税課及び納税課となっている。

② 税務職員数

平成 25 年 4 月 1 日現在の税務職員数は次のとおりとなっている。

(ア) 税 務 課

課 長	1	企画管理班	4
課 長 補 佐	1	課 税 班	5
主 幹	4	税務電算班	4
		計	19

(イ) 県税事務所

区分		事務所						計
		別府	大分	佐伯	豊後大野	日田	中津	
所 次 室 課 課 主	長	1	1	1	1	1	1	6
	長	(兼) 1	(兼) 1	(兼) 1	(兼) 1	(兼) 1	(兼) 1	6
	長		2					2
	長	2	3	1	1	1	1	9
	長 補 佐 幹	6	15	2	2	2	4	31
総務課	総務班	2	4					6
	総務納税班			3	3	5	7	18
課 税	課税第一		7					7
	課税第二		5					5
課 税	課税班	不動産第一班		4				4
		不動産第二班						
	課税班	3		6	4	5	3	15
	事業税班							6
	軽油引取税班	2						2
	不動産班	6						6
	軽油・不動産班					4		4
納 税 課	納税第一班	4	4					8
	納税第二班	3	3					6
	納税第三班		5					5
	納税第四班		4					4
特別滞納整理室			3					3
自動車税管理室			12					12
自動車運転手								0
計		30	80	14	12	15	21	172

③ 職員年齢構成

平成25年4月1日現在の税務職員年齢構成は次のとおりとなっている。

事務所等	年齢区	年齢区							計	平均年齢
		25才以下	26～30才	31～35才	36～40才	41～45才	46～50才	51才以上		
別府		2	3	3	6	4	6	6	30	41.3
大分		3	6	10	16	14	15	16	80	42.1
佐伯		2	0	2	1	2	3	4	14	42.9
豊後大野		1	0	0	3	1	3	4	12	44.7
日田		2	2	0	3	4	0	4	15	40.0
中津		4	0	3	2	4	3	5	21	40.4
小計		14	11	18	31	29	30	39	172	41.8
年齢別構成比		8.9	6.1	12.8	15.6	17.2	21.1	18.3	100.0	—
税務課		0	1	4	3	5	4	2	19	39.9
合計		14	12	22	34	34	34	41	191	41.8
年齢別構成比		8.0	6.5	12.6	18.1	17.1	20.6	17.1	100.0	—

④ 職員数の累年比較

各年4月1日現在の税務職員数の累年比較は次のとおりとなっている。

区 分	高田	別府	大分	佐伯	豊後 大野	日田	中津	自動車	税務課	計
昭和55年度現員	17	51	67	17	17	24	17	40	16	266
56	17	51	67	17	17	24	17	40	16	266
57	16	51	68	16	16	23	16	42	16	264
58	16	51	69	16	16	22	16	42	16	264
59	17	52	70	17	17	24	17	35	16	265
60	17	51	70	17	17	24	17	35	15	263
61	17	51	71	17	17	24	17	36	15	265
62	17	49	70	17	17	24	17	35	15	261
63	17	50	69	17	17	24	17	35	15	261
平成元	16	46	63	16	16	22	16	36	15	246
2	15	41	58	15	15	20	15	36	15	230
3	15	37	58	15	15	19	15	35	18	227
4	15	37	56	15	15	18	16	34	20	226
5	15	38	57	15	15	18	15	35	20	228
6	15	36	56	15	15	18	15	35	23	228
7	15	35	56	15	15	18	15	34	22	225
8	15	35	55	15	14	18	15	34	22	223
9	15	33	53	15	14	18	15	34	21	218
10	14	32	51	14	13	17	14	36	20	211
11	14	32	51	14	13	17	14	36	20	211
12	14	31	49	14	13	17	14	36	20	208
13	15	31	50	14	13	17	14	35	20	209
14	15	30	49	14	13	17	14	35	20	207
15	15	28	48	14	13	17	14	35	20	204
16	15	30	74	14	13	17	14	—	21	198
17	15	30	79	14	13	17	14	—	20	202
18	—	30	80	14	13	17	22	—	20	196
19	—	30	79	13	12	16	21	—	20	191
20	—	30	80	13	12	16	21	—	19	191
21	—	31	81	13	13	16	21	—	19	194
22	—	32	83	13	12	16	21	—	19	196
23	—	33	85	13	12	16	21	—	19	199
24	—	33	80	14	12	16	20	—	19	194
25	—	30	80	14	12	15	21	—	19	191

(注) 1 「自動車」は、平成16年度から「大分」県税事務所に統合されている。

2 「高田」県税事務所は、平成18年度から「中津」県税事務所に統合されている。

上表のとおり、税務職員は総じて経年減少傾向にあり、30年前との対比で約28%、20年前との対比で約16%、10年前との対比で約7%の職員数が減少している。例えば平成25年度とその20年前の県税調定及び収入決算額と比較すると、ほぼ同一の金額であることから、職員一人当たり県税決算額は大きくなっているといえる。

⑤ 職員の税務に係る経験年数

平成24年4月1日現在の税務職員の税務に係る経験年数は次のとおりとなっている。

区分	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	30年以上	計
20歳未満	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
20～24歳	4	7	1	0	0	0	0	0	0	0	12
25～29歳	7	0	2	1	3	0	0	0	0	0	13
30～34歳	9	1	5	2	1	4	0	0	0	0	22
35～39歳	7	1	3	4	5	10	1	0	0	0	31
40～44歳	2	1	3	3	2	10	7	6	0	0	34
45～49歳	1	1	2	2	1	10	14	1	1	0	33
50～54歳	0	2	0	0	1	8	6	11	6	0	34
55歳以上	0	0	0	0	1	1	6	4	1	0	13
合計	32	13	16	12	14	43	34	22	8	0	194
構成比	16.5%	6.7%	8.2%	6.2%	7.2%	22.2%	17.5%	11.3%	4.1%	0.0%	100.0%

大分県では、「エキスパート職員育成要綱」に基づき、当該分野の中核を担う専門職的職員を長期的展望に立って育成することを目的として、「エキスパート職員」を養成することとしており、税務エキスパート職員の指定も行っている。

税務エキスパート職員は、平成25年4月1日現在20名在籍しており、税務課に6名、大分県税事務所に7名配置されているほか、それ以外の各県税事務所に最低1名配置されている。

(2) 人材育成・研修制度の概要

① 人材育成計画の概要

平成25年度の税務職員人材育成計画の概要は次のとおりとなっている。

(ア) 策定の目的

税務職員として求められる人材像、育成策を明らかにすることにより、職員が自己啓発、自己研鑽けんけんに取り組むことを促し、職員一人ひとりの能力向上を図るとともに、組織全体の活性化・強化を目指す。

(イ) 現状と課題

(i) 県税の現状と課題

- ・税源移譲による収入未済額の増加
- ・歳入確保による行財政改革の着実な実行の必要性
- ・税に対する住民の関心の高まり（消費税率等）

(ii) 人材育成の現状と課題

- ・厳しい定員事情
- ・経験豊富な職員の退職による業務運営への影響
- ・配置される新採用職員の増加

(ウ) 求められる人材像

(i) 税務職員に求められるもの

- ・税の専門知識と実務に習熟し、幅広い見識を持っていること (skill)
- ・「公正」「公平」の意識 (mind)
- ・親切的な応接と綱紀の保持 (manner)

(ii) 階層別に求められる能力・資質

- ・管理監督者…組織マネジメント能力、人事管理能力、対外折衝能力
- ・班総括……指導・育成能力、交渉能力、判断能力
- ・班員……職務遂行能力、説明能力、課題発見能力、協調性

(エ) 人材育成策

(i) 職員研修

下記の「②研修制度」にて記載する。

(ii) 育成体制

- ・管理監督者の役割… 組織目標を示すことにより、職員の意欲を喚起し、組織の活性化を図る。また、職場研修の推進、職場外研修への派遣等により能力開発を図る。
- ・班総括の役割……リーダーシップを発揮し、実務を通じて育成を図る。

(iii) 人事配置の考え方

- ・経験を考慮したバランスよい配置
- ・専門職場に適応した長期的な育成の観点からの人事異動

(iv) エキスパート職員の育成

- ・税務事務に精通・習熟し、税務行政の中核を担う職員の育成を図る。
- ・人事異動の配慮

(v) 新採用職員の育成

常会、班ミーティング等の充実や各種研修への積極的な参加促進を通じ、職務遂行のための基礎的な知識・技術を習得させ、資質の向上を図る。

(オ) 役割分担

- ・税務課……専門研修の企画・実施、税務組織の強化の取り組み
- ・県税事務所…職場研修等を通じた能力向上、技能・技術の継承

② 研修制度の概要

税務職員として次代を担う人材を確保するため、職員研修を充実し、職場研修及び職場外研修を効果的に活用して、職務に必要な専門知識や技術を習得させ、職務遂行能力の向上を図っている。

(ア) 職場研修

人材育成をするうえで最もふさわしい場所は職場であり、各事務所において、班総括や経験者がサポートしながら日常業務を通じて職務遂行能力の向上を図るとともに、実務に必要な専門知識や調査手法、納税者に対する応接や綱紀の保持などについて習得させるため、毎年度、各所属において研修計画を策定し、計画的に職場研修を実施するとしている。平成 25 年度における税務課主催の一般研修は次のとおりである。

- ・ 税務職員初任者研修
- ・ 徴収職員実務研修（外部講師）
- ・ 歳入職員実務研修
- ・ 家屋評価実務研修
- ・ 法人二税、地方法人特別税初任者研修
- ・ 課税免除等実務研修
- ・ 軽油引取税実務研修
- ・ 県税総合情報管理システム等操作研修

(イ) 職場外研修

日常業務を離れ、集中的に学習する機会を設け、同じ業務に携わる職員と共に学び意見を取り交わす中で能力向上を図っていくことも、職場研修と並んで、人材育成のために重要であり、毎年度、税務課において研修計画を策定し、それに基づき職場外研修を実施するとしている。

(ウ) 派遣研修

税務の専門的知識、技能の習得を図るとともに、他の地方公共団体の職員と交流する中で自己啓発を促進し、幅広い視野を持った職員を育成するため、自治大学校税務専門課程への派遣を行う研修である。

平成 25 年度における派遣・職場外特別研修は次のとおりで、主に税務課又は所属長の指定する職員が対象となる研修である。

- ・ 自治大学校税務専門課程（徴収事務コース・税務会計特別コース）
- ・ 九州各県税務職員研修（徴収部門）
- ・ 全国地方税務協議会税務研修（軽油引取税調査・不動産評価・直税課税・徴収事務）
- ・ 軽油流通情報管理システム研修会
- ・ 東京税務セミナー（滞納整理）
- ・ 日本経営協会 NOMA 研修（徴収事務等）

③ 徴税費の概要

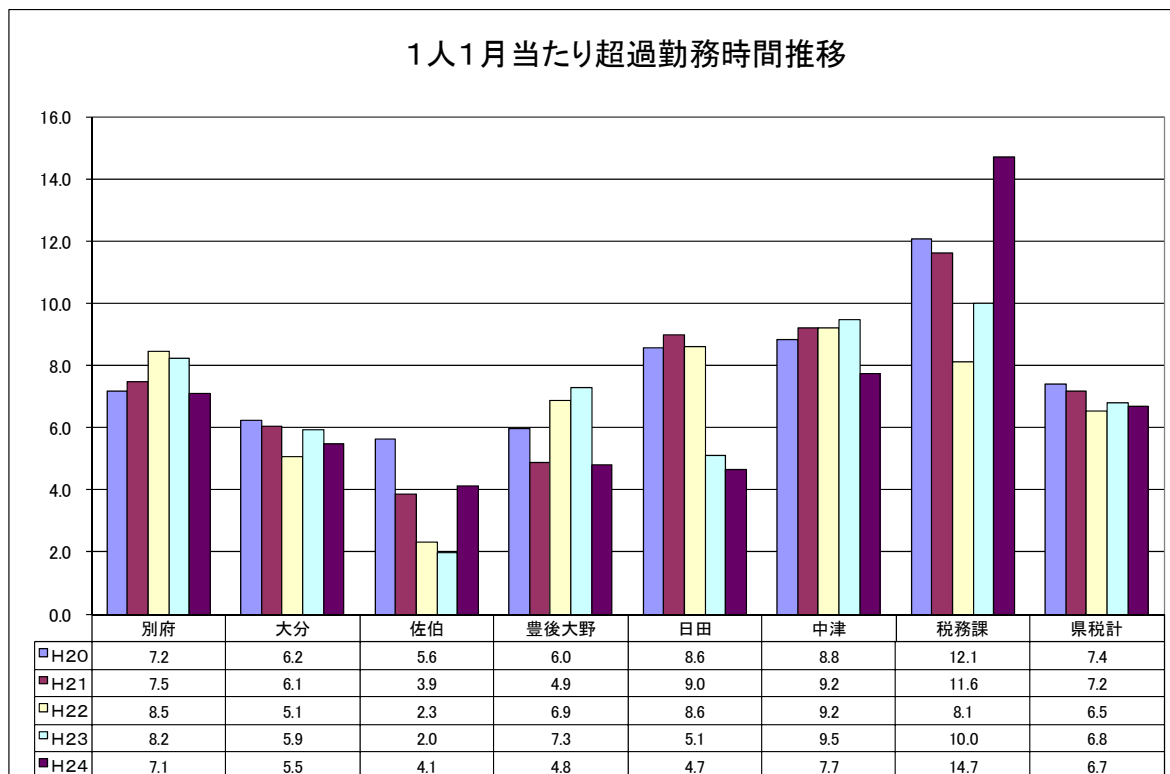
徴税費の過去5か年推移は、第2部 県税の概要「第9. 徴税費の推移」に記載している。

徴税費のうち、主要な項目に関する説明は次のとおりである。

(ア) 超過勤務手当

所属別の過去5年間の超過勤務の状況の推移をグラフで示すと次のとおりである。

(単位：時間)



全体的に超過勤務時間は減少傾向にあり、超過勤務手当は平成20年度決算額40,511千円から平成24年度決算額33,380千円と5年間で約17.6%減少している。県税事務所では概ね経年減少しているが、税務課ではやや増加傾向にあるといえる。

(イ) その他の人件費

主に、基本給に諸手当を加算した額に対して、概ね県と職員の折半で課される厚生労働省年金局や地方職員共済組合大分県支部等に対する共済費である。

給与手当の合計金額は平成20年度1,206,722千円に対して、平成24年度1,138,143千円と約5.7%減少しているにもかかわらず、その他の人件費は平成20年度260,191千円に対して、平成24年度は272,570千円と約4.6%増加している理由は、ここ5年間の間に共済費負担率がほぼ毎年上昇したためである。

(ウ) 需用費その他

主な歳出科目は、委託料、使用料及び賃借料などで、平成24年度決算額はそれぞれ98,326千円、29,208千円となっている。平成20年度及び平成21年度の金額が突出しているのは、主に税務システムの構築・導入等の委託料が一時的に発生したためである。

使用料及び賃借料の主な内容は、県税総合情報管理システム及び自動車税システム等に係る業務用端末パソコンやサーバーの賃借リース料で構成されている。

委託料の主な内訳と過去3年間の契約の推移の状況は次のとおりとなっている。ただし、表内に記載している委託契約は、税務課が主管事務を行っているもののみを記載している。

(金額単位：千円)

業務名	契約方法	平成24年度		平成23年度		平成22年度	
		契約額	受託者	契約額	受託者	契約額	受託者
自動車税納税通知書作成等業務委託	一般競争	6,300	B	6,173	G	7,403	B
税総合及び自動車税システム維持管理業務委託	随意契約	47,767	C	47,880	C	48,835	C
電子申告システム維持管理業務委託	随意契約	—	—	1,229	C	1,890	C
産業廃棄物税等システム維持管理業務委託	随意契約	819	D	819	D	840	D
軽油流通情報管理システム運用業務委託	随意契約	4,169	A	4,111	A	4,291	A
たばこ流通情報管理システム運用業務委託	随意契約	1,483	A	1,550	A	1,645	A
地方消費税都道府県間清算システム運用業務委託	随意契約	431	A	440	A	440	A
利子割還付調整システム運用業務委託	随意契約	340	A	344	A	344	A
自動車税納付催告書作成等業務委託	一般競争	1,557	B	1,724	B	3,990	B
自動車税身障減免現況調査書作成等業務委託契約	一般競争	651	B	655	B	801	B
自動車税自主納付促進事業（電話納付案内委託）	一般競争	3,938	H	3,355	I	—	—
自動車税納期限内納付広報用ポスターデザイン制作委託	随意契約	140	J	—	—	—	—
自動車税コンビニ収納事務委託	随意契約	8,080	E	7,490	E	6,930	E
自動車税等分配情報の作成業務委託	随意契約	4,147	A	4,332	A	4,416	A
大分県地方税電子申告等ASPサービス提供業務委託	一般競争	12,422	F	12,422	F	—	—

(注)3

- (注) 1. 受託者「A」は、「財団法人 地方自治情報センター」であり、「B」から「J」は、民間の企業等である。それぞれのアルファベットが複数箇所記載されている場合は、同一の受託者と契約したことを表している。
2. 「—」としている箇所は、当該年度におけるそれぞれの委託契約実績がないことを表している。
3. 平成23年12月から平成26年11月までの長期契約となっている。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1号「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」に該当するいわゆる少額随意契約を除いては、同条第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当する場合、すなわちシステムの構築や導入をした業者でない管理業

務等を円滑に実施できないため、当該業者以外と契約すると不利になるものとして、随意契約を行っている。その他の契約は、全て一般競争入札となっている。

2. 外部監査の結果

組織体制、人材育成及び徴税費につき監査を実施した結果、以下の事項が検出された。

(1) 管理備品の表示と整備について

サンプルで備品を実査したところ、現物と合致しない備品シールが貼付されている場合や、備品管理システムに登録されていない備品があった。

【結果 1 4 - 1】

また、新シールが貼付されていた中津県税事務所において、現物とシールの表示が異なるケースが発見された。

(誤ったシールが貼付されていたシールの内容)

備品番号 21419 書架 引違い書庫 コンゴ 1971 年 3 月 31 日取得

(誤って備品番号 21419 のシールが貼付されていた備品の内容)

備品番号 21640 書架 引違い書庫 ナイキ 1987 年 3 月 20 日取得

(誤って備品番号 21640 のシールが貼付されていたが、備品管理システムの登録が確認できなかった備品)

キャビネット 昭和 45 年 3 月 19 日取得

備品番号 21419 の書架は他に実在していたが、そこには備品管理システムのシールが貼付されていなかった。

県が保有する物品は、県民全ての財産であり、また、地方財政の健全化を確保する見地からその管理及び運用に関して、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 8 条で「地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

物品が良好な状態で管理できなければ、物品を最大限有効に活用できず、県民の福祉の増進という行政の役割を効果的に果たすことはできない。

また、管理が不適切であれば物品の追加メンテナンスや追加購入等不要な支出を招く可能性もある。

当然、税の賦課・徴収事務に係る分野においても例外ではなく、その管理する財産は、税の賦課・徴収事務執行の物的手段として行政目的の效果的達成のために必要な財産であり、有効かつ適正に管理、運用されなければならない。そのためには、その所在、数量、性能、耐用年数等が把握されていなければならない。

大分県会計規則（昭和 39 年大分県規則第 19 号。以下「会計規則」という。）第 157 条では、備品の表示について、「備品には、焼印、貼紙、ペンキ書その他品質に適する方法により、備品番号、品名、取得日及び所属を表示しなければならない。」と規定され、また同規則第 161 条により、備品に係る出納保管の状況は、電子計算組織に記録するものと規定されており、既に平成 24 年 4 月から新しく備品管理システムが導入され、同システムによる備品管理が稼働しているところである。

備品の有効かつ適正な管理のためにという効率性・合理性の問題と、会計規則の遵守という合規性の問題の両面から問題があるので、備品管理システムに見合う現物の検証可能性、実在性、網羅性を確保するための手続と方法を再確認の上、備品管理システムと備品のシール等の貼付等につき会計規則に則って適切に運用する必要がある。

(2) 備品管理システムへの移行について

実地調査を行った3県税事務所のうち2県税事務所で、平成24年4月に稼働開始した備品管理システムの「備品番号」の表示に切り替えられておらず、備品表示はなされているものの新備品管理システムに見合う現物の検証可能性、実在性、網羅性を確保できない状態であった。【結果14-2】

大分県では、【結果14-1】のとおり、平成24年4月から新しく備品管理システムが導入されている。このシステムの導入により、備品は従前の手書台帳管理からシステム管理に移行され、システムへのデータ移行に併せて備品番号が再付番された。

会計規則第157条及び第161条の規定によれば、それぞれの管理備品には新しく採番された備品番号がシールの貼付等の方法により表示される必要があるが、別府県税事務所及び佐伯県税事務所では備品管理システム導入以前の備品表示票がそのまま貼付されているのみで、備品管理システムの備品番号が表示されていなかった。

新しく採番された備品番号が備品に表示されていないと、新備品管理システムに見合う現物の検証可能性、実在性、網羅性を確保できないという問題が生じる。そのことは、備品の有効かつ適正な管理・運用を妨げ、また、これまでの手書台帳管理を改めて、新たに備品管理システムを導入した効果を大きく損なうことにもなる。

なお、物品管理の主管部署である会計管理局 用度管財課によると、平成24年4月に備品管理システムが導入された段階で新備品番号の表示を完了させる移行期限は明示されず、「備品管理システムとエクセルマクロを使用して備品シールを作成することができる。」と「物品管理」マニュアルに記載し周知させたとしていたが、全庁的にその移行処理は遅延していた。備品シールの作成には、備品管理システムデータの整備が必要であるが、施行後1年以上経過した平成25年5月時点で、全268の管理対象部署に整備状況を確認したところ、これらのうち、適正に移行済みだったのは80部署(約30%)で、平成25年度末までに移行が完了する予定と回答したのが137部署(約51%)であった。用度管財課では、備品シールの貼付を含む備品管理システムのデータ整備を、平成25年度末までに完了するよう文書で通知しているものの、全庁的に処理の遅れが指摘される。

同規則には、「施行日現在ですでに所有している備品は、施行後当面の間は従前の例によることができる。」等の経過措置は明記されておらず、新システム施行段階で備品表示を完了しておく必要があったが、実際は移行処理に相当の時間を要することも想定されたため、経過措置等の明文規定を定めて、一定のタイムスケジュールに従った移行処理の完了を促すという方法が現実的であったと推察される。

3. 意見

(1) 備品のシール貼付と定期的実査について

実物の実在性と網羅性の確認のため、全ての備品に備品管理システムから出力された備品シールを漏れなく貼付し、定期的な実査を実施することが望ましい。

【意見 1 4 - 1】

上記の結果で述べたように、備品管理システムに登載されているデータと現物を照合することができないケースが見られる。本来は当該新システムに移行する段階で現物実査して、システム登録内容のものが全て実在するかどうかを確認の上、新しい備品番号をシールで表示するよう網羅的な検証が所管部署に求められることになる。

シールの貼付等備品の表示に当たっては、大分県会計規則第 157 条の規定及び「物品管理」マニュアルによると、備品管理システムから出力される備品シールは作成することができるので可能規定になっていることから、従来のシールに記載されている備品番号を手書き修正する方法でもよいと解せられるが、新たに運用開始された備品管理システムから電算によりシールの出力が可能となったことから、当該新シールを出力の上、全ての備品に貼付する方法によることが実在性、検証可能性と網羅性を担保するために効率的な方法である。

よって、備品管理システムから出力された備品シールを貼付するとともに、システム登録された管理備品の現物確認のため、定期的な実査を実施することが望ましい。定期的な実査の頻度を「物品管理」マニュアルに明記して、全庁的に運用の徹底を図ることも一案である。

(2) 備品管理システムの登録について

備品管理システムには、個別の備品情報をできるだけ登録するとともに、登録情報の取得価格は、消費税等の税込金額で登録するように入力内容の統一を図らねたい。

【意見 1 4 - 2】

備品管理システムには、備品の表示が必要となる備品番号、品名、取得日、所属の情報に加えて、取得価格、取得先名称、供用場所、異動情報や処分内容を登録することになっている。

旧手書台帳からの移行データのうち、主に取得日が古いものについては、その情報が不完全であるものも多く、取得価格や取得先名称などが不明であることもある程度はやむを得ないが、登録情報が不完全であると、システム登録内容と現物を容易に照合できない場合が想定されるため、画像等の登録も含めて、できる限り多くの情報を登録し、主管担当者以外の第三者も容易に同一物認定できる状態で運用することが望ましい。

現物実査する過程で、登録情報のうち取得価格について、消費税及び地方消費税額を含めるいわゆる「税込金額」のものと「税抜金額」のものが混在していた。歳出金額を示す消費税等の税込金額によることが妥当であり、入力内容の統一を図らねたい。

(3) 業務委託契約関係書類の編てつについて

一つの業務委託契約に関連する契約書等ファイルには、その一覧性や事務の有効性及び効率性を高めるため、当該契約に関連する全ての実績集計表や参考情報書類も一つのファイルに編てつすることが望ましい。【意見14-3】

業務委託の契約書ファイルについては、仕様設計見積りなどの情報は入っているが、その契約に関連する年間の処理実績などの参考情報書類は同じファイルに綴じこまれていないケースが大分県税事務所における自動車取得税申告書とりまとめ業務で見られた。その理由は、対象委託業務の所管が自動車税管理室となるため、そちらの方でオリジナルを保管しており、県税事務所の総務は契約事務のみを行っているから、契約に対する実績集計表などの編てつは特に行っていないとのことであった。

契約事務を行うのみの場合も、当初設計仕様に対する年間の実績集計表などは、当初契約内容に対応する実績を示すものであり、計画に対する実績の対比などの総括的吟味といった比較可能性をより容易にし、翌年度の契約事務の基礎的情報としての把握などを合理的かつ効率的に行うために、これらの情報は同一箇所に一元的にまとめて編てつされることが望ましい。

(4) 委託業務契約における予定価格の基礎について

委託業務契約の中に、20年近く前の件数や単価を用いて予定価格を算出しているケースが見受けられたが、直近年度の実績や現況に合わせて算出方法を見直すことが必要である。【意見14-4】

設計段階の積算に当たって、20年近く前の単価や業務件数を基礎として設計金額を算出しているケースが大分県税事務所の軽自動車に係る自動車取得税申告書とりまとめ業務委託で見受けられた。

設計基礎情報が約20年前のものともあまりにも古く、結果的に採用している設計金額がそのかなり前の基準年度の計数によっているため、比較の基礎としている件数は現況とマッチングしているとは言い難い。当該検討に際して、直近3年間の平均取扱実績件数をもとに算定された積算金額も比較検討の対象としているものの、その際に使用した単価は前述した古い単価よりも高く、取扱実績件数も大きく増加しているため、直近の実績による積算金額よりも古い積算根拠を使用した方が有利と判断したようである。

実際、平成24年度の実際処理件数は当時よりも30%程度増加しているが、1件当たりの単価の算定に使用した委託業務に要する時間は、約20年前から経年の業務の習熟による効率性等を勘案した指標となっているかどうかには疑問の余地が残る。

相対比較の結果として、当該業務委託の積算基礎となる単価についても当時の使用単価を長年にわたり使用しており、15年以上経過してもなおそのままの単価を用いて予定価格の算定基礎にしていることは疑問である。予定価格の算定が実態と乖離した方法で硬直化しており、申告書1件あたりの当時の単価をそのまま使用する根拠としては合理的な意義を見出せず、設計基礎の見直しが必要であると考えられる。

したがって、当該申告書取りまとめに係る業務に要する時間などの積算根拠を調査して、実態に即した効率的な水準のものに見直すなどの再検証が必要である。これにより、1件当たり単価も併せて見直した場合には、予定価格が減少することも想定されることから、今後の契約事務に当たって十分留意されたい。

(5) 財団法人地方自治情報センターとの委託契約について

財団法人地方自治情報センターとの委託契約については、契約金額が硬直的な傾向が見られることから、委託金額の更なる削減の可能性を検討するために、当該委託業務による情報の利用状況などの現況を客観的に分析して、委託契約金額の経済性や有効性の評価を継続して実施するとともに、都道府県税務情報処理協議会などを通じて積極的に意見を具申することが望ましい。【意見14-5】

大分県では、軽油流通情報管理システム運用業務委託、たばこ流通情報管理システム運用業務委託、地方消費税都道府県間清算システム運用業務委託、利子割還付調整システム運用業務委託、自動車税等分配情報の作成業務委託に関して、財団法人地方自治情報センターと委託契約を行っている。

これらは、その地方自治情報センターで吸い上げて分配される情報を基礎として課税情報を更新したり、歳出清算に必要なシステムデータを取得したりするためなどの理由により、委託契約の必要性があり、当該情報を分配できる唯一の相手先として随意契約をしている。委託契約の必要性については十分理解できるところであり、全国的に平等な条件で契約しているとのことである。しかし、契約金額はやや減少が見られるものの経年の契約金額には硬直性が見られる。

この地方自治情報センターの委託料の金額については、「都道府県税務情報処理協議会」において当該委託契約の基礎となるシステム等の検討が行われている。この協議会は全国を6つのブロックに分けた「ブロック会議（書面開催）」とその全体会議である「幹事会議」からなり、大分県においても平成24年度に九州ブロックの幹事県として税務電算班の主幹が参加している。

一方で、大分県ではこれらの契約に関して、それぞれの契約の運営経費に関する積算根拠については把握できており、疑義が生じた場合もブロック会議、幹事会議を通じて協議を働きかけるとのことである。しかし、契約金額の算定にあたっては、当該システムの情報の利用状況、対象となる連携データ量の推移などの現況を客観的に分析するとともに、委託支出の経済性と有効性を内部で評価する必要があると思われるが、内部での検証が十分にできているかは疑問の余地が残る。分配情報の基礎となる情報システムが安定的に運用されるようになって長期間経過しているため、合理的にコストが削減されていると推察されることに鑑みると、より踏み込んだ負担金額の削減の可能性もあると推察される。

内部での評価などを通じ、情報の利用度合いが減少している場合や、積算の根拠となる運営経費に疑問があるといった場合には、当該協議会に書面で問題提起をするなどの機会などを通じて、委託金額削減が可能であるかどうかを再検討することが望ましい。

(6) 委託契約における見積業者の見積額と入札金額について

委託契約金額の予定価格の基礎を見積業者作成の見積書の金額とした委託契約につき、この見積業者が最終的に落札業者となったが、この落札金額は見積金額よりかはるかに低い金額である事例が見受けられた。このような契約においては、予定価格の基礎として見積書をそのまま利用するのではなく、契約実績等に基づいて合理的に予定価格を算出されたい。【意見 1 4 - 6】

自動車税納税通知書作成等業務委託については、前年の契約業者以外の業者 A 社から入手した見積書を基礎として委託契約の予定価格を算出している。

一方で、一般競争入札によった結果、最低金額を入札したのは A 社でその入札金額が落札金額となったが、その金額は見積金額よりかはるかに小さい金額であった。

まず、見積書提出業者と落札業者が同一であるにもかかわらず、見積金額と入札金額に大きな乖離が見られるため、見積書そのものの信頼性に疑問が生じ、ひいてはそれを契約の予定価格とした判断にも疑問が生じることとなり、適切とはいえない。

結果的には、契約金額は予定価格よりも大幅に少ない金額であるため、良い結果のようにも見えるが、もし入札業者が揃って予定価格付近の金額を入札してきた場合には、実際の契約金額が予定価格程度になる可能性もあったといえるため、好ましくないとはいえる。

このような事例では予定価格の基礎について今後はより慎重な判断が必要であり、契約実績等に基づいて独自に合理的な予定価格を算出するなどの改善が望まれる。

(7) 消耗品の発注方法について

同一内容の消耗品の発注を頻繁に行っている事例が見受けられたが、一定期間内での発注頻度の増加は事務効率を阻害するため、内部の需要情報を一元的に把握し、効率的に発注することが望ましい。また、同一の消耗品が複数の単価で納入される事例が見受けられたが、発注頻度の高い消耗品については、年度ごとに最も低い金額を提示した業者と単価契約を締結し、経済的な発注手続を行う必要がある。

【意見 1 4 - 7】

同一内容の用紙の発注について、平成 24 年 8 月 10 日に 6 箱、同 8 月 20 日にも 6 箱、同一の相手先に発注しているケースがあった。このような近似した日で同一内容のものを 2 度発注することは、発注事務コストが増大する原因となり、効率的とはいえない。

このような発注により事務の手間が増大すると、経済性も効率性も阻害されるため、経済的に発注手続を行うために内部の消耗品需要の情報を合理的に一元把握し、事務を効率的に行うように工夫する必要がある。

また、色違いの A3 用紙の発注について、複数の相手先に対する納入単価が、箱当たり 2,781 円、2,955 円、3,170 円、3,477 円と、複数の単価で平成 24 年度に納入されていた。調査したところ、色違いではあるが、用紙の品質に相違はなかった。

複数の業者を使用し、発注が特定の先に偏らないようにするという配慮があるというところであるが、経済性アプローチからは妥当とはいえない。

発注頻度の比較的高い用紙など、特定の物品については、年度ごとに最も安い金額を提示した特定の業者と単価契約を行い、画一的な購買手続を採用することが合理的である。

(8) 督促手数料の徴収の検討について

大分県では県税に係る督促状の発付に際して、督促手数料を徴収していないが、督促手数料の徴収を検討することが望ましい。【意見 14-8】

現行の法においては、法第 67 条、第 71 条の 18、第 71 条の 39、第 71 条の 59、第 72 条の 67、第 73 条の 35、第 74 条の 26、第 93 条、第 135 条、第 144 条の 50、第 166 条、第 199 条、第 284 条、第 700 条の 65、第 733 条の 23 で、各税目に関して「督促状を発した場合においては、当該都道府県の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。」との規定があり、督促手数料の徴収は可能となっている。

大分県では昭和 38 年 7 月の改正前の条例第 18 条において、督促手数料を督促状一通につき 10 円を徴収することとされていた。当時の地方税法では督促手数料の徴収が義務付けられていたためである。その後、昭和 38 年に地方税法が改正され、督促手数料の徴収に裁量権が付与されたことに伴い、同年 7 月の条例改正において、同条例第 18 条の督促手数料徴収規定は削除され、徴収されないこととなった。それ以降現在に至るまでの約 50 年、大分県では督促手数料の徴収が行われたことはない。

大分県以外の都道府県においても同様の経緯で督促手数料の徴収を取りやめており、また同様に現在督促手数料を徴収している都道府県もないようである。

当時の改正趣旨は、その徴収は地方公共団体の判断に任せるのが適当で、その徴収事務の難易度及び納税促進の効果等についても、県と市町村ではかなり事情を異にしているため、それぞれの地方公共団体の判断に委ねたようである。その結果、当時の徴収税の多寡、千円未満が切り捨てられる延滞金の徴収実態、事務の煩雑さ等の実務的な要請などの理由により、都道府県では督促手数料の賦課は取りやめ、市町村では徴収するということではっきりと分かれた経緯が存在するようである。

しかしながら、当時の改正から約半世紀の時が経過した現状においては、もう一度督促状の発付に対して、督促手数料を徴収することは意義があるのではないかと考えている。

すなわち、当時と現状では税体系も税額の多寡も大きく異なっているし、少なくとも大分県では平成 24 年度の自動車税に関して納期限内納付率が全国でワーストとなるなど、納税者の納税意識やモラルが相対的に低いことが窺われ、徴収率の向上が急務となっている。特に課税件数も全体の税額も多い自動車税に関しては、納期限内納付が促進されないと督促状の発行件数と発送コストが増加するとともに、将来の徴収管理事務コストの増大や不納欠損につながるリスクの増大にもつながるのである。実際、督促状発送件数は高止まりの傾向にあり、平成 24 年度における自動車税納付催告書作成等業務委託に 1,557 千円、自動車税自主納付促進事業に 3,938 千円要してい

るほか、督促状の郵送料や徴収事務管理コストなどを考慮すると、督促事務関連コストは多額に上っている。

このような現状においては、多角的に分析や検討を行ったうえで、督促手数料を徴収することを導入する意義を見出しうると考えられる。

単純に論ずることはできないが、メリットや意義は以下の事項が挙げられる。

- ・ 納税意識の高揚と期限内徴収率の向上
 - ・ 納期限内未納者の減少による徴収管理事務コストの削減
 - ・ 徴収率向上による不納欠損額の減少
 - ・ 歳入の増大
 - ・ 督促状の印刷コストや郵送料の削減
 - ・ 期限後納付者に対する実費求償的効果
 - ・ 督促手数料を市町村が徴収していることとの賦課のバランス
- 一方で、デメリットや留意が必要な事項は以下のとおりである。
- ・ 督促手数料を徴収するためのシステム変更等のイニシャルコスト
 - ・ 歳入の財務会計上の区分処理等に要する事務コストの増大
 - ・ 督促状発送後に納税者が当初発付納付書で納付した場合の督促手数料未納額の取扱いと完納証明の取扱い
 - ・ 導入時期と納税者に対する周知徹底方法

なお、これらを検討するに当たっては、短期間での歳入歳出だけを考慮するのではなく、長期的な視点に立脚して意思決定を行うことが肝要である。また歳入歳出等の表面的な計数のみならず、導入による期限後納付の事前抑止といった納税義務者に対する納税意識の高揚といった間接的効果も十分に勘案したうえで、導入の是非を慎重かつ積極的に検討することが望まれる。

(9) 税務事務に対する業務管理手法の導入について

税務の効率的な事務執行を図るためには、職員の業務内容や業務量の実態を集計するなどの方法により現状把握と実態分析をすることが必要であるが、現状の仕組みでは、県税事務所ごとの組織単位、人員単位、個々の税務事務単位、一定の時系列単位での業務内容や業務量は十分に把握されていない。業務の有効性や効率性の評価に資する業務内容や業務量を一定の業務時間集計手法で把握し分析することで、将来に向けた事業の目標の立案や業務プロセスの改善等の政策立案に資するための基礎とするために、一定の業務管理手法を導入し運用することが望ましい。【意見14-9】

現在のところ、税務課及び県税事務所においては、調定件数や督促状発付件数などの全体の業務量は把握できている。しかし、税務吏員に関しては、勤怠管理よりも詳細な実際の業務内容ごとの業務時間の把握は特に行われていない。

事務分掌の項で記載したとおり、税務課や県税事務所ごとに、それぞれの担当税目や担当業務についての職務分掌は明確に定められ、必要な業務が適切に履行されている。また日々各人員が実際にどのような業務を行っているかという点については、当然行われるべき業務管理は行われ、業務の絶対的期限や相対的期限管理はなされていると推察される。一方で、それぞれの人員が過去においてどのような業務が行われたか、どのような業務にどれだけの時間を要しているか、その一人当たりの業務処理

時間や時間単位当たりの業務処理量は適切であるか、といった視点を充足する業務遂行データは記録されていないため、そのような情報を把握することはできないのが現状である。

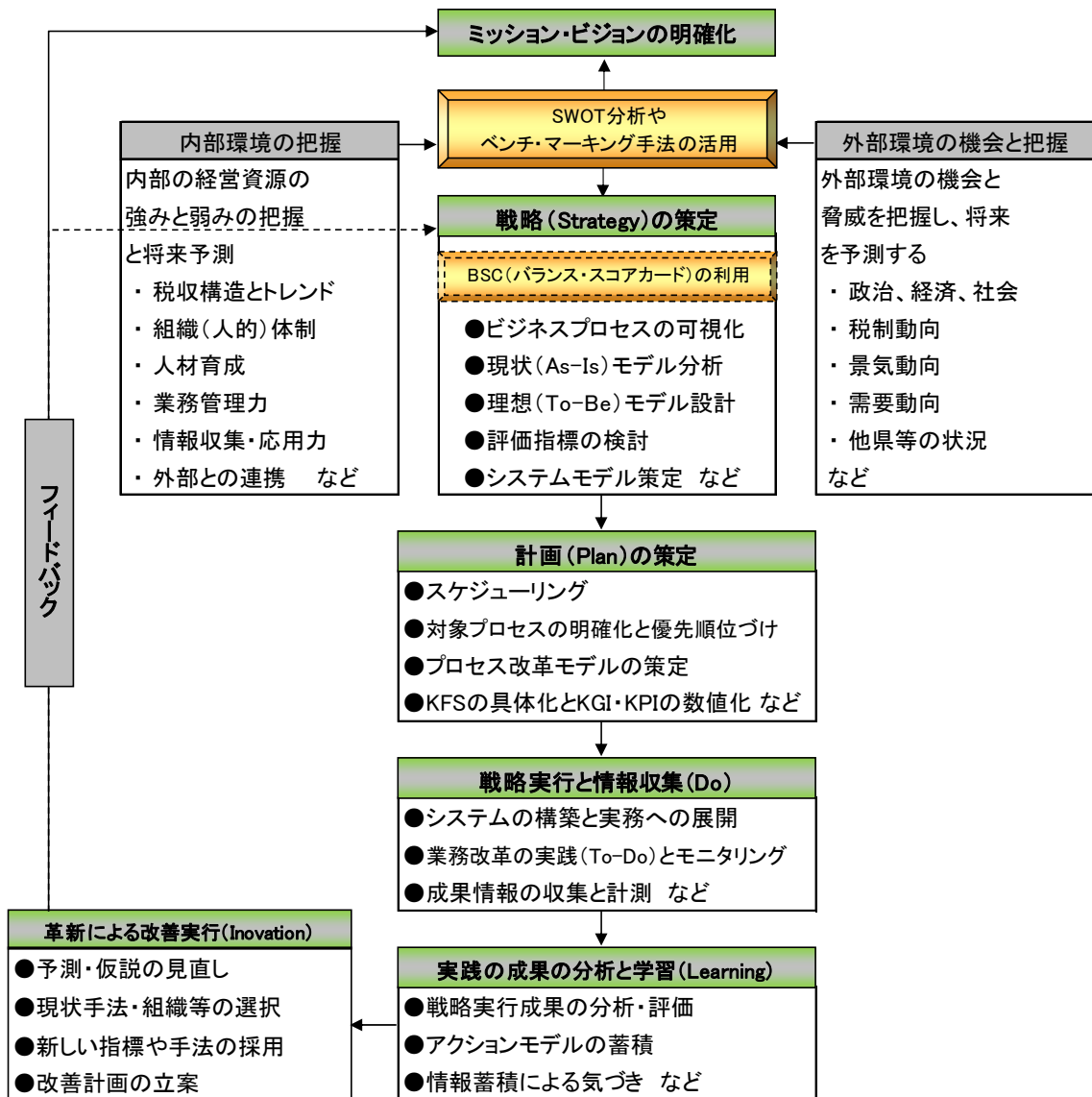
税務事務は、月例調定や不申告管理といった一定の業務サイクルで業務が完了することが必要な内容が多いため、一定の時系列における業務管理は達成されているといえることにはなるだろう。しかし、それらの業務が漏れなく有効にかつ効率的に実施できているかどうかという観点での業務管理と評価を行う手法は必ずしも確立されていない。つまり、適正人員が適切に配置され、所要の業務が効率的かつ有効に履行されているかどうかを現状把握し、それらを検証評価するために必要な税務吏員の業務内容ごとの業務処理量や業務時間といった業務実態を的確に把握することが本来は必要と考えられる。

これらの業務情報は、業務内容ごとの標準作業時間や標準作業量といった目標設定のほか、県税事務所間のベンチマークによる効率性の評価、人員ごとの業務の適切な履行や目標管理など、税務事務の業務管理を行うための基礎とすることができる。これらによって、ビジネスプロセス管理（BPM）を行うための基礎となる重要な成功要因（KFS）、主要目標達成指標（KGI）や主要業績評価指標（KPI）を明確化し、組織全体の業務目標を戦略的に設定するための基礎的情報の把握・収集・現状分析が可能となるだけでなく、その目標達成又は業務の改善を実行するためのプロセス管理を継続的に実施することができると考えられるのである。

- ※ BPMとは、Business Process Managementの略で、明確にされた組織の戦略目標を実現するために実施すべき業務のプロセスを可視化して改善する活動のことをいう。このBPMの考え方に近い手法として、米国ハーバード・ビジネス・スクールのロバート・S・キャプラン教授らによって提唱された「バランス・スコアカード（BSC：The Balanced Scorecard）」による手法も有効なアプローチであると考えられる。

このような業務管理手法の導入を有効かつ効率的に運用するためには、関連する業務システムを構築し、その支援のもとに業務時間集計により把握することが望ましい。

ここで実際の導入イメージに資するため、業務管理手法全体のフレームワークを例示するので、参考にされたい。



※ SWOT分析とは、目標を達成するために意思決定を必要としている組織などにおいて、内外の環境を強み(Strengths)、弱み(Weaknesses)、機会(Opportunities)、脅威(Threats)の4つのカテゴリーで要因分析し、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る戦略策定方法の一つをいう。

また、ベンチマーキングとは、一般的に、ある組織が業績を改善するのに役立つ情報を得るために、組織のビジネスプロセスを継続的に測定し、最高のパフォーマンスをあげる業界のベストプラクティスの探求を行うことをいい、組織の業務を劇的に改善できる本質的なプロセス管理手法として有用なアプローチである。

なお、以下においては、上記フレームワークのうち、現状(As-Is)モデル分析などに重要な構成要素と位置づけられる「業務時間集計」について、システムを構築し運用する場合の導入アプローチ例を掲げるので、導入検討する場合には一つの参考にしていただきたい。

(参考)

まず業務分析の基礎となる業務時間集計（調査）が必要である。

その目的は次のとおりである。

- ① 業務内容の承認とトレース
- ② 個人単位の業務管理ツール（個人目標管理）
- ③ 部門単位の業務管理ツール（組織目標管理）
- ④ パフォーマンス管理ツール
- ⑤ 行政コスト管理ツール（人員当たり、時間当たり業務コストの集計等）

そのシステムに必要なマスターテーブルとして、例えば次のものが挙げられる。

- ・所属部門マスター（事業所・部課別）
- ・職員データマスター
- ・税目マスター
- ・業務種類マスター（大分類・中分類・小分類）

上記のうち、業務種類マスターは、対象プロセスとして把握すべき業務種類の別や目標管理集計を必要とする業務種類の別により定義するが、一部の税目や業務について掲げると、一例として次のような内容が考えられる。

部署	業務大分類	業務中分類(税目)	業務小分類
県税事務所	税務直接業務	個人県民税	当初決定額調定
			月例調定
			収納消込
			市町村報告書処理
			帳票編てつ
	税務間接業務	個人県民税	税務課等連絡調整
			市町村連絡調整
			事務調査
			・・・
			・・・
	間接業務	調整業務	部内会議
			対外会議
			業務打合せ
			段取作業
			参考資料収集
		移動	移動時間
		研修	外部研修参加
			内部研修参加
			自主学习
	・・・	・・・	・・・

次に、業務時間集計に必要となる日々の業務を、職員が所定のフォーム、ここでは「業務タイムシート」（仮称）としてシステム入力し、業務内容を上司に報告する入力画面のイメージは次のとおりである。これにより、定義した業務内容等の単位でデータベースに業務実績が蓄積される。

業務タイムシート

1 月	28 日	従業員コード		001122	氏名	県税 一郎
所属	事業所	大分県税事務所	部門	課税第一課	セクション	事業税班
開始	終了	作業場所	業務大分類	対象税目	業務小分類	作業時間(h)
8:30	9:00	大分県税事務所	間接業務	調整業務	業務打合せ	0.5
9:00	11:00	大分県税事務所	税務直接業務	法人二税	確定申告入力	2.0
11:00	12:00	大分県税事務所	税務直接業務	法人二税	調定入力	1.0
13:00	14:30	大分県税事務所	税務直接業務	法人二税	未登録法人捕捉	1.5
14:30	15:30	大分県税事務所	税務間接業務	法人二税	帳票編てつ	1.0
15:30	17:30	大分県税事務所	間接業務	研修	内部研修参加	2.0
合計						8.0
業務実稼働率						68.8%

一例としてこの入力定義を設定する場合、30分(0.5時間)刻みで入力することとし、日次入力を原則とする。入力後、所定の上席者に回り、承認後に確定登録され、データベースに積み上がる。また、業務用のパソコンでのログインにより入力されるのが通常であるが、出張者等を考慮してモバイル機器によっても業務報告できることが望ましい。

一定期間データベースに蓄積された情報を基礎に、戦略や計画などに対応して必要とされる情報系出力帳票をいかに定義するかにより求められるものは異なるが、例えば次のような情報を入手できる。

- ① 一定期間(月次・半期次・年次)ごとの個人別の業務時間状況集計表
- ② 一定期間(月次・半期次・年次)ごとの県税事務所別の業務時間状況集計表
- ③ 業務内容ごとの人員別業務時間状況集計表
- ④ 業務内容ごとの県税事務所別の業務時間状況集計表
- ⑤ 種類別業務時間の県税事務所比較対比表
- ⑥ 1人月当たり業務時間状況分析表
- ⑦ 人員別(県税事務所別)1時間当たり調定件数
- ⑧ 人員別(県税事務所別)1時間当たり督促処理件数
- ⑨ 種類別調定件数当たり標準作業時間
- ⑩ 1時間(日)当たり滞納債権回収額
- ⑪ 種類別調定件数当たり行政コスト計算書(人件費)

上記に例として掲げた帳票のうち、⑦～⑪については、調定件数等の情報、滞納債権回収データや人件費データなどの情報が必要となるため、税務総合情報システムとのインターフェース等の連携定義を行うか、業務系の入力処理項目を追加するといったシステム要件を定義する必要があることに留意が必要である。

これらの帳票を適切に評価することにより、例えば人員ごとのパフォーマンス評価による業務改善、吏員のコスト意識の醸成、県税事務所別の比較とベストプラクティスの発見に基づく効率的な手法の全庁的な展開と浸透、標準業務処理時間の効率化アプローチのための考察、戦略的な誘導目標の設定とアクションプランの策定などの意思決定の基礎となる有用な情報を入手することが期待されるのである。

上述してきた業務管理手法については、手管理やドキュメントベースでの導入は現実的でないことから、システムの構築が必要であることを前提としてきた。

システムの導入を行う際には、以下の課題が掲げられる。

- ① 業務管理システムの導入には一定のインシヤルコストを要する。
- ② どの程度の詳細業務まで分類するかの必要性を事前に検討する必要がある。
- ③ 日次の業務入力による報告が必要となり、従来と比べて事務が煩雑になる。
- ④ 業務内容の標準サイクル（日次、月次、年次など）を考慮する必要がある。
- ⑤ 業務結果を把握、分析、評価する仕組みが必要である。
- ⑥ 得られた情報に従って、設定する目標（一人当たり作業時間、時間当たり業務量など）は検証可能な指標を戦略的に設定することが必要である。

実際の導入に当たってアプローチする場合、税務事務執行のみならず、場合によっては全庁的な導入検討になることも考えられる。その場合は、人事考課や目標管理等の人事管理そのものの見直しの一環としての検討になると推察され、一朝一夕に導入の可否を論ずることはできないとも思われる。

しかし、税務業務のプロセスを適切に管理するために、まず現状把握とその分析を行うことが重要であり、税務業務領域での導入は効果が高いと期待される。もちろん、業務を全て標準化することはできないし、業務の効率性よりも質的な重要性や有効性が重視される領域も存在するであろう。とはいえ、この管理手法とシステムが適切に運用されるならば、内部統制の有効性も高まるであろうし、業務の効率性アプローチにおいても重要な示唆が得られると考えられるため、導入による意義と効果を勘案したうえで、当該業務管理手法の導入を検討することが望まれる。

第 15. 徴収管理

1. 収納事務の概要

都道府県は指定金融機関を指定し、当該指定金融機関及び収納代理機関が県税の収納、当該指定金融機関が支払いの事務を取り扱っている。大分県は株式会社大分銀行を指定金融機関として指定している。

納税者が納付した県税は全て指定金融機関である株式会社大分銀行へ払込みが行われ、領収済通知書は株式会社大分銀行の事務集中センターへ送付される。当該事務集中センターで送付された領収済通知書を電算処理し、収納情報を作成する。

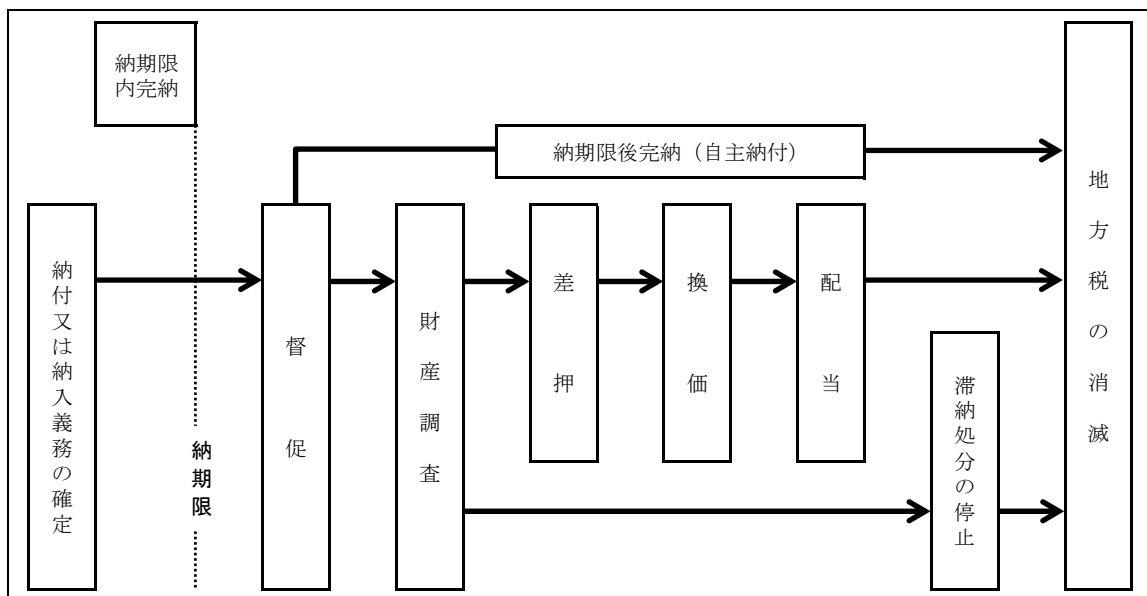
収納情報は県（会計課）に送付され、県税に係る収納データは財務会計システムにより振り分けが行われ、県税総合情報管理システム及び自動車税システムに引き渡される。各県税事務所では、財務会計システムから県税総合情報管理システム及び自動車税システムへ引き渡された収納データから県税債権の消し込みを行うことになる。

2. 滞納整理事務の概要

(1) 滞納整理事務手続

納期限までに納税されない状態を「滞納」といい、滞納金を適正に徴収していくための一連の事務手続を「滞納整理」という。滞納整理は、租税負担の公平性を確保するために行われるものであり、督促状の発送から財産調査、差押え・換価等の滞納処分、滞納処分の執行停止等、滞納事案が完結に至るまでの事務の総称である。

滞納整理の流れを簡潔に示すと以下のとおりである。



(2) 督促

納期限までに完納しない納税者等に対して納付の請求を行うため、原則として、納期限後20日以内に督促状を発送する。滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る滞納金を完納しない場合には、県が自力執行権に基づいて行う租税債権の強制的実現手続として財産の差押え等の滞納処分を行うが、督促状の発送は、財産の差押え等の滞納処分を行うための前提となる重要な事務手続である。

(3) 財産調査・財産の差押え

(ア) 所在・財産調査

徴税吏員は、滞納処分のため、滞納者の財産を調査する必要がある場合には、滞納者等に対して質問及び帳簿書類などを検査することができる「質問・検査」の権限（国徴法第141条）と、質問・検査によっても十分な結果が得られない場合などに、滞納者等の住居等について調査することができる「搜索」の権限（国徴法第142条）が認められている。

(イ) 財産差押え

滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る税金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押えなければならない。

差押えの対象財産は、日本国内にあること、滞納者に帰属していること、金銭的価値を有すること、譲渡性を有すること及び差押禁止財産でないことが必要である。滞納者の財産を差し押えるに当たり、差押えを行う財産の選択や差押えを行う時期は徴税吏員の裁量により決定される。ただし、必要な範囲を超えた差押えを制限するため、「超過差押えの禁止」、「無益な差押えの禁止」といった制限規定が設けられている。差し押える財産には、動産又は有価証券、金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする銀行預金、給料、売掛金等の債権、不動産、無体財産権等広範な種類がある。

差押えに係る滞納金の全額が消滅等した場合には、差押えを解除しなければならない。また、財産の価値が滞納金を著しく超過すると認められる場合等には、徴税吏員の裁量により差押えを解除することができる。

(4) 財産の換価及び換価代金の処理

差押えた財産は、自由競争により売却する公売などにより換価される。公売は、買受希望者の自由競争に付し、その結果形成される最高価額により、売却価額及び買受人となるべき者を決定する手続であり、入札やせり売の方法がある。また、近年では、インターネットオークションシステムを利用した公売も行われている。

上記手続を経て換価された代金は、滞納金に配当（充当）される。

(5) 滞納処分の執行停止

① 執行停止の要件

滞納処分の執行停止は、滞納者に滞納処分をすることができる財産がないとき等一定の事由があるときに、滞納者の申請に基づかないで職権で滞納処分の執行を停止することをいう。

次のいずれかに該当する場合には、滞納処分の執行を停止することができる（法第15条の7第1項）。

- 1号 滞納処分をすることができる財産がないとき
- 2号 滞納処分をすることによって、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- 3号 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

② 事務手続

滞納者が滞納処分の執行停止の要件に該当する場合には、県税事務所長は、滞納処分の執行停止をすることができる。なお、滞納処分の執行停止は、滞納者の申請に基づかず職権で行い、滞納者へ通知する。

③ 滞納処分の執行停止の効果

(ア) 滞納処分の禁止

執行停止期間中は、その停止に係る滞納金について、交付要求、参加差押えを除く新たな滞納処分をすることができない。

(イ) 差押えの解除

滞納処分の執行停止の要件の2号に該当する滞納者の場合で、差押えた財産がある場合には、差押えを解除しなければならない。

(ウ) 納付・納入義務の免除

滞納処分の執行停止が3年間継続した場合、納付・納入義務は消滅する。

(エ) 延滞金の免除

滞納処分の執行停止期間中の延滞金は、その全額が免除される。

④ 納税義務の消滅

(ア) 3年間の継続

執行停止が取り消されることなく、3年間継続したときは、その執行停止に係る県税徴収金（延滞金も含む）の納税義務は消滅する。

(イ) 直ちに消滅させることができる場合

地方税法第15条の7第5項に規定する「その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当する場合、執行停止後、直ちにその執行停止に係る県税徴収金（延滞金も含む）の納税義務を消滅させることができる。

⑤ 執行停止後の事後調査（資力回復調査）

滞納処分の執行停止は、納付能力が一時的にない者又は所在不明の者につき、その資力が回復するまで又は所在が判明するまでの一定期間を限度として、滞納処分の執行を停止する制度である。執行停止後に、事後調査をしないで放置することは、租税負担の公平性を欠くため、定期的に執行停止を継続することの適否を判断することが必要である。このため、前年度以前に滞納処分の執行を停止した者について、原則として、1年に1回、資力が回復していないかどうか又は所在が判明していないかどうかについて、滞納者の財産状況等を調査している。

⑥ 執行停止の取消し

執行停止後に、その執行に係る滞納者について、資力が回復している又は所在等が判明した場合には、直ちにその執行停止を取り消さなければならない。

滞納処分 of 執行停止を取り消したときは、滞納者に通知する。

(6) 不納欠損処理

不納欠損処理とは、時効が完成する場合、滞納処分 of 執行停止が3年間継続した場合、若しくは、納税義務を即時に消滅させる場合において、納税義務が消滅するものである。

不納欠損処理ができる場合は、地方税法によって以下のとおり定められている。

- 時効完成（法第18条第1項）

納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、納税義務は時効により消滅する。

- 滞納処分 of 執行停止が3年間継続したことによる納税義務の消滅（法第15条の7第4項）

滞納処分 of 執行停止が3年間継続することによって、納税義務は消滅する。

- 直ちに納税義務を消滅させたもの（法第15条の7第5項）

滞納している県税債権が明らかに徴収できない場合には、知事の承認により、納税義務を直ちに消滅させることができる。

(7) 延滞金

延滞金は、税金が納期限後に納付された場合に、遅延日数に応じて地方税法で定められた割合を乗じて計算した金額を徴収するものである。

3. 大分県における状況

(1) 調定及び収入等の状況

大分県における各年度の調定額、収入済額、不納欠損額、過誤納額、収入未済額の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

		調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額
平成20年度	現年	123,108,022	121,270,312	629	0	1,837,079
	繰越	2,986,550	816,274	203,865	3,360	1,969,771
	計	126,094,572	122,086,586	204,495	3,360	3,806,851
平成21年度	現年	104,534,243	103,157,567	1,625	0	1,375,050
	繰越	3,763,857	864,679	166,168	3,637	2,736,646
	計	108,298,101	104,022,246	167,794	3,637	4,111,697
平成22年度	現年	100,002,892	99,019,305	2,638	0	980,949
	繰越	4,092,854	1,000,819	201,117	4,869	2,895,786
	計	104,095,747	100,020,124	203,755	4,869	3,876,736
平成23年度	現年	98,676,098	97,756,248	1,815	0	918,034
	繰越	3,858,985	901,601	235,439	4,651	2,726,595
	計	102,535,083	98,657,849	237,255	4,651	3,644,630
平成24年度	現年	100,253,584	99,396,040	813	0	856,730
	繰越	3,683,176	866,455	256,603	3,569	2,563,686
	計	103,936,761	100,262,496	257,416	3,569	3,420,417

(2) 収入済額の内訳

「(1) 調定及び収入等の状況」の収入済額の各年度の詳細は以下のとおりである。下記収入済額の内訳のうち納期後差押前、差押後公売前、債権取立、公売が「滞納整理」の範囲である。

(単位：千円)

		調定額	収入済額						合計
			納期内	納期後 差押前	差押後 公売前	債権取立	公売	市町村 払込	
平成20年度	現年	123,108,022	77,143,670	12,206,596	15,764	13,306	2,080	31,888,894	121,270,312
	繰越	2,986,550	0	303,735	15,546	27,546	2,895	466,550	816,274
	計	126,094,572	77,143,670	12,510,332	31,311	40,852	4,975	32,355,444	122,086,586
平成21年度	現年	104,534,243	60,217,381	11,631,954	12,792	10,323	653	31,284,462	103,157,567
	繰越	3,763,857	0	234,959	48,207	21,930	4,578	555,004	864,679
	計	108,298,101	60,217,381	11,866,914	60,999	32,253	5,231	31,839,467	104,022,246
平成22年度	現年	100,002,892	58,858,689	10,738,116	52,024	14,112	728	29,355,633	99,019,305
	繰越	4,092,854	0	232,883	32,693	32,985	60,248	642,008	1,000,819
	計	104,095,747	58,858,689	10,971,000	84,718	47,098	60,976	29,997,641	100,020,124
平成23年度	現年	98,676,098	58,532,464	10,170,414	37,138	22,305	520	28,993,405	97,756,248
	繰越	3,858,985	0	188,377	32,762	29,635	26,269	624,555	901,601
	計	102,535,083	58,532,464	10,358,791	69,900	51,940	26,789	29,617,961	98,657,849
平成24年度	現年	100,253,584	58,953,632	9,975,873	30,858	21,951	3,370	30,410,353	99,396,040
	繰越	3,683,176	0	166,714	41,669	47,014	10,927	600,129	866,455
	計	103,936,761	58,953,632	10,142,588	72,528	68,966	14,298	31,010,482	100,262,496

また、平成24年度の収入済額の各県税事務所の詳細は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成24年度		調定額	収入済額						合計
			納期内	納期後 差押前	差押後 公売前	債権取立	公売	市町村 払込	
別府	現年	9,882,139	3,904,525	840,949	10,917	5,577	2,143	4,939,176	9,703,289
	繰越	762,685	0	37,069	13,579	4,091	4,018	158,997	217,756
	計	10,644,825	3,904,525	878,018	24,496	9,669	6,161	5,098,173	9,921,046
大分	現年	50,006,191	25,691,920	7,030,481	13,715	5,710	891	16,821,538	49,564,257
	繰越	1,973,738	0	103,009	22,539	34,572	2,069	263,260	425,452
	計	51,979,929	25,691,920	7,133,490	36,255	40,283	2,960	17,084,799	49,989,710
佐伯	現年	3,348,811	1,441,710	263,867	1,483	864	0	1,594,301	3,302,227
	繰越	208,951	0	4,950	1,548	1,007	131	44,099	51,737
	計	3,557,762	1,441,710	268,817	3,031	1,872	131	1,638,401	3,353,965
豊後大野	現年	2,454,751	929,603	352,132	1,350	1,585	191	1,131,445	2,416,307
	繰越	145,776	0	4,967	211	1,188	0	23,035	29,402
	計	2,600,528	929,603	357,099	1,561	2,774	191	1,154,480	2,445,710
日田	現年	4,161,011	1,614,148	544,692	360	1,302	56	1,950,053	4,110,614
	繰越	217,500	0	4,140	185	1,559	4,697	42,150	52,732
	計	4,378,512	1,614,148	548,833	546	2,862	4,753	1,992,204	4,163,346
中津	現年	9,833,932	4,805,169	943,559	3,030	6,910	88	3,973,838	9,732,597
	繰越	374,524	0	12,577	3,605	4,594	11	68,585	89,374
	計	10,208,456	4,805,169	956,137	6,636	11,504	99	4,042,423	9,821,971
税務課	現年	20,566,746	20,566,554	191	0	0	0	0	20,566,746
	繰越	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	20,566,746	20,566,554	191	0	0	0	0	20,566,746
県計	現年	100,253,584	58,953,632	9,975,873	30,858	21,951	3,370	30,410,353	99,396,040
	繰越	3,683,176	0	166,714	41,669	47,014	10,927	600,129	866,455
	計	103,936,761	58,953,632	10,142,588	72,528	68,966	14,298	31,010,482	100,262,496

(3) 不納欠損額

「(1) 調定及び収入等の状況」の不納欠損額の各年度の詳細は以下のとおりである。

(単位：千円)

	不納欠損額				
	時効完成	滞納処分後 3年経過	法人解散等	市町村分	合計
平成20年度	64,689	15,182	22,628	101,994	204,495
平成21年度	58,184	3,743	13,326	92,539	167,794
平成22年度	55,246	4,066	23,514	120,927	203,755
平成23年度	41,477	5,670	50,753	139,352	237,255
平成24年度	28,724	5,246	18,066	205,379	257,416

(4) 県税のうち収入未済額の割合の推移

各年度の現年調定額に占める収入未済額の割合は以下のとおりである。平成20年度から継続的に収入未済額及びその発生割合は減少傾向にある。

(単位：千円)

税目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収入未済額	1,837,079	1,375,050	980,949	918,034	856,730
県税全体調定額	123,108,022	104,534,243	100,002,892	98,676,098	100,253,584
収入未済の発生割合	1.49%	1.32%	0.98%	0.93%	0.85%

(5) 収入未済額の内訳

「(1) 調定及び収入等の状況」の収入未済額の各年度の詳細は以下のとおりである。
下記収入未済額の全てが「滞納整理」の範囲である。

(単位：千円)

	収入未済額	収入未済額						
		差押中	処分停止	徴収猶予	交付要求	分納誓約	その他	
平成20年度	現年	1,837,079	24,784	1,391	54,119	6,613	204	1,749,966
	繰越	1,969,771	154,094	31,470	19,780	94,594	4,233	1,665,600
	計	3,806,851	178,878	32,861	73,899	101,207	4,437	3,415,566
平成21年度	現年	1,375,050	12,883	552	4,386	4,949	43,032	1,309,246
	繰越	2,736,646	78,584	38,927	7,588	26,393	143,983	2,441,170
	計	4,111,697	91,467	39,479	11,974	31,342	187,016	3,750,417
平成22年度	現年	980,949	19,014	1,116	9,629	3,921	1,069	946,198
	繰越	2,895,786	575,245	52,338	443	43,477	175,738	2,048,542
	計	3,876,736	594,260	53,454	10,073	47,398	176,807	2,994,741
平成23年度	現年	918,034	53,166	766	40,582	11,511	10,288	801,719
	繰越	2,726,595	703,071	54,456	62	40,503	4,458	1,924,042
	計	3,644,630	756,237	55,223	40,644	52,015	14,746	2,725,762
平成24年度	現年	856,730	10,203	1,082	37,539	6,788	1,650	799,466
	繰越	2,563,686	477,162	290,936	6,934	24,343	4,948	1,759,360
	計	3,420,417	487,366	292,018	44,473	31,131	6,599	2,558,827

また、平成24年度の収入未済額の各県税事務所の詳細は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成24年度		収入未済額	収入未済額					その他
			差押中	処分停止	徴収猶予	交付要求	分納誓約	
別府	現年	178,601	4,900	227	340	330	1,640	171,161
	繰越	499,476	9,386	8,874	1,388	3,581	2,838	473,407
	計	678,077	14,286	9,102	1,729	3,912	4,479	644,568
大分	現年	441,693	2,773	680	36,074	5,714	9	396,441
	繰越	1,425,612	457,344	268,488	5,506	16,054	2,110	676,107
	計	1,867,305	460,117	269,168	41,581	21,768	2,120	1,072,549
佐伯	現年	46,260	824	34	0	52	0	45,348
	繰越	137,688	1,930	5,253	0	291	0	130,212
	計	183,948	2,755	5,287	0	343	0	175,561
豊後大野	現年	38,443	385	0	0	39	0	38,019
	繰越	103,117	424	1,353	9	139	0	101,189
	計	141,561	809	1,353	9	179	0	139,209
日田	現年	50,396	115	119	6	25	0	50,129
	繰越	144,751	4,602	4,145	29	3,522	0	132,451
	計	195,148	4,717	4,264	36	3,547	0	182,581
中津	現年	101,335	1,204	20	1,117	626	0	98,366
	繰越	253,040	3,474	2,821	0	753	0	245,990
	計	354,375	4,679	2,841	1,117	1,380	0	344,357
税務課	現年	0	0	0	0	0	0	0
	繰越	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
県計	現年	856,730	10,203	1,082	37,539	6,788	1,650	799,466
	繰越	2,563,686	477,162	290,936	6,934	24,343	4,948	1,759,360
	計	3,420,417	487,366	292,018	44,473	31,131	6,599	2,558,827

4. 外部監査の結果

徴収管理につき監査を実施した結果、以下の事項が検出された。

(1) 滞納処分の執行停止の時期について

所在不明滞納者の所在調査を実施したが、所在及び財産がともに不明であったにもかかわらず、滞納処分の執行を停止していないものがあった。なお、当該ケースでは、その後、約2年間何らの調査も行われておらず、2年後に再び調査を実施し、滞納処分の執行の停止が行われていた。【結果15-1】

滞納処分の執行停止は納付能力を一時的に喪失した者、又は所在不明等の者につき、その資力が回復するまで、又は所在が判明するまでの一定期間を限度として、滞納処分の執行を見合わせる制度である。当該制度を適切に活用することにより、税債権を「回収可能な税債権」と「回収困難な税債権」に整理することが可能となり、また、「回収可能な税債権」の回収に傾注することが可能となる。このため、「回収困難な税債権」と整理される滞納処分の執行停止に該当する場合には、適切な時期に滞納処分の執行を停止することが望まれる。

(2) 滞納処分の執行停止者の資力回復調査について

滞納処分の執行停止者について、資力回復調査の事務所長決裁を受けず、滞納処分の執行停止が継続されているものがあった。【結果15-2】

滞納処分の執行停止者については、内規である事務処理要領で、年に1回以上、資力回復状況を調査し、滞納処分の執行の停止を継続するかどうか、事務所長の決裁を受けることとされている。しかし、資力回復調査自体が行われていないもの、又は、資力回復調査が行われているものの調査が完了しなかったものがあり、滞納処分の執行を継続するか取消しするかについて事務所長の決裁を受けず、滞納処分の執行の停止が継続されていた。

上記が発生する原因として、滞納処分の執行停止者の情報が一元管理されるような仕組みが整備されていないことが考えられる。このため、滞納処分の執行停止者について、年に1回以上の資力回復調査が確実にできるような情報を一元管理できる仕組みを構築することが望ましい。

(3) 滞納処分の執行停止者の資力回復調査の妥当性について

資力回復調査の結果、滞納処分の執行停止が継続されているが、追加調査等を指示すべきであったと考えられるものがあった。【結果15-3】

滞納処分の執行停止者の死後1年以上経過した状態で、相続関係が不明であることを理由に滞納処分の執行停止が継続承認されていた。通常、死後1年以上経過した状態で相続関係が不明であることは稀であると考えられる。また、当該調査書には、家庭裁判所へ照会と記載されていたが、照会された結果の記録が保管されていなかった。資力回復調査を決裁する際には、記載内容や判断の根拠となる添付書類の妥当性を検証することが必要であると考えられる。

(4) 滞納処分の執行停止者の資力回復調査の照会について

資力回復調査の一環として、関係官公庁へ照会しているが、対象の中に1件、調査時点において時効により既に税債権が消滅していた案件が含まれていた。
【結果15-4】

上記が発生する原因として、滞納処分の執行停止者の情報が一元管理されるような仕組みが整備されていないことが考えられる。このため、滞納処分の執行停止者について、適切な時期に関係官公庁へ照会できるように消滅時効の完成時期等の情報を一元管理できる仕組みを構築することが望ましい。

5. 意見

(1) 起案書や帳票等の承認押印漏れについて

滞納処分を停止する場合や不納欠損処理する場合など、起案書等において所長の承認を得たうえで処理を行う必要がある。

所長の承認行為について、起案書や帳票等の所長決裁欄に押印がない状態で処理を行っているものが発見された。複数の帳票等を一括で承認する場合、所長は1枚目の帳票等にしか押印しないことがあるため、2枚目以降の帳票等に所長の押印がないこともあるとのことである。しかし、その場合、承認した範囲が明確でないため、形式的には、所長が未承認の状態で行われていることになる。複数の帳票等を一括で承認する場合には、一括承認の範囲を明確にしたうえで行うことが望ましい。

【意見15-1】

(2) 公印使用の承認押印漏れについて

公印を押印する場合には、公印使用の承認を得たうえで押印することが必要である。

公印使用の承認行為について、口頭で管理者の承認は得ていたものの、使用承認の確認印の押印が漏れているものが発見された。公印は管理者が保管・管理しているため、未承認の状態で行われることはないとのことであるが、適切な事務処理を経たうえで、公印を使用することが望ましい。【意見15-2】

(3) 代理決裁の妥当性について

代理決裁とは、本来権限を持っている者が不在の場合等臨時的に、本来権限を持っている者の下位の者が、本来権限を持っている者の権限を実行することである。

起案書を決裁する際に、本来権限を持っている所長が不在であれば、緊急性がなくとも代理決裁を行っているものが散見された。緊急性がない起案書の決裁の場合には、安易に代理決裁するのではなく、所長が決裁することが望ましい。【意見15-3】

(4) 滞納整理カードの棚卸及び廃棄について

滞納整理カードは、個人情報に記載された重要な書類であり、紛失等の危険性を再認識し、組織的に統一した管理・廃棄処分等が実施されるように、その要領について規程等を定めることが望ましい。【意見15-4】

滞納整理カードは、個人情報に記載された非常に重要な書類である。このため、滞納整理カードは全て漏れなく保管される必要があることから、各県税事務所において、税務システムから出力される未納者リストと滞納整理カードの一致を確認しているとのことであるが、その棚卸方法は、上長が確認している県税事務所もあれば、担当者に任せている県税事務所もあり、統一した棚卸方法でない状況である。また、滞納整理が完了した滞納整理カードは、年度ごとに箱詰めされ、倉庫に保管され、一定期間経過後に廃棄処分される。しかし、滞納整理カードが全て漏れなく正確に廃棄処分されたかについて確かめられていない。

県の規程等で滞納整理カードの棚卸等が定められていないため、滞納整理カードの

棚卸等については、組織的に統一した管理・廃棄処分等となっていないと考えられる。

(5) 滞納処分の執行停止・欠損処分について

明らかに徴収が見込めない税債権については、早期に滞納処分の執行を停止し、徴収が見込まれる税債権に傾注して、経済的効率性を追求することが望ましい。

【意見 15-5】

下記は、平成19年度に発生した県税全体の収入未済額が平成19年度以降においてどのような収入状況及び不納欠損状況だったかを示したものである。

(単位：千円)

調定年度	活動年度	(繰越)調定現額	収入済額	不納欠損額
平成19年度	平成19年度	127,910,233	126,522,398	3,556
	平成20年度	1,364,322	601,314	3,811
	平成21年度	741,140	156,595	10,129
	平成22年度	572,555	103,980	14,572
	平成23年度	453,028	83,289	22,741
	平成24年度	346,878	58,537	160,790
合計			127,526,113	215,599
比率			99.70%	0.17%

「2(4) 不納欠損処理」に記載のとおり、不納欠損は、時効完成、滞納処分の執行停止が3年間継続したことによる納税義務の消滅（滞納処分の執行停止）、直ちに納税義務を消滅させたもの（即時欠損）の場合に行われる。平成19年度に調定した調定額のうち、平成24年度までに2億1千5百万円が不納欠損処理されているが、そのうち1億6千万円（市町村が徴収を行う個人県民税分1億3千5百万円を含む。）は平成24年度に不納欠損処理されている。これらの多くは、時効により不納欠損処理が行われたと推測される。調定年度から時効が完成する5年後に不納欠損額が増加するということは、適切な時期に滞納処分の執行停止が行われていない可能性を示唆するものである。なぜなら、調定後、すぐに滞納処分する財産がない等明らかに徴収が見込めないと判断し滞納処分の執行を停止した場合、滞納処分の執行停止が3年間継続した平成22年度に不納欠損処理されるためである。

経済的効率性の観点からは、明らかに徴収が見込めない場合、早期に滞納処分の執行を停止し、不納欠損処理すべきである。上記のとおり、適切な時期に滞納処分の執行停止が行われていない可能性を示唆する状況がある。このため、明らかに徴収が見込めない税債権については、早期に滞納処分の執行を停止し、徴収が見込まれる税債権に傾注して経済的効率性を追求することが望ましい。

第 16. 税務システム

1. 税務システムの概要

(1) システムの構成

大分県の税務システムは、主に 3 つのシステムで構成されている。

ア 県税総合情報管理システム

- 平成 7 年 4 月の一次稼働、平成 9 年 4 月の二次稼働を経て、運用を開始した。
- 対象税目は、個人県民税、県民税利子割、個人事業税、法人二税（法人県民税及び法人事業税）、不動産取得税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税及び特別地方消費税である。課税情報、収納情報、徴収情報の全てを当システムで管理している。

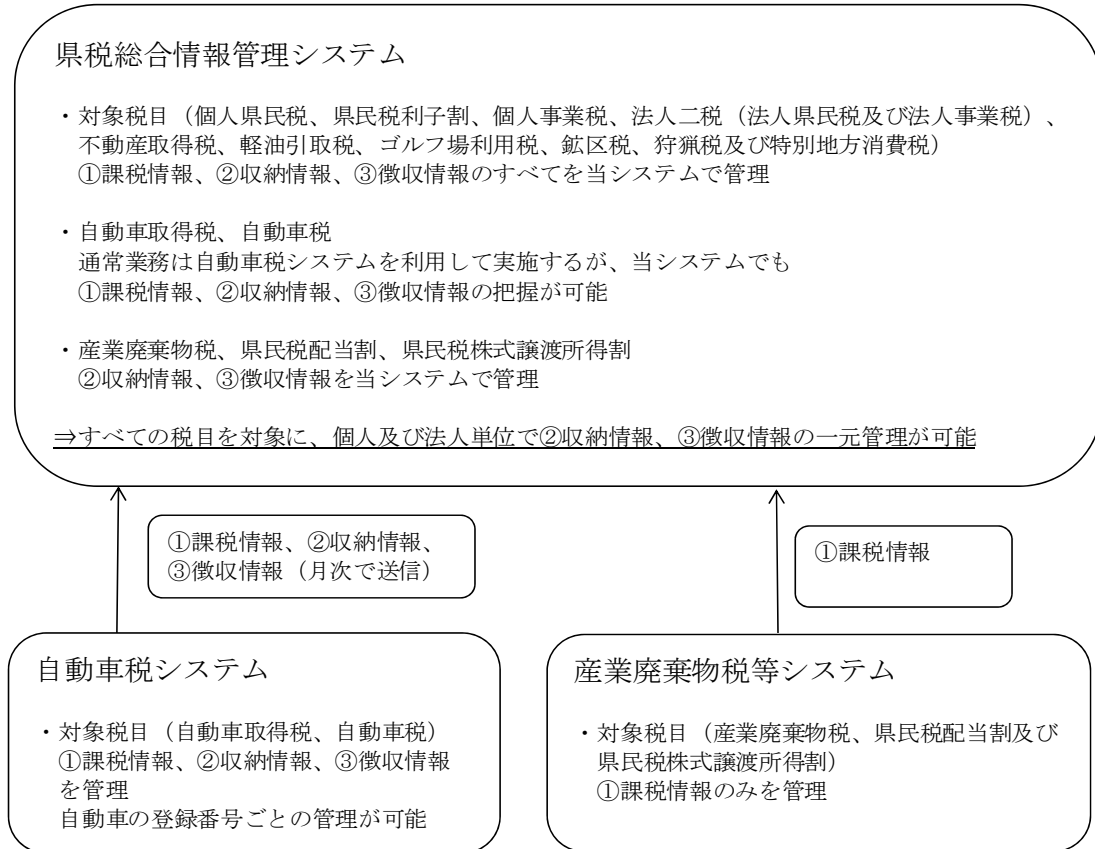
イ 自動車税システム

- 平成 4 年 4 月から稼働を開始した。
- 対象税目は、自動車取得税及び自動車税である。課税情報、収納情報、徴収情報の全てを当システムで管理している。
- 月に一度、県税総合情報管理システムへ課税情報、収納情報、徴収情報を送信しており、県税総合情報管理システムでも当該情報の把握が可能である。
- 自動車税システムでは、自動車の登録番号ごとにデータを管理できるため、自動車取得税及び自動車税については、県税総合情報管理システムではなく、当システムを用いて管理している。

ウ 産業廃棄物税等システム

- 平成 17 年 4 月から稼働を開始した。
- 対象税目は、産業廃棄物税、県民税配当割及び県民税株式譲渡所得割である。課税情報のみを当システムで管理しており、収納情報及び徴収情報は県税総合情報管理システムで管理している。
- 当システムは、大分県内の県税事務所 6 箇所のうち、大分県税事務所のみで導入されている。

上記システムの関連図は、次のとおりである。



(2) 税務システムの維持管理・運用体制

ア 税務システムの維持管理

- 税務システムの維持管理は、総務部税務課税務電算班の主幹以下6名によって実施されている。
- 税務システムの構築、更改及び運営については、総務部税務課税務電算班によって実施されている。
- 総務部税務課税務電算班は、システムの特異性を考慮し、上記3つのシステムの維持管理業務をシステム開発業者へ委託している。
- 税務システムが稼動する大型コンピュータの運営は、商工労働部情報政策課によって実施されている。

イ 情報セキュリティに関する指針

- 大分県では、情報資産の取扱いと情報セキュリティ対策に関する基本的な考え方として、平成15年3月31日付で「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」が制定されている。また、情報セキュリティ対策として遵守すべき行為及び判断等の基準として、同日付で「情報セキュリティ対策基準」が制定されている。
- 情報セキュリティ対策を実施するため、所管部署ごとに各システムの具体的な実施手順を定めたものとして、情報セキュリティ実施手順が定められている。県税関連では、税務課と県税事務所を対象に、「県税事務所等情報セキュリティ実施手順」が平成16年4月に制定されており、その後、平成21年4月及び平

成 25 年 5 月に改定されている。

ウ アクセス制限

- 税務システムへのログイン時には、職員番号とパスワードが必要である。個人ごとに担当する税目や業務内容が異なるため、税務課税務電算班が個人ごとに権限を設定することで、担当外の税目、業務へのアクセスが制限されている。
- パスワードに関して、県税総合情報管理システム及び自動車税システムでは、システム上で強制的に 1 年ごとの変更が求められている。一方、産業廃棄物税等システムでは、強制的にパスワードを変更する機能はなく、セキュリティ研修等を通じて定期的な変更を指導している状況である。

エ データのバックアップ

- 税務システムの常用データ（常時利用しているデータ）は、災害時の不測の事態に備え、商工労働部情報政策課の担当者が、毎日バックアップしたうえで庁舎外に保管している。（バックアップ期間は 2 日間）
- 常用データのうち、県民税利子割、法人二税（法人県民税及び法人事業税）、不動産取得税及び自動車税のデータは、件数が多いため、総務部税務課税務電算班が、完納となっているデータを対象にバックアップ媒体（CD 等）に移管し、常用データから削除している。その他の税目のデータは、データ量が少ないため、移管処理及び常用データの削除は実施していない。
- この移管処理について、自動車税は年 1 回（7 月）実施し、その他の税目は常用データの保存領域を考慮したうえで、数年毎に実施している。
- 移管したデータの保管期限に関して、税に特化したルールは制定しておらず、公文書の文書管理規程で項目ごとに定めている保管期限（1 年未満、1 年、5 年、10 年、30 年、常用）に準拠している。法第 17 条の 5 で規定されている更正・決定等の期間制限が最長 7 年であること、バックアップ媒体の保存領域を考慮し、自動車税は 10 年を越えたものを廃棄し、その他の税目は 10 年を越えたものも廃棄せずに保存している。

2. 外部監査の結果

税務システムにつき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

3. 意見

(1) 県税総合情報管理システム及び自動車税システムの新システムへの移行について

将来の新システムへの移行時に、事務処理の効率化を可能にするため、現時点においても、自動化が可能な業務の有無を検討しておくことが望まれる。【意見 16-1】

税務システムのうち、現行の自動車税システムは平成 4 年 4 月の稼働開始から 21 年が経過し、県税総合情報管理システムは平成 7 年 4 月の一次稼働開始から 18 年が経

過している。このため、これらのシステムに関して、新システムへの移行を検討する時期に来ていると考えられる。

新システムに求められる大きな役割の1つとして、これまで手作業で実施していた処理の一部をシステムで自動化することに伴う事務処理の効率化が挙げられる。実務において現行の事務処理を見つめなおし、手作業で実施している処理で自動化が可能なものはないか、日常的に検討しておくことが望まれる。これにより、新システム的设计段階における開発業者との打合せで検討内容が議論され、自動化が反映され、事務処理の効率化につながると考えられる。

(2) 産業廃棄物税等システムにおけるパスワードの管理について

産業廃棄物税等システムについて、強制的にパスワードを変更する機能はなく、セキュリティ研修等を通じて定期的な変更を指導するのみで、実際の変更確認は実施されていない。システム上で個人情報の入手が可能であり、機密性が高いため、システム上で強制的にパスワードの変更を求める機能を設定し、セキュリティを向上させることが望まれる。【意見16-2】

(3) 常用データから削除して移管したデータの保管期限に関するルールの明確化

税務システムの常用データから削除して移管したデータの保管期限に関して、ルールを明確化したうえで、保管期限を越えたデータを廃棄処分することが望まれる。

【意見16-3】

大分県では、税務システムの常用データについて、システム上のデータ保存領域確保のため、データ件数が多い県民税利子割、法人二税（法人県民税及び法人事業税）、不動産取得税及び自動車税のデータで完納となっているものを対象に、定期的にバックアップ媒体（CD等）に移管し、税務システムのデータ保存領域から削除している。

移管したデータの保管期限について、税に特化したルールが制定されておらず、公文書の文書管理規程に準拠している。法第17条の5で規定されている更正・決定等の期限が最長7年であること、バックアップ媒体の保存領域を考慮し、件数が多く、データの容量も大きい自動車税は10年を越えたものを廃棄し、その他の税目は10年を越えたものも廃棄せずに保存している。

移管したデータの保管期限に関するルールを明確化していない現状では、例えば、法で規定されている更正・決定等の期限（7年）を越えた保管していたデータを紛失した場合でも、移管したデータには個人情報も含まれているため、大分県に保管責任が求められる。

税務システムの常用データから削除して移管したデータの保管期限に関して、ルールを明確化したうえで、保管期限を越えたデータを廃棄処分することが望まれる。

以上